

令和元年 9 月定例会

南伊豆町議会会議録

令和元年 9 月 24 日 開会

令和元年 10 月 17 日 閉会

南伊豆町議会

令和元年
九月
定例会

南伊豆町議会
会議録

令和元年
九月
定例会

南伊豆町議会
会議録

令和元年9月南伊豆町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月24日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○開議宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○行政報告	4
○一般質問	8
加 畑 毅 君	8
漆 田 修 君	23
谷 正 君	41
比野下 文 男 君	59
宮 田 和 彦 君	70
○散会宣告	88
○署名議員	89

第 2 号 (9月25日)

○議事日程	91
○本日の会議に付した事件	92
○出席議員	92
○欠席議員	92

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	9 2
○職務のため出席した者の職氏名	9 3
○開議宣告	9 4
○発言訂正について	9 4
○議事日程説明	9 4
○会議録署名議員の指名	9 5
○一般質問	9 5
横 嶋 隆 二 君	9 5
黒 田 利貴男 君	1 1 1
○報第 5 号の上程、説明、質疑	1 2 6
○報第 6 号の上程、説明、質疑	1 2 7
○議第 5 8 号及び議第 5 9 号の一括上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	1 2 7
○議第 6 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 0
○議第 6 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 1
○議第 6 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 2
○議第 6 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 4
○議第 6 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 5
○議第 6 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 7
○議第 6 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 9
○議第 6 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 0
○議第 6 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 1
○議第 6 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 2
○議第 7 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 5
○議第 7 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 7
○議第 7 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 5
○議第 7 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 7
○議第 7 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 9
○議第 7 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 1
○議第 7 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 2
○議第 7 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 3

○議第 7 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 5
○議第 7 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 6
○議第 8 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 7
○散会宣告	1 7 0
○署名議員	1 7 1

第 3 号 (9月27日)

○議事日程	1 7 3
○本日の会議に付した事件	1 7 3
○出席議員	1 7 3
○欠席議員	1 7 3
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	1 7 3
○職務のため出席した者の職氏名	1 7 3
○開議宣告	1 7 5
○議事日程説明	1 7 5
○会議録署名議員の指名	1 7 5
○議第 8 1 号の上程、説明、質疑、委員会付託	1 7 5
○議第 8 2 号の上程、説明、質疑、委員会付託	1 8 3
○議第 8 3 号の上程、説明、質疑、委員会付託	1 8 5
○議第 8 4 号の上程、説明、質疑、委員会付託	1 8 8
○議第 8 5 号～議第 8 7 号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	1 9 0
○議第 8 8 号の上程、説明、質疑、委員会付託	1 9 3
○議第 8 9 号の上程、説明、質疑、委員会付託	1 9 5
○議第 9 0 号の上程、説明、質疑、委員会付託	1 9 7
○議第 9 1 号～議第 9 3 号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	1 9 9
○議第 9 4 号の上程、説明、質疑、委員会付託	2 0 3
○散会宣告	2 0 9
○署名議員	2 1 1

第 4 号 (10月17日)

○議事日程	2 1 3
○本日の会議に付した事件	2 1 4
○出席議員	2 1 4
○欠席議員	2 1 4
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	2 1 4
○職務のため出席した者の職氏名	2 1 4
○開議宣告	2 1 6
○議事日程説明	2 1 6
○会議録署名議員の指名	2 1 6
○議第 8 1 号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	2 1 6
○議第 8 2 号～議第 8 4 号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	2 2 1
○議第 8 5 号～議第 8 8 号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	2 2 3
○議第 8 9 号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	2 2 5
○議第 9 0 号～議第 9 3 号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	2 2 6
○議第 9 4 号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	2 2 9
○議第 9 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 0
○発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 6
○各委員会の閉会中の継続調査申出書	2 3 8
○議員派遣の申し出について	2 3 9
○閉議及び閉会宣告	2 3 9
○署名議員	2 4 1

令和元年 9 月定例町議会

(第 1 日 9 月 24 日)

令和元年 9 月南伊豆町議会定例会

議 事 日 程（第 1 号）

令和元年 9 月 2 4 日（火）午前 9 時 3 0 分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11 名）

1 番	黒 田 利貴男 君	2 番	宮 田 和 彦 君
3 番	比野下 文 男 君	4 番	加 畑 毅 君
5 番	谷 正 君	6 番	長 田 美喜彦 君
7 番	稲 葉 勝 男 君	8 番	清 水 清 一 君
9 番	漆 田 修 君	10 番	齋 藤 要 君
11 番	横 嶋 隆 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岡 部 克 仁 君	副 町 長	橋 本 元 治 君
教 育 長	佐 野 薫 君	総 務 課 長	渡 邊 雅 之 君
企 画 課 長	菰 田 一 郎 君	地方創生室長	勝 田 智 史 君
地域整備課長	飯 田 満寿雄 君	商工観光課長	齋 藤 重 広 君

町民課長	高野喜久美君	健康増進課長	山田日好君
福祉介護課長	高橋健一君	教育委員会 教務局長	大野孝行君
生活環境課長	高野克巳君	会計管理者	高橋由美君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤禎明	係	長	内藤彰一
--------	------	---	---	------

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（清水清一君） おはようございます。

新しい議会が始まりますので、皆様よろしく願いいたします。

定刻になりました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより令和元年9月南伊豆町議会定例会を開会いたします。

本町では5月1日より10月末日までの間クールビズを推奨しておりますので、よろしくお
願いいたします。上着の脱着については各自のご判断でお願いいたします。

◎議事日程説明

○議長（清水清一君） 議事日程は、印刷配付したとおりであります。

◎開議宣告

○議長（清水清一君） これより、本会議第1日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水清一君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

3番議員 比野下 文 男 君

4番議員 加 畑 毅 君

◎会期の決定

○議長（清水清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月17日までの24日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。よって、会期は本日から10月17日までの24日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（清水清一君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

令和元年6月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加したので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（清水清一君） 日程第4、町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） おはようございます。

令和元年南伊豆町議会9月定例会の開会に当たり、令和元年6月定例会以降の主な事項について行政報告を申し上げます。

1、石廊崎オーシャンパーク整備に向けて。

石廊崎オーシャンパークの広場整備事業については、7月18日の入札を経て株式会社南伊

豆造園土木が受注し、令和2年2月までの工期をもって、芝生広場、鑑賞木の植栽、野外ステージ整備等を進めております。

開園以来の入り込みでは、4月後半から大型連休などで順調に推移したものの7月の長梅雨などが影響し伸び悩みが見られました。

8月に入り持ち直しの兆しが見られる中、これからの秋の行楽シーズンに向けて大きな期待を寄せるところであります。

また、8月6日には「夏の星空観賞会」が開催され、町内外から多数の親子が参加し、夏の星空に関する講話や天体観測など360度広がる満点の星空を存分に楽しんでいただきました。

加えて、10月下旬にはJ R東日本による伊勢海老列車が予定されており、石廊崎オーシャンパークにて伊勢海老のつかみ取りなど各種イベントが開催されるほか、石廊崎灯台の内部観覧などを通して伊豆半島最南端の壮大な景観をご堪能いただく予定となっております。

開園から上半期が経過いたしました但、より多くの来園者獲得に向けた取り組みに注力しながら、名勝石廊崎の魅力ある情報発信に努めてまいります。

2、光通信網整備の進捗状況。

町内の未整備地区に係る現地確認など詳細な調査が7月末に完了したことから、工事実施に向けた詳細設計を進めております。

工事期間は10月上旬から令和2年2月中旬までを予定しており、64局・65局・67局エリアの工事終了後には総務省の認可を受けて3月下旬ごろからの供用開始を目指しております。

光通信網の整備は極めて重要な地方創生施策でもあることから、通信事業者と連携して加入促進に努め、高度情報化を活用した行政サービスの提供などにも鋭意取り組んでまいります。

3、南上地域農山村活性化事業の取り組み。

6月7日、令和元年度第1回南伊豆町再生可能エネルギー農山村活性化協議会が開催され、農山村再生可能エネルギー法に基づく基本計画が策定されたことから、8月発行の広報みなみいず及びホームページで公表いたしました。

同基本計画では、岩殿地内で約140キロワットの木質バイオマス発電事業を展開し、南上地域に多く賦存する広葉樹を長期的・安定的な価格で買い取ることで農林業の健全な発展に資するほか、里山の再生と有害獣対策などの課題解決に寄与することを目指しております。

このため、発電事業者からの施設整備計画に係る認定申請等を受けた場合、同基本計画と

の適合性を検証し、認定の可否を判断することになります。

また、事業認定を受けることで発電事業者は出力制御ルール上の優遇措置を受けることが可能となりますが、町の責務として、発電事業者の実施状況調査や進捗状況を把握し、必要に応じた指導・助言が求められております。

将来的には、発電規模で1,000キロワット級の発電を目指す中で、当該発電事業による排熱を利用した新たな第一次産業の創出などにも大きな期待が寄せられておりますので、周辺地域の方々にもご理解を賜りながら慎重に事業を進めてまいります。

4、消防協会賀茂支部消防操法大会。

6月9日、松崎町営グラウンドにおいて静岡県消防協会賀茂支部操法大会が開催され、ポンプ車操法の部及び小型ポンプ操法の部でともに3位入賞を果たしました。

また、個人表彰では、ポンプ車操法の部で指揮者が最優秀選手賞を受賞いたしました。

本大会においては、ポンプ車操法を第3分団、小型ポンプ操法を第6分団が担当し、4月22日から練習を積み重ね、大会では堂々としたすばらしい操法を披露していただきました。

仕事を終えた後の夜間訓練に懸命に取り組んでいただいた選手はもとより、応援や訓練補助等の後方支援にご尽力いただいた方々や熱心にご指導いただいた本部役員の皆様に衷心より感謝を申し上げる次第でございます。

5、南伊豆認定こども園の一園化に向けて。

本町においては、加速する少子化、保育施設の老朽化といった課題解決を契機として幼保一元化の取り組みが推進され、認定こども園の2園体制をもって現在に至っております。

このような中、本年9月1日現在の総園児数は173名で、定数315名を大きく割り込む現状にあり、抜本的な保育体制の見直しが課題となっております。

また、南崎認定こども園は昭和60年3月建築の旧南崎小学校を園舎としており、躯体部分の老朽化は顕著で南海トラフ巨大地震の津波浸水域となっていることから、安全・安心な環境整備が急務とされております。

一方、平成24年度から開設された子育て支援センターは、利用者の増加が著しく、平成30年度実績で延べ5,000人を超過するなど施設の拡充が強く求められていると思料いたします。

このような現状を踏まえ、園児の保育環境のさらなる充実と子育て支援体制の強化に努めてまいります。

具体的には、令和2年度中に園庭及び駐車場の拡充整備、子育て支援センターを敷地内に別棟として移設するほか、令和3年度中を目途に保育室の適正配置など園舎改修を予定して

おります。

本定例会に関連予算を計上いたしましたので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

6、町立南中小学校グラウンド改修工事について。

南中小学校のグラウンド等改修に向けては、保護者や先生方から長年にわたる要望活動が展開される中、財源不足などを理由としてその対応がたびたび延期されてまいりました。

このような中で、本年7月に改修工事に着手し、多孔管の埋設、集水桝整備、駐車場の拡充及び舗装工事を経てこのほど完成いたしました。

これまで、降雨後2日程度は使用不能であったものが半日程度で使用可能となるなど、その効果は絶大なものとなりました。

今月11日には子供たちによる「運動場改修に感謝する会」と銘打った集いが開催され、工事関係者や招待者への感謝の言葉、歌のプレゼントなどが披露されました。

私も招待を受け南中小学校へ足を運びましたが、長年踏み固められてかたくなった表土の入れかえが完了し、運動場に最適な状態に仕上がっております。

また、駐車場舗装部分の拡充により駐車可能台数も増加したことなどから、生涯学習事業等でも幅広く利活用されることを期待しております。

夏休み中の猛暑の中で、早期完成にご尽力を賜りました関係各位にこの場をかりて心より感謝を申し上げます。

今後も、町の未来を担う子供たちの教育環境の充実に向けて邁進してまいります。

7、高校生による有効訪台事業。

本町では、平成28年度から台湾教育旅行誘致事業に取り組んでおり、昨年4月には台北陽明高中、5月には台中長億高中、11月には台中達徳商工にもご来町いただきました。

また、今年に入り5月には、台湾家事類技能コンテストの優勝者11名を含む14名が研修のため来訪し、石廊崎オーシャンパークの視察を経て下田高校南伊豆分校3年生との交流授業も行われました。

このような中で、次世代を担う高校生同士の交流促進を目的とした高校生訪台事業は今回で3回目となりましたが、高校生の参加を得た中で、副町長を団長に総勢16名で台湾各所を訪問いたしました。

滞在中には、昨年11月に来町された台中達徳商工を表敬訪問し、許校長先生を筆頭に多くの教員の方々や生徒達からも熱烈な歓迎を受けました。

その後、同校生徒宅でのホームステイによる友好と親睦を深め、中国青年球国団の宿泊施設等を拠点としながら文化施設等の視察を行ってまいりましたが、次世代を担う高校生たちの国際的な視野と感性を培うとてもよい機会となったことは言うまでもありません。

8、プレミアムつき商品券事業について。

本年10月から消費税率が10%に引き上げられます。

このため、令和元年度住民税非課税者やゼロから2歳までの子育て世帯の消費に与える影響を緩和するほか、地域における消費の喚起・下支えに向けて、住民税非課税者や子育て世帯主を対象としたプレミアムつき商品券の発行事業に取り組んでおります。

本町での購入対象者は住民税非課税者で2,417名、子育て世帯で105世帯となっており、購入限度額2万5,000円分を2万円で購入することが可能で、子育て世帯では対象者となる幼児の人数分を購入することができます。

なお、当該商品券の使用期間は10月1日から令和2年2月29日とされており、取り扱い店舗は商工会を通じて募集し、町内138店舗がその対象となっております。

既に対象者への申請書の発送は終了しており、申請審査を経て購入引換券が交付され、9月25日から販売されます。

なお、申請手続等については12月10日まで受け付けており、周知漏れ等のないよう関係機関と連携しながら広報に努めてまいります。

以上で令和元年9月定例会の行政報告を終わります。

○議長（清水清一君） これにて行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（清水清一君） 日程第5、これより一般質問を行います。

◇ 加 畑 毅 君

○議長（清水清一君） 4番議員、加畑毅君の一般質問を許可します。

加畑毅君。

〔４番 加畑 毅君登壇〕

○４番（加畑 毅君） ４番議員の加畑です。よろしくお願いします。

７月の町議選から初の定例会になります。

メンバーも変わりまして新しい展開が期待されるというところで、私の質問に入りたいんですけども、今回私のほうは継続の質問として森林環境税を活用した山の整備、それからミズベリングに関する質問ということで質問させていただきます。

まずその前に、台風15号で被災された方々、本町でも９月８日夜かなりの被害があったということですんで、心よりこの点について申し上げてから質問させていただきたいと思います。

まずもって、森林環境税を活用した山の整備、これは平成30年の３月議会から質問を始めまして今回で４回目になります。

まず、５年後の本課税、令和６年にこれが本課税されるんですけども、それまでの準備期間としてできること、これについて今回聞いていきたいんですけども、例えば山林の整備に当たるに当たっては所有者がまずいるわけですね。その中で、相続手続等終わってなくて所有者が明確になっていない、こういうところが多分最初につまずく場面だと思うんです。それに関しましては、これは個人の権利であり、登記する、しないというのは、これは義務になっておりませんから、それは当然そのまま放置されていることもあるんですけども、そういうところがほかの行政区でもハードルになっておりまして、磐田市では実際に予約制ですけども、手続の相談会という形を開催しておるということを聞いております。この点について、どこまで本町で把握しているかということをまずお聞きしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

森林法の改正により、平成24年４月１日以降に森林法第５条に規定する森林の所有者となった場合は、個人又は法人、取得の理由や面積の大小にかかわらず、土地の所在する市町村に届ける義務があります。

森林所有者の相続等を含めた変更届に関する補助についてであります。森林所有者変更という行為そのものが、町の山林整備促進に直接的に関わるものではなく、総務省においても、環境譲与税の活用方法としての適性を明らかにしておりません。

原則的には、変更届は取得者の義務でありますので、本税をもって相続登記費用を補助す

るということは、当該制度に適用されないものと考えております。

また、磐田市にも確認をいたしましたが、そのような対応はしていないとのことでありました。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 今、町長からの答弁によりますと、補助ということになりますと実際これ登記に関する予算措置ではないですけれども、補助金の関係ということですかね。これ実際相談窓口というのがあると聞いているんですが、その点についても全くしていないという認識なんでしょうか。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

磐田市の方ですね、担当課に調べたところ、そういった事案はないということでございました。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） わかりました。

ちょっとこの点に関しては、継続で質問しようと思いますので、もう一回調べてからにしますけれども、実際に固定資産税をかける場合に所有者名義の人ではないところにも支払いをお願いするわけですね。実際登記名義人になっていないところへ送って、極端に言ったら払ってもらえる人に払ってもらえばいいという態勢が今行政の形だと思うんですけれども、今後相続がなされていないと山林を整備するに当たってかなり困ることが出てくるんじゃないか、例えば登記名義人のところに行ったらもうその人がいないとか、その住所にはいないとか、固定資産税で追従できればいいんですけれども、できないところがあるわけですね。

例えば非課税になっていた場合には、今現在固定資産税を請求する必要があるんで、そこも目をつぶってもオーケーなはずなんです。ところが今回山林を整備するに当たっては、そうもいかないという現状が起きます。これに対して、この5年間で整備を進めなければいけないと思うんですけれども、その点先端で作業する課長としてはどのような危惧されていますか。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

所有者不明の土地については、今現在法務局のほうとも調査しまして、所有者不在の土地について法務局のほう調べるといような制度もだんだんと着々と進んでおりますので、その経緯を見た中で進めていきたいとこのように考えています。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔４番 加畑 毅君登壇〕

○４番（加畑 毅君） わかりました。

一つ参考に聞きたいんですけども、銀の湯会館の前、山の整備をしたときに、これグリーンバンクの補助金制度を使って整備したという経緯があります。これは町のほうの補助金とは違ったんですけども、当初、菰田課長かかわったと思うんですけども、あのときに山林整備をするに当たって、所有者が不明であって困ったとか連絡がつきづらかったとかという事例は、実際はなかったのでしょうか。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

グリーンバンク事業につきましては、自治体の事業ではなくてグリーンバンク自体の組織事業になるものですから、グリーンバンクとそこで事業を展開する林業者さんの打ち合わせで進んでいます。

当時につきましては、底地については林業者さんのほうが、全て打ち合わせができた状態で相続者といえますか、所有者が確認できて事業に至ったと記憶しております。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔４番 加畑 毅君登壇〕

○４番（加畑 毅君） ありがとうございます。

だとすると、その事業者がその前段階でどこまで時間をかけたかというところはわからないんですよ。そのところは私のほうで事業者のほうに確認をとってみます。

では（２）番として、今回の森林環境譲与税の活用なんですけれども、喫緊の課題としてイノシシ対策の整備が急がれるということがあると思います。

実際に皆さんの耳にも入っていると思うんです。実際にもう自宅の庭まで来ているとか、

道路を歩いているとか、みんなの前を横断したとか、普通にいます、イノシシ。これは相当もう整備しなきゃいけない、解決しなきゃいけない問題ではあるんですけども、なかなかそれが功を奏さないといえますか、その中でやはり認知というか、住宅地域と山林との間のグレーゾーンみたいな、いわゆる里山の部分をつくるのがやっぱり重要なのかなと思うんですけども、今回のこの譲与税を活用して、その部分の創出というところは急がなければいけないのではないかなと思うんですけども、その点は使用方法としてはどのようにお考えでしょうか。

町長お願いします。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

有害鳥獣対策においては、森林等の整備をもって効果的な出没抑制対策につながるものと思われております。この財源に森林環境譲与税を充てることは、何ら問題ないと考えております。

森林環境譲与税では、制度設立当初における譲与割合を8割としており、令和15年度までに、段階的に9割に移行していくこととなっております。

このことから、地方に裁量のある財源で、長期的かつ安定的な財源であり、譲与額が徐々に増加していく制度設計となっておりますので、長期的な展望のもとで有効活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） それでは課長にお聞きしますけれども、実際今、町長が徐々にという形で進めていきたいということがあるんですけども、5年後になるとやっぱりマックスの金額もらえるわけじゃないですか。その前段階で計画までを進めていくとか、どの点が一番ポイントになるのかというところが、できますか、それとも5年後にもらってからではないとできないものなんでしょうか。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

当初3年ぐらいは、今現在、弓ヶ浜、当初から申しておりますとおり、弓ヶ浜の松林、そ

ちらのほうの整備が必要だということで考えております。

その後、森林所有者の方に意向調査ですとか、あと森林の区域がわからない、所有境界がわからないということもございますので、そちらの整備を進めた中で、順次進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 順序としてそれはわかるんですけども、実際に今イノシシの被害が相当ひどいと思うんです。

これに関しては、この税金を充てるのか、別の箇所から充てるのかということも考えなきゃいけないぐらいひどくなっているんですよね。ちょっとここは相当急がなきゃいけない問題だと思ひまして、そこは以前からよかったわけではないですけども、最近特にひどくて普通にもう荒らされているという状況の中で、何もできないという状況が続くわけです。そうすると何か対策を早く打てないかと思ひますんで、順序として、松林のところとか確かに命にかかわるところというのは、順序として先というのはわかるんですけども、ここは相当被害があるんじゃないかなと思うんですけども、何か手だてとして優先順位を変えるようなことというのはできないですか。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

湊の松については、この2年間、3年間ぐらいですかね、樹幹注入といって松を枯らす大もととしましてマツノザイセンチュウというセンチュウがございます。そちらのほうをたたかないと松枯れが発生するということなものですから、その松枯れを、マツノザイセンチュウをたたくためには薬剤注入という方法がございます。

なので、こちらのほうにやはり多額の費用がかかってしまいますので、その辺もあわせた中で考えていきたいということでございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） わかりました。

限られた財源の中ということですので、それ以上にということはないというのはわか

っています。ただ、実際の被害がひどいということ現実ありますので、その点は議会の公の場で訴えていきたいと思っています。それで質問をさせていただきました。

それでは3番目に入ります。

森林環境譲与税を活用した山の整備という形で3番目ですけれども、大雨によって崩れた箇所への対策費としては可能かということです。

これは冒頭、今回の台風15号のことも言いましたけれども、その前から雨の被害によって山が崩れている箇所がちょっと多いのではないかなと、実際今までも山崩れに関しましては、例えば強固な擁壁をつくるとすると、これは県の補助金事業になるかもしれませんが、5軒以上まとまっていなくてそのエリアにはそういう構築物はできませんという形があったと思います。

ただ、1件、2件でもひどい山崩れが、これは家が壊れるほどであればこれは保険対象になるんでしょうけれども、その前段階です。例えば山が崩れて、他人の山なんだけれども、自分の敷地に入ってきて壁に土がたまってしまった。これはもう取り除くことができない高齢者がいるという事例を実は僕も見ました。山林の所有者に当たったところで、これ調べることができない、わからない、誰に言ったらいいかわからない。こういう場合にこの税金を投入することができるんでしょうか。お答え願います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

風水害等により崩壊した場所が人工林であれば、財源を活用することは可能であると認識しております。

ただし、当該制度の本旨に基づく中での対応が求められるため、植栽等をもって森林状態を復元するなど、あくまでも、原状復帰が基本となると考えております。

また、当該制度の発足から数年間は500万円程度の財源しか配分されてきませんので、森林災害の発生の都度、復旧費用が加算されることはありません。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 理屈としてはわかります。人工林であるところ、それから雑林であるところの違いがあるということはわかるんですけれども、ご存じのように人工林を植えたところ

ころは、そこと雑林のところが何の区別があるというわけでもなくて、災害が発生するところというのはそれに限らず起きるわけですね。人工林のエリアだからそこが整備されていて災害が起きづらいというわけではない。逆に言えば人工林のエリアは、後から処理するに当たってはかなり規制が厳しくて手をつけることができないというのも事実です。

災害が発生した後に、その理由でできないということは理屈上わかるんですけども、被害を受けたほうにしてみれば、何とかならないのかなというところが実際の現状だと思うんですけども、どうですか、課長、その点は、方法として何か違うつけかえの部分というのは、これは反則になるのかわかりませんが、実際被害をしている方を見ると何かこれできないかなと思うんですよ。

実際これ森林環境税の投与というのは、全国的にこういうことが行われていて、過疎地域の行政区というのは多分同じことで悩んでいると思うんです。同じような質問している議員が多分いるんですよ、全国に。だとすると、例えばうちの町でその問題解決ができなかったとしても、ほかの事例を見つけて、こういう対象の方法があるとかというのは、やってほしいんです。そういう形というのは今つくろうと思っているのか、それともやはりできないものはできないよというところで5年間我慢しなきゃいけないのかということがあるんですけども、いかがでしょう。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

山林の災害につきましては、治山事業というのがございます。

こちらのほうは、住家戸数というのはございませんので、そちらのほうを保安林に指定いただければ森林整備というか、治山事業が可能なものですから、そういったことで対応は可能かなというふうに考えてございます。

先ほど言われた5軒というのは、急傾斜事業、家のほうを守る事業でございまして、それで治山事業というのは一応家の裏もできるんですが、ただ、開発していない、例えば宅地があつて裏山が山、そのままの山というような場合にはできますけれども、そこを削ったりなんかして手が加わるとそこはちょっとできないものですから、そういった自然環境の中で整備された宅地であれば、2戸以上の住家であれば治山事業は可能です。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） ありがとうございます。

2戸以上ですね、5戸ではなくて。わかりました、そこはちょっと情報として欠けていました。ありがとうございます。

実際全体として、この譲与税なんですけれども、今まで人工林と雑林というところの話も町長からありましたけれども、人工的に植えたところであれ、実際手がつけられないまま木が大きくなり過ぎて倒れてしまったら人家までとどいてしまうような状況もあるわけです。

実際には、それをずっと訴え続けてやっと切ってもらったよという声もありました。それは、確かに当初は本人が植えたことであるでしょうし、それ国策でやったのかもしれませんが、今それを行政のせいにとっているわけではないんですけれども、現実的に被害が起きるかもしれないというのを目の前にして手を出ないというは、これはどうかなと思ったんで、今回そこまで踏み込んでちょっと譲与税の活用ということでやらせてもらいました。

冒頭言いましたけれども、選挙戦の中で僕も森林整備についてはずっと訴えてきたテーマとしてやらせてもらっています。ここはやはり重要なポイントになると思います。

整備することによってのつなげ方、津波からの避難地にもなりますし、もちろん観光についての整備というのも有効的になりますし、イノシシ対策にもなるということで、やはりこのテーマは今後も続けていかなければならないだろうなと思います。それが当町のほうでできる範疇を超えるかもしれませんが、実際に困っているところが全国にはあるということで、これは発信していかなければならないことだと思いますので、今後とも続けていきたいと思います。

今回このテーマに関しましては以上にします。

次の質問に入ります。

「ミズベリング伊豆」による河川の新たな利活用ということで質問させていただきます。この質問に関しましては、平成30年9月の議会から始めていまして今回で5回目の質問になります。

今月19日に関係者を集めての会議を開催しました。それは実際プロジェクトチームを立ち上げてのキックオフミーティングという形にしようと思ったんですけれども、そこまで至らずに19日は会議体としてやったんですけれども、実際これ町長にも聞きたいんですけれども、6月議会のときに、この関係者による会議体を立ち上げましょうということでオーケーをもらいました。課長のほうからもやりますという答えをもらいました。約束どおりに開催してもらいました。この点は本当にありがたいと思います。

実際その内容なんですけれども、課長は当日いましたからと思いますけれども、町長のほうはこの内容というのはどの辺まで聞いているか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ミズベリングは河川資源の新たな利活用による賑わいの創出と、利用者による河川の良好な管理に繋がるものとして期待されているもので、本町においても、河川空間の利活用による地域活性化が期待されるところであります。

9月19日に開催された「キックオフミーティング」では、河川空間の利活用に興味のある団体等にご参加をいただきましたが、事業者を公募しながら参加者協働のもとで各種企画を検討し、地域と一体となった取り組みとすることが確認されました。

今後も、本町におけるミズベリング組織の立ち上げに向けて、所管する下田土木事務所とも連携した支援体制の構築を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） ありがとうございます。

内容については、概要とそのような形で開催することができました。

ただ、これは僕のほうの力不足なんですけれども、関連団体というのが、どうしてもやっぱり川と海のところの部分だけに偏ってしまって、公共空間というところまでの関連団体に及ばなかったために、実際はこの日はキックオフという形までは至らなかったわけです。プロジェクトチームを立ち上げるには、もう少し関連団体をふやそうと、今現在七、八人で会議体でやったんですけれども、これ実際募集をかけて30人ぐらい、団体で五、六団体ぐらいまでは募集をしないとできないだろうなということになったんですけれども、課長にお聞きします。

そのときの会議で実際に下田土木事務所の担当者の方にも来てもらいました。河津町の事例、それから下田市が今進めている内容という形も実際に課長も同席の中で会議をしたんです。今後募集をかけるに当たって、例えば課長の中でどのような団体を想定しているか、今現在僕が呼んだシーカヤックの方、アウトリガー関係の方、ジェットスキーの方、水に関することだけなんですけれども、開催する場所によってはその区の区長さんなり、そこで活動

する団体なりを呼ばなきゃいけないと思うんですけれども、特に行政側から見た中で、こういう団体まで声がけしたらいいんじゃないかなというところは課長の中で、あの会議の中で予想というのはどの辺までできたかをお聞きしたいです。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

まずミズベリング、今ミズベリングということであつたてでございますが、こちらのほうの件の趣旨としましては、公共空間に対する維持経費をどれだけ縮小していくかということにつながっていく問題だと思ってございます。

ですので、広域に南伊豆町の広域な空間を利用したい方々を今後公募によって募っていきたいというふうに考えております。

ですので、今のところの海のほうの方ですとか、川の方しかございませんが、こちらのほうを大きく広げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 今、課長のほうの答弁で公共空間の利活用という言葉が出たんですけれども、例えばもっと大きく考えて、海とか川に関するところは先ほどの話ではないですけれども、森林の整備まで及ぶとか森林に関係する業者さんたちもミズベリングに関して会議体に参加する。このときにミズベリングというネーミングがよろしいかどうかは、これはちょっと考えないといけないと思うんですけれども、事務局はミズベリングが担当するということでよろしいですね。

それから、公共の空間というところは、水をさわらない部分までも大きく考えても構わないとか、そこはやっぱり線引きしなきゃいけないのか、その点はどのような考えなのか。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） ミズベリングという水辺、海辺ということではなくて、やはり海のほうも山とつながってございますので、広域に考えていきたいとこのように考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 町長にお聞きします。

今、課長のほうからの答弁ありましたけれども、この企画に関しては多分うちの町だけではなくて賀茂圏域全体になっていくと思うんですけれども、その点の認識としては、まず水に関するところ以上にも広げて構わないという考えはあるのか、町長のほうに。

それから、他町の首長さんたちとこの点について話したことは、これ前にも聞いたかもしれませんがけれども、継続してやっていくのに関してちょっと話題性が少ないかなと僕感じているんですけれども、この話って首長さんたちの間で出ているんですかね。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

まず、山から川から海からというのはやはり連携していますので、ミズベリングをいかに利活用していくかということは、これは大変重要なことだと思っております。今話題になっていますSDGsでもそうですけれども、やはり17の項目を達成するにはやはり山の整備というのも不可欠なことです。山と川と、水辺を利活用する、空間を利活用するということと、それから管理、河川のごみの問題ですとか、海のごみの問題とか、そういうことも踏まえてミズベリングなのかなというふうにも考えております。

それから、広域連携の中ではミズベリングについては、話はされておられません。地域によって多少温度差があるようでありまして、今、議員がおっしゃられる河津町ですとか、あと下田市も少し協議会というか、お話をする場があったということを聞いております。

それから、本町がこの間、19日の日に会合を持ったということですが、松崎町、西伊豆町、それから東伊豆町に関しては、特にこれといった動きもないのかなというところですので、詳細についてはまだわからないですが、一応首長間ではそのような協議をされていることはありません。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） だとしたら、もう少しこの話題を表面化させてほしいというのが一つの願いであります。というのは、河津では実際に七滝の中のかに滝を使って、足元を照らすという名目で滝を照らしてという形をやったんですけれども、実際に去年の11月の時点で下田と河津で合同会議が開催されていて、河津町はプロジェクトチームを立ち上げるキックオ

フミーティングまでされているはずなんですね。その中で実践までいって、その河津の事例をもとにうちの町でどうしようかというところまで来ているのに、実際いまだに上がってこないということになると、ちょっとうちの町が立ち上げても同じようになってしまうのかなという危惧があるんです。

それから、下田に関しても港湾の整備のところまで実際にはやりたいはずですが。稲生沢川のことにも手をつけたいはずなんです。それでもなかなか話題に上がってこないというのはちょっと残念かな、今回の9月議会下田市議会を傍聴したんですけれども、稲生沢川の件なんか質問には出ているんですよ。それでいてもミズベリングにまで及ばない中で質問が終わってしまうというところは、やはり首長同士としての意識がないのかなと思うんですけれども、例えばうちの町からこの話題を、岡部町長のほうからほかの市町のほうに投げかけるというような形は考えてもらえないでしょうか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ミズベリング、河川だけには限らないんですけれども、河川にしてみると南伊豆町の青野川の河口、湊橋までの港、港湾でない部分ですね。ふるさと公園から湊橋程度のことを考えますと、川の深さもある程度ありますし、引いたときには底地が見えちゃいますけれども、利活用は可能かなというふうに考えますが、例えば河津川も七滝付近は、利活用があるけれども、やはり河口のほうが水深も余りないですし、アユの漁場でも、アユ釣りを楽しむ方がいらっしゃるということで、なかなかそれ以外のところはどうなのかというふうに考えます。

同じように仁科川もそんなに水深がなかったりするので、カヌーですとかカヤックですとかがちょっと利活用はできないのかなというふうに考えますので、それぞれの市町でやはり温度差があるので、興味のある、例えば河津町の七滝のあたりですと、また南伊豆と違う意味でのミズベリングの話ができるかもしれないんで、そういうお互い興味を持った中では話ができると思うんですけれども、賀茂広域連携の中で、1市5町で進めましょうというまではいかないのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 現状わかりました。ありがとうございます。

多分そうなんです、これ地域によって温度差はあるのはわかっていたんですけれども、実際河津町でもう始まっていると、下田市の合同会議が始まっているのに、その状況ということとは思ったんで聞いたんですけれども。だとしたら、うちの町が始めてリードしていくぐらいのところをつくったらいいんじゃないかな。

質問を、ちょっと課長のほうに聞きたいんですけれども、実際プロジェクトチームを立ち上げるに当たって、今後募集をかけていくわけですよね。方法としては、例えばインターネットでの募集とかSNSの拡散とかいうところを通常やるんですけれども、広報まで使って募集するというそこまでやるという考え方はありませんか。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） 下田会議、河津会議でも、回覧によって募集を募ったという経緯がございますので、今後は回覧という方法で募集を募っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 今私、広報というところを、またその先の回覧ということまで答えてくれてありがたいんですけれども、そうなりますと本当に公共性が出てくるんで、かなり実際の負担も出てくると思うんですけれども、その点についても承知の上でやるということでしょうか。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） このミズベリングにつきましては、下田の、例えば2級河川青野川であれば、事務局は下田の土木の企画ということになります。それに対して南伊豆町が事務局を行うような形になります。下田のほうは、そういったことで動いておりますので、うちのほうも地域整備課のほうでその事務を引き続きやっていきたいとこのように考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） ありがとうございます。

これ負担がかかる話なんで、かなりそこまで食い込んで答弁いただいて、これは本当にあ

りがたいと思います。

町長にもう一度お聞きしますけれども、今、課長のほうからそういう答弁がありました。実際これは土木事務所で進めている企画でもあるんですけれども、実際町も巻き込んでという形でありましてやはり負担も大きくなると思いますけれども、課長そこまでやりますと言ってくれていますので、僕も今後かかわっていきたいと思うんですけれども、そのような形で町長の認識としてもそれでよろしいでしょうか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

最終的にどのように、お金の問題ですとか、それから整備の問題とかあるかと思いますが、どこまで協力できるかということは、ちょっと今の時点ではまだ不透明なところが多いので答えられないんですけれども、またやるべきことは一生懸命やっていきたいと思います。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） ありがとうございます。

これでだいたい僕の聞きたいことは終わりました。非常に前向きな答弁をいただきました。ありがとうございます。

この件に関してでは、課長のほうを去年の8月の下田市のミーティングに僕のほうで誘いまして、実際のこのミズベリングの会議に来てもらいました。11月の総合庁舎で開催された合同会議、下田と河津、これにも課長に来てもらっている。今回も6月議会で関係者集めて会議をやってくださいといったところ、やってくれたんです。本当にこれは課長が前向きだということが今回はっきりわかりましたので、実際これここまですべて終わると自己満足なんです。実際の実現までやりたいと思いますので、今後いろんな団体の方の募集でかなりたくさんの方が集まってきている。かなり前と違った意見も出るかもしれませんが、当然女性の方々の団体が来ることもあると思います。その方々の活躍というのも本当に期待されると思いますので、その点も踏まえて進めていただきたいと思います。

この2つの質問に関しましては、今後も続けていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

私の質問は以上になります。ありがとうございました。

○議長（清水清一君） 加畑毅君の質問を終わります。

ここで10時35分まで休憩します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時35分

○議長（清水清一君） それでは、休憩閉じ会議を再開いたします。

◇ 漆 田 修 君

○議長（清水清一君） 9番議員、漆田修君の質問を許可します。

漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 9番、漆田です。

質問に先立ち、台風15号で被災された方々のお見舞いを冒頭に申し上げたいと思います。

それでは、通告に従い4件の質問件名がございますが、質問1と質問4についてはあらかじめお互いのそごがないよう、そして円滑な質疑がなされるように質問の口述書と参考資料を手渡しております。内容は、先ほど前任者が質問しましたミズベリング事業と本町の対応ということで、詳細については1、2、3と分かれております。

そして、あと高齢者の車両運転事故対応について、そして3番目が鳥獣被害の対策と広域連携、これは賀茂の広域連携の関係の話になりますが、そして最後がメインであります公会計制度と公共施設管理、今はやりの言葉でファシリティマネジメントと言っていますが、それに対する質問とこういう4つのフェーズごとに質問を進めさせていただきたいと思います。

それでは、第1番目であります。

ミズベリング事業と本町の対応についてであります。

先ほど4番議員がミズベリングのお話しされましたが、話がかなり進んでその途中プロセスの中の1こまのお話をされたと思うんですね。私はミズベリングそのものが実は水辺のリ

リノベーションなんです。リノベーションすなわちそこでいう刷新とか修繕、修復、そういったものがあって河川空間のオープン利用をするにはどうしたらいいか、そしてそれは県の事業として展開されているということでもあります。

その中で、実は私、去年の10月だったと思いますが、下田会議というものに初めて出席をさせていただきました。その志を持った方に実は誘われて行ったのが実態であります、その中でそれぞれの市町のプレゼンテーションを聞いたんですね。非常に私、違和感を最初感じたんですね。実は河川の利用のオープン利用でありながら何で海の話をするの、ドローンのお話を、全く異質の世界に入った、議論の世界に入ったような気がしたんですね。

私は、河川の例えば河床の整備で生息動物の例えば保護であるとか、河川の美化運動であるとか、そういう話をそれぞれの1市5町の8つの二級河川の中で進展するかなと思ったら全く違っていました。非常にある意味ではがっかりしたんでありますが、そしてミズベリングはずっとかかわっておりますのは加畑議員になりますが、本来ミズベリングの意味はさっき言いましたリノベーションなんです。

ですから、そういうことからいいますと、県のほうが具体的な施策を挙げております。その中では、これは非常にスローガンの意味が高いんですが、水辺への新しい関心を集める、地域の人たちを集めるということ、2番目に、新しいアイデアをその中で育てる、育む、そして3番目が新しい水辺の関係をつくる、これはリバーフレンドシップ制度そのものが、従来としてありますが、それは局所的なある一定期間をフレンドシップで、そういう特定の団体に恩典を与えながら開発しようという制度であります、それとの関係で実はございます。

そしてあと、新しい水辺のビジネス活動を育てる、これは後ほど私提案をいたしますが、そういったことを、そして最後は、河川行政の人材を育てる、これは担当の部局だけではなくてそれぞれのコミュニティです。ここでいいますと、例えば差田区とか二條区とか下賀茂区とか、こういうコミュニティの人たちが河川の行政とかかわりながら育てていくという、こういう大きい実は5つのスローガンを県の土木事務所、企画検査課のほうに実は挙げておるわけです。

それがドキュメントされておりますが、今、県の下田事務所管内の企画検査課は、郡下の構成市町ごとにミズベリング何々、これは実際にミズベリング下田、ミズベリング河津というのは名称で、南伊豆が仮に協議会をつくってしまえばミズベリング南伊豆という表現になろうと思いますが、そういう捉え方と各市町のさまざまな行政分野からのミズベリングに対する視点、その例えば私この議会の前に、ちょっと先ほど西伊豆の町長と話をしたんです

が、西伊豆町、ミズベリングに対してはそんなに重きを置いていないんですね。そういう先ほど町長の答弁を温度差があるということなんです。自治体によってね。特に東もそうなんです。どっちかという急峻な白田川だけしかありませんから、なだらかな平坦な河川が利用できるとなると稲生沢川であり河津川であり青野川なんですね。そういう意味では必然的に温度差が生じるのは当たり前ということなんです。

ですから、そういうことを背景にミズベリングの本題に入る前に、町の当該需要に対する基本的なスタンスとか見解をまず最初に伺いたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ミズベリングとは、水辺環境に対する社会の関心を高め、その新しい活用の可能性を切り開いていくための官民一体の共同プロジェクトで、水辺に興味を持つ市民や企業、そして行政が一つの輪となり、持続可能な水辺の未来を語り合い、実現していくプラットフォームであると認識しております。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） ありがとうございました。

地域活性化のための河川敷地の利用、すなわちその河川空間のオープン利用の手順というのが実はございますね。これは県のほうからもらった資料であります、その中では事業の適切性とか合意性、それから河川管理者への協議、区域の指定または策定等々を考えたときに、第1番目に位置します利用調整に関する当事者である河川管理者です。そして地方公共団体等、これは微妙な言い回しなんですがね。

実は1級河川もありまして、国交省と県の関係もございますので、ここでは地方公共団体等という表現をあえてしたと思うんですが、その中で協議会の、それからなる、この2つからなる協議会の設置や承認に対し、当局はどのような見解をお持ちか、また既に協議会の承認を前提とした会合等がなされたのか、先ほど19日の話をしましたが、これは単なる会合ですね。そうですね、それは後でちょっと明確に答弁してください。そういうこともありまし

て、認識をまずお答えください。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ただいまの協議会の設置につきましては、先ほどお話ししました19日に開催されました「キックオフミーティング」におきまして、河川空間の利活用に興味のある団体等にご参加をいただきましたが、事業者を公募しながら参加者協働のもとで各種企画を検討し、地域と一体となった取り組みをすることが確認されました。

今後も、本町におけるミズベリング組織の立ち上げに向けて、所管する下田土木事務所とともに連携した支援体制の構築を目指してまいりたいと思います。

協議会ではなく、会議を19日に開催したということですので、その辺はお間違いのないように。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） ありがとうございます。

これは県のほうも、私は、ある方を通じてなんです、協議会を早く町と設置、つくり上げてください、そして、地域を巻き込んで、具体的な公共団体等で構成されている利用調整会議のステージで事業をそれぞれ検討して、策定し、施策化するということは望まれているんですね。これはもう担当部局が百も承知だと思いますが、その中で、実はこの書類の中にSDGs、これはサステナブル・ディベロップメント・ゴールズという意味なんですけれども、持続可能な何々、はやり言葉ですね、そういうことを意味しているんですが、そういった事業を通じて、豊かな活力ある未来をつくる、そういう表現なんですね。

これはミズベリングも例に漏れないで、その単語を使って、各市町に要請なりお願いをしているということですが、その中で、具体的に何言っているかわからない方もいると思うんですが、「漆田、何言っているんだ、あいつは」ということを思っている方もいますが、実は、フェーズ、問題区分ですね、フェーズが17までありまして、具体的な例をちょっと二、三挙げますと、まずフェーズ11は、地域にとってどのような水辺がよいかを常に問いつける、11ですね。12は、つくることが目的であった時代から、河川の整備とか護岸とか、そういう意味ですね、物理的な構造をいいますが、そういう時代から使いこなせる水辺の時

代へ限りある資源をいかが生かせるか、どのように生かせるか、そういうのが12番目。最後のゴールズの1つ手前の17番は、連携することで新たな価値の創出を図るなどであると。これは連携という言葉は、地方制度調査会で連携、常に盛んに言っておりますね、自治体の連携、あるいは行政区分ごとの連携。そして……、それはいいです。長くなりますから。そういうの連携ですね。

そういったことから、図りなさいということを実は県のほうは、この小冊子の中でうたっているわけです。あわせてPDCAという表現を使っているんですね。これは、PDCAということは、何か見た人は、行政のベテランであれば、何かお金くれるのかな、補助金があるのかなという考えが裏にありますね。

それは、実は県はかつて、約20年ほど前ではありますが、青野川の河川工事が一段落したところで、南野川と合流する青野旧河川に実は歩道をつくりまして、整備をしたんです。そして、地元のある団体にそれを、維持管理をお願いして、お金を渡したんです。お金というか補助金ですね。それは、数年たって、ガソリンが切れた時点で、それに係る人たちがいなくなっちゃった。そして、その後はもう風水害のたびにその小さな道路は破壊されて、今は全く石積みの状態になっています。

これに懲りて、県の土木事務所は最初からPDCAの表現にとどめて、補助金のことははっきり明確にうたわなかったんじゃないか、要するに、あつものに懲りてなますを吹いたんじゃないかと私は認識しております。ですからそういうことも含めて、私は今、ミズベリングの各事業に賛同してやっております。お手伝いしております。泥だらけになって、汗水垂らしてやっております。

ここに7月3日の伊豆新聞の新聞記事がございます。この中には、川辺に憩いの場をということで、実は二級河川差田川のある中間に、これはリバーフレンドシップの部分と重複しますけれども、目的は異なるので、実はボランティアでやっていますね。川底の掃除を最初にしました。川底をきれいにして、そして、その次に、自分のポケットマネーでカワニナ等を求めて、それを放流したんですね。放流作業が終わって1カ月半しましたら、そこに実は蛍ですね、蛍というのは、最盛期は150匹、私も数えました。10、20、30という形で数えたんですね。それが150匹乱舞したんですね。それが1週間続いたんですよ。それを即見した観光業者とか、それからお客さんを連れてきて、毎晩その期間、鑑賞させたんですね。

ですから、それは、蛍は自然に1年物で、活動そのものはなくなりますが、あわせて水辺、従来の差田川には堰がございますが、堰に止水版をつくりまして、自分で、私つくりました。

そして、青線を復活作業で、そこに川の水を引き込んで、古代ハスを植えたんですね。これが一つの、一連の大きなミズベリングの事業として捉えることが可能だということで、実際に泥だらけになって、自分も私も汗を出してやりました。

ですから、こういうことは本当に静かにそっと黙ってなきゃいけないんですね。自画自賛しちゃいけないことなんですよ、こういうことは。

ところが、ミズベリングが、各市町が広域連携で仮に議論の俎上に上がらないとなると、各町でミズベリング南伊豆を創生し、協議体をつくって、関連の施設の方々に声をかけて、そして事業を展開していく。それで、お金の話もありますが、ミズベリングはこれを見る限りでは、県は一切お金出しませんよ、そうですよね、今のところ。PDCAという表現しているから、どこかで出すと思いますが。

そういうことに対して、実は町長は今後どのような方向にもっていくかということ、ちょっとお聞きしたいんですが、河川空間のオープン利用ということであれば、確かに川面に船を浮かべることも結構ですが、これがビジネスと直結するという県の基本的な考え方であるならば、2月5日から3月5日の桜まつりに、来宮橋まで潮の干満来ていますから、そこに発着場をつくって、九条公園のところまでの川面から桜を見学する川船というんですかね、底が平らな船、それ2杯求めれば、それ可能なんですね。

しかも、船の通るところの約五、六メートルは浚渫してということであれば、こういうミズベリング事業なんかのビジネスと連結した、リンクした事業としては、それは考慮するに値すると私は思うんですけれよ。ですから、これは提案します、提案です。

ただ、質問で言うております今後どのような方向にもっていくのかということについて、答弁書つくっておられるでしょうから、それをお答えください。お答えして、私はこの水辺リングは終わります。

次にいきます。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

リバーフレンドシップ事業とは、住民、利用者等が川の友達となり、川の清掃や除草等の河川美化活動を行い、地域全体で身近な環境保護への関心を高めることを目的としており、二級河川差田川については、リバーフレンドシップ制度に関する同意書を静岡県、南伊豆町、差田区の3者で平成20年3月24日に結んでおります。

このことから、蜚の育成と古代ハス池造成のミズベリングについて、利用者が差田区と利用区域等についての調整を図り、リバーフレンドシップの区域を変更することも可能と思われます。

先ほど、議員のおっしゃられた船等の発着所ですけれども、確かに桜まつりのときに、そのような川から桜を見るということが実現できれば、大変すばらしいかなと思います。なかなか浚渫も簡単にはいきませんし、発着所の建設も河川ですので、それはどの程度、県のほうでもご理解いただけるかというのはちょっと不明なところも多々ありますけれども、前向きにそういうことも可能であれば、検討していきたいなと考えます。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） フレンドシップまで、実はお答えいただき、ありがとうございました。

活動内容が、草花の植栽や河川の美化運動、それから河川の除草及び清掃、その他町・県との協議によるもの、それが活動内容なんですけど、それは区域が限定されてフレンドシップ、要するにお友達は行政区なんですね。行政区しか該当するものはないんですよ。NPOという複数のコミュニティにまたがるようなNPOの活動があれば、それが契約の相手でもよろしいわけですね。フレンドシップの同意書がありさえすれば。

ですから、そういう意味では、実は青野川の県との契約で、除草に係る費用を長さによって各区に分担されますね。ですから、そういう事業も広い意味ではフレンドシップだと思うんですね、フレンドシップの片方は実際のお金ですが。二条川、差田川については現物供与ですね。剪定ばさみであるとか、チップソーであるとか、草刈機であるとか、そういうものを貸与もしくは贈与してという形になっていますが、それとミズベリングとリンクさせますと、それだけにまた地域住民の意識の仕様というんですか、アウフヘーベンですね、それは仕様が上がっていくということになると思います。ぜひともそういう方向性で今後、行政を進めていっていただきたいと思います。

2番目の質問に入ります。

高齢者の運転事故の対策についてであります。

さきに東池袋で、元通産相の工業技術院の院長さんが事故を起こしましたね。そして、数名が亡くなったんですが、こういったことを考えた場合に、都会とこういう過疎半島地域では、車の有用性に対する必要度が高い、低いというのは、おのずと異なってきますね。東京

はある意味では、地下鉄あり、都営バスがあり、それから私鉄バスがあり、非常にネットワークされて、どこへも移動できますね。ですから、こういう南伊豆町は、特に伊浜とか南上とかこういうへんぴなところでは病院行くにも、また通院するにも高齢者は自分の車で行かなきゃならない。そういう使命感がございます。

そして、当時、東京都は9割の補助金で、補助制度で車両の物理的な制御、ブレーキと一体化した、これは商品名この場で言っているかわかりませんが、「ペダルの見張り番」とか「アクセルの見張り番」とかという名称で実際に売っています。三、四万円ぐらいで売っています。ただ、取り付け費用がどうなるかわかりませんが、ただ残念なことに軽トラとか、ああいう種類の車両には取り付けが不可能であるということですが、それでも、乗用車を利用している後期高齢者非常にたくさんございますので、そういった中で、自主財源で他の自治体に先駆けて、そういう補助制度を、これ補助制度といいますと、鳥獣の被害のメッシュの買い取りだとか電柵であるとか、それも補助もあります。それはひもつき補助ですね、上からの。そしてあとリフォームの補助もありますが、自主財源での補助制度を町として考えることはできないか。そして、それを周知徹底して、それに対する制限を細かく決めて、規約化する、条例化するとその都度、議会の必要がございますので、規約化してどんどん進めていくというやり方はできないかなと思うんですが、町長、いかがでしょうかね。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

近年、日本各地においてアクセルの踏み間違いによる高齢者の事故が多発しております。

下田警察署管内における本町での高齢者による交通事故については、過去3カ年で約20件程度発生しており、うち車両操作ミスによる事故は2件とのことであります。

本町の高齢化率は45.6%と極めて高く、公共交通機関も脆弱であることなどから、高齢者による自動車利用率の高さは容易に想像がつくところでありますが、都市部に見られる人混みや自動車が行き交うような場面が少ないこともあり、幸いにも重大事故につながる事案はありません。

ご指摘の急発進防止装置に係る助成制度等は、現在1都2県7市町で実施されており、対象年齢はおおむね70歳以上、装置の価格も5万円前後のものが多く、助成限度額では1万円から10万円となっております。

これらを参考に、町内の交通事情や、近隣市町の動向などを考慮しながら、適正な補助制

度のあり方など検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 町長、前向きなご答弁ありがとうございます。

難色を示されるのかなと実は思ったんですよ。取りつけ、総務課長と担当部局との事前の話ですと、今、65歳以上のお年寄りや軽トラに乗っている方が多いというわけですよ、この南伊豆町内は。そうすると、軽トラにそういうペダルの見張り番等の物理的な附属品を付すことはできないけれども、乗用車については可能だということで、果たして例えば、満足いく状態が得られるのかなとは思っていますよ。

ですから、私はそれより全国に先駆けて、東京は90%早々と打ち出しましたが、免許証を返納することによる制度的な本転より、逆にこういう不可欠性の高い地域においては、他の自治体に先駆けて、それを規約化して、打ち出すということが大きなメリットがあると思うんですね。ぜひとも前向きに検討なされて、ぜひそれを規約化していただきたいなと思います。

今、検討するというお答えいただいたんで、それ以上は追及しませんが、ぜひともお願いしたいと思います。

3番目の質問に移ります。

鳥獣被害の対策と広域連携についてであります。

これ、一般のここにいる議員は、それぞれの町民から全ての方が言われていると思うんですね。私も例に漏れなく言われました。実際に言われたのは、夏場の鳥獣の捕獲に対する解体です。解体している最中にもう腐って臭いらしいんですね。ですから、埋めるにしてもよっぽど重機の立派な、重厚な重機で深く掘って埋めないと、浅いとすぐ小動物がいたずらして露出して臭くてしょうがないということも言われました。捕獲師、わなの資格を持っている捕獲の方々も、高齢化して非常にせつないと、何とか町で焼却施設みたいなものを広域でできないかという話を受けたんですよ。

じゃ、ちょっと議会で町長の考え聞いてみるよということで、実はこの壇に賀茂広域連携の中で、去年の12月、南伊豆町が提案しましたね、鳥獣被害についてということで。それが3つのフェーズごと、要するに環境整備と鳥獣の住めないような、さっき加畑議員も言いましたけれども、里山をつくるための整備、それから捕獲後の問題、捕獲のための問題、そし

てあと防除対策、それからあとそれを捕獲するための担い手の高齢化対策、こういったことを議論に3つを分けて、この広域連携の対応として、これ、5月31日の広域連携の資料の中の鳥獣被害に関する広域連携の対応の部分だけのコピーしました。

これ、私は岡部町長褒めたいんですよ、よくやってくれたなど。実は、南から獲物を追いかけてくると、松崎町へ行っちゃうんですね。特に鹿類は。それから南から加増野側へ南伊豆から行くと下田市に行ってしまう。逆もありますね。ですから、広域で捕獲に対する対策を考えないといけないということですね。これは捕獲の部分ですよ。

ただ、これさっき言いました担い手不足の高齢者の対策であるとか、それから鳥獣類が住めないように里山をつくって、人間社会と鳥獣の世界のゾーンということも議論の対象になっていますね。この3つが対象になっています。

ですから、これを進めてもらいたいんですよ。ですから、第20回の賀茂地域の連携会議において共有化と意見交換をすると、首長間の。そしてさらに、次の21回においては、対応方針までつくるということでありますので、ぜひとも、捕獲後の焼却施設、要するに人間でいうと斎場組合みたいなものですよ。それをつくっていただいて、それで、夏場は特にそれをストックしなきゃいけませんね。持ち込まれるのはランダムで、多いときもある、少ないときもありますから、冷凍施設をつくらなきゃいけないとか、そういうことも踏まえて、広域連携の場で議論してもらいたい。そうすると、年寄りであります、さっき私の言われた一般の町民の方もある意味では安心して、捕獲の解体、解体というより持っていくことができると思うんですね。

ですから、その辺の認識は広域連携も絡めて、町長、どういう考えをお持ちか、お聞かせください。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

町内の被害状況につきましては、賀茂農林事務所への報告数値となりますが、被害面積は5,347アール、被害量では9万6,619キロ、被害総額1,522万円となっております。

また、今年度の捕獲頭数につきましては、7月末現在で、イノシシの成体185頭、イノシシの幼体が18頭、鹿の成体が143頭、鹿の幼体が5頭、猿の成体2頭となっております。

本年5月に開催された賀茂地域広域連携会議において、鳥獣被害の低減を目的とした広域連携の推進について承認されました。

このことから、7月には担当課長による第1回の連絡会が開催され、鳥獣被害の軽減に向けて、各市町の現状把握及び広域による実施可能な対策などが協議され、ICT機器等を活用した「わな」及び焼却施設の設置などに向けて、広域連携をもって対応していくことが確認されました。

今後も静岡県や他市町との連携を強化しながら、効果的な対策の推進を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） ありがとうございました。

ぜひとも、その場で南伊豆町のちょっとカラーを出してください。さすがだなとほかの首長に思わせて、それを期待しながら、次の質問にいきます。

最後は、公会計制度と公共施設管理についてであります。1番目、私はさきの6月議会、そして3月議会、公会計制度のシステムについて1時間、1本勝負でずっとやっておりましたが、今回、9月決算、この議会の決算議会から新財務制度に移行するものだとすっかり思っておりました。これ、総務省の地方財政局ですかね、あ、自治財政局ですね。こちらのマニュアル等でもこの9月決算議会からスタートしてくださいよというようなことを書いてありました。

担当の課長にちょっと打診しましたら、非常に大幅に遅れていると。たぶん、システム開発担当のソフトハウス、TKCでしたか、TKCの業務がちょっと遅れているということなんですね。それは何かといいますと、従来の単式簿記でやりますと、決算統計というのは、決算カードに基づいて、それぞれの数字を入れ込んで、静態分析であるとか、動態分析の数字を出すようになっておりますが、それが数字の集約のもと積みになるものが、例えば固定資産であるとか、公有財産であるとか、そういったものが一件一件オーソライズされて、上に持ち上がってくるんですね。

その総額そのものが設定できないというのが、これ、類推ですよ、話している間では。類推の話ですが、であらうと思うんですが、その元凶は何であるのか。そして、ちょっとその前にお話させてもらいたいんですが、これ、口述書にも書きました人口減少とか少子高齢化を背景に市町村によっては、PRE、そして私が今話しておりますFMですね、ファシリティー・マネジメント、ファシリティーというのは施設という意味ですが、そういったものに

積極的に取り組む自治体が多く今出てきておりますね。

P R Eそのものはパブリック・リアル・エステート・マネジメント、リアル・エステートというのは不動産ですね。公的な自治体の所有する不動産を管理する、それがP R Eという意味なんです、これは学問的には話すとちょっと長くなりますが、それぞれ非常にいい機能を持ったシステムなんです。

私は、さきの6月議会において、地方公会計の一般質問し、特に今般の質問に関係する要旨として、資産の管理台帳と公共施設適正管理システムとの連動、これは前回の質問であります、そういったものや財政計画への基礎的な認識を質問しております。

前回の質問では、公会計制度の導入により、固定資産台帳の整備を契機に、公共施設等の適正な管理を進めるための見通しを立てることが平成29年計画見直し、改定の団となっておりますが、当時、公会計制度の複式簿記化も同時進行されて、公共施設の各台帳への帳簿価格のセットアップ作業も同時期にスタートした、平成28年ですね。スタートは同じなんです。

総務省は、部局は同じ部局です。念のために申し上げます。そして、そのときの町長答弁はどうであったかということ、ちょっと議事録ひっくり返しますと、そのとき、公共施設などの適正管理整備のための地方債の活用例を集約化、複合化、長寿命化など総務省マニュアルの1から9までの対象施設や、財源措置に触れた後、本町の場合は、その大半をもっと有利な、有利なというのは充当率や交付率ですね。有利な過疎債で充当し、過疎計画に沿った活用を展開していくという答弁を当時いただいております。前々回ですね。

先ほど言いましたF Mの個別質問に入る前に、ちょっと個別はややこしくなりますが、最初にお答えもraitたいんですが、平成30年度決算会計制度の援用は、当初予定の9月から若干おくとれていると聞いていますが、その理由と移行進捗概況について、詳しく、詳しくご説明ください。担当課長でもどちらでもいいです。

○議長（清水清一君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） お答えをいたします。

町では、日々仕訳方式を採用しているため、理論上では5月末の出納閉鎖を経て、複式簿記化に対応した財務4表が作成をされ、それに基づく各種分析がなされるところであります、現状においてはその段階に至っておりません。

その理由といたしましては、先般策定をいたしました固定資産台帳のデータを現・公会計システム提供元のTKCのシステムに移行するに当たり、データの不備や、移行エラーが多

数発生をし、システム会社であるTKCとの協議、調整などでその処理に不測の日数を要しているためでございます。

6月定例会閉会以降は、問題の一つ一つについて、その原因を突きとめ、適切に処理を行ってまいりました。

現在は、平成29年度分として、建設仮勘定扱いとしていた資産の登録が完了し、固定資産台帳は整備が進んできております。なお、平成30年度分については、順次更新登録作業を実施している段階でありまして、今後はこれらの登録完了を経て、財務4表を作成していくこととなりますので、令和元年度中の完成を今のところ見込んでおりますので、今のところしばらくご理解を賜りますようお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） ありがとうございます。

令和元年度中ということは、令和2年の3月ということですね。予算決算が同時に委員会として行われる可能性もあるという認識でよろしいんですか。

○議長（清水清一君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） その場で、ご議論をいただくのはちょっと不適切な場面があるかもわかりませんので、例えば、全員協とかの場面ではご提供させていただきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） わかりました。よろしくお願いいたします。

通告の2番目の質問に入りますが、過去に建設された多くの公共施設が老朽化し、これから大量に更新時期ですね。更新ということは、償却を完了して、これから使えるものについては、投資的な経費、資本支出するなりあるいは修繕費で経費扱いですね、対応して、それをさらに延命化させようということになるかと思うんですが、一方で、地方財政は依然として厳しい状況にあり、各地方公共団体が公共施設等の全体の状況を把握し、中長期的な視点を持って維持管理、更新等に係る財政負担の軽減、そして平準化や施設配置の最適化を図ることが需要であると言われております。これはほかの担当部局の方は理解していると思う

んですが、そう言われておりますね。

今、公会計制度の支出は、とりわけ固定資産台帳の整備にあわせた総務省の公共施設の総合的かつ計画的な適正管理の推進については、平成30年9月末時点で、これ、全国の自治体の数が分母にきますが、総合管理計画策定は99.7%の自治体が完了したと言われております。これは総務省のホームページをのぞくと数字がぱっと出てきますが。

そして、その次、平成2年度を見越して、個別施設計画の策定は、先ほど言いましたね、平成じゃありません、令和2年ですね、令和2年度までにという目途で、進行中で、本町においても既にお渡し済みの資料に、資料渡しました、資料2ですね、資料2で理解されると思いますが、今現在、暫定進行中と思慮されますが、総合管理計画と個別施設計画の状況はどうなっているのか、また計画策定時と直近の測定がもしあれば、策定率についてもわかる範囲で結構ですので、お答えをいただきたい。

ただ、これ、総務省が言っております取り組みの推進策定のイメージは、国土の強靱化、あるいはまちづくり、PPPであるとか、PFIであるとか、そういったもの、そして公共施設等の管理、これは本来の命題であります、そういったものを背景に実は策定をしているということです。

中間でもし、そういう策定率がなければ、策定の時点がなければ結構ですが、最初の、総務課長、お答えください。

○議長（清水清一君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） お答えをいたします。

総合管理計画と個別施設計画との関連ではありますが、総合管理計画に中期的な視点で個別施設のあり方について検討していくことが盛り込まれております。

町が個別施設計画を策定し、維持管理を行う施設の主なものは、学校施設、消防施設、公営住宅、道路施設、公民館などがありますが、策定率といたしましては、道路施設の橋梁及びトンネルが100%でありまして、それ以外の施設につきましては、個別施設計画の策定に向け、調整中でございます。

令和2年度の策定に向け、静岡県及び先進市町の計画等参考に、計画策定を進めてまいりたい、このような考えであります。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） ありがとうございます。

なかなか質問内容もちよっと深くなって、難しいと思うんですが、この作業は実は、公会計制度の3台帳の設定があります。セットアップありますね。それと、FM（ファシリティ・マネジメント）で言っている試算関係、ここで言いますと、公共用地、さっき言った学校から福祉施設までのたくさんございますが、あと社会基盤整備は道路とか、今回新たに追加されました地すべり防止対策の設備、そういったものまで社会基盤整備、そしてあと役場であるとか、こういったところの公用施設、こういう3つの分類でさらに細かく分けているんですね。

それを一個一個やりますとちょっと時間かかりますが、あとは決算委員会等でお話をしたいと思いますが、ちなみに1つ上げますと、資産経営のための財産区分の整理、これだけ上げただけで実は7つあるんですね。さっき言った分類のほかに。その一つが行政財産、普通財産、事業財産、貸し付け財産、有休財産、譲渡売却財産、今後の計画財産、こういったものにそれぞれ分類されております。

ですから、それは一個一個やらなきゃいけない。膨大な作業がその裏に実はあるんですね。私がこう言っている裏の作業というのは、実はこういう細かいことは一件一件やらなきゃいけない。積み上げが一つの公有財産の総額になることでありますから、TKC側も確かにやる側の行政が、自治体も大変だと思いますよ。それは大変な作業だと思います。

ですから、そういうことで、ぜひとも前向きにお願いしたいなという要望しながら、3番目の質問に、4の3の質問に入ります。

これは、公民連携の話になります。ファシリティ・マネジメントの手法によって、公共施設の再編や、保全について一定の効果が上がると同時に、運営費の改善等のソフト的な解決にはなかなか至っていないということが課題として、最終的に残ると言われております。つまり、従来の公共施設運営に収益性や、集客性の観点が欠落していたことに大きな要因があると考えられています。

行政主導による、これ銀の湯会館を思いながら話を聞いてもらいたいんですが、温泉会館ですね、行政主導による施設運営では、大半の公共施設において収益が伴わず、結果、赤字を公費で賄うという構図が一般的な状況であります。指定管理を導入した施設においても、行政主導している以上、収益性の面では大きな効果に結びついていないのが現状であると言われております。

そこで、さきの町長が広域の一般ごみ焼却のプラント事業でも提案いただきましたが、町内

施設の公民連携を対象としたP P P、それからP F Iの資本導入による利活用など、収益性とその相反する公共性、両方を満足させるような仕組みを確立あるいは企画立案するなどの考えはありませんでしょうか。

西伊豆町の動きも念頭に置きながら、もしあったらお答えをいただきたいと思うんですが。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

公共施設等の総合管理計画の改訂については、随時行う必要があると考えます。

総合管理計画策定の検討時点においては、把握可能な公共施設等の状況や、取り組み状況等を整理し、策定したいものであることから、その内容は、策定後も個別施設計画の策定に伴い、実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策内容等を反映させるなどの順次見直しを実施し、計画の充実を図ることになります。

しかし、現在、個別施設計画の策定に向けた調整のため、数値目標等が定まっておられないので、まずは個別施設計画を策定し、後にP D C Aを取り入れるように考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） ありがとうございます。

P D C Aに言及されましたが、これ、ちょっと難しいんですね。実際には、相当な、例えばプラン・ドゥ・チェック・アクションで一連の管理の一連の管理の循環サイクルと回すしますと、次の最初のプランにはより当初のプランよりさらに仕様した内容でなければならないという使命がありますね。ですから、それが、その評価そのものが金額的な表示であるとか、あるいは能率的なものであるのかという測定を誰がどこでするのか、非常に難しいと思いますね。

ですから、それ、当然、町長であり、副町長であり、そういうトップの方々が判断すると思いますが、担当部局を交えた民間連携、公民連携については、非常に細かく緻密にやっていただきたい。やり方間違えると、前みたいに反対されちゃうんですよ。やり方間違えると。計画そのものが今、そういう趨勢にあります、各自治体ともにありますんで、ぜひともお願いしたいと思います。

本町においても地域資源状況を踏まえると、公有施設の経営管理指標、すなわちF Mです

ね、ファシリティ・マネジメントを検討し、自治体経営において不可欠なPPP、公民連携の観点より自治体の行財政改革、PDCAサイクルを推進し持続可能な、SDGsですね、地域社会づくりの推進に役立てることを、期待をしたいと思っております。ぜひとも町長の前向きな行動と実行力でお願いしたいと思います。

時間的にちょうどいいですね。

最後の質問になりますが、アクションプランの関係です。

これ、総務省の自治財政局では、直近の10年前の修繕費、通常は償却年度を対応年数による更新とその費用を単位費用、平米単価ですね、平米単価から積み上げだけのものが多いんですね、各自治体、その実効性という観点から、直近の10年の修繕計画を策定することができますよということはどうもありません、総務省の自治財政局のほうでは。それは、通常一般的には、アクションプラン申しまして、それぞれの10年間の修繕費、修繕費そのものは修繕費用としまして、経費になりますが、単年度で1億5,000万円ぐらいですかね、5,000万円ぐらい修繕で出すとすると、残存の対応年数を均等に割って、それぞれの年度で予算化して、BSの財務4表のBSの中の固定資産のほうで繰り入れ資産にして計上しなければならないということなんですね。ですから、それは次年度についてはその10年の残存が年あって、6分の1の年度の予算計上しなければならない。予算は100%の過年度に執行しておりますから、実行済みという数字を上げなきゃならない。こういう自治体の予算化に反映させるという作業が実はついて回るんですね、この作業は。

これは非常に難解です。全体を網羅するポジションで、その都度都度これを把握していかなきゃならないという作業を続けてまいりますので、こういったことをじゃどうしますか。修繕計画の中長期的な維持管理については、どうしますかということをお答えできませんか。もしできるなら、わかっている範囲で結構ですけれども、町長、どうですかね、総務課長、どちらでもいい。

○議長（清水清一君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） お答えをいたします。

今現在、個別施設計画策定に向けて、作業を進めている段階でございますが、その前に総合管理計画のほうで概略については、決まっております。その中で、じゃ、一体いつの年度に幾らぐらい、修繕必要なのかということも概略ではございますが、載せてございます。

この計画の推進や情報の共有に向けては、例えば推進本部会議などを開催いたしまして、各施設の所管課と連携をとりながら、取り組みを推進していく、このような形になっていく

かなと思います。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） ありがとうございました。

見えないところを目指して議論するというのは、これほど労力の消費はありませんが、実は見えている部分もあるんですよ。よくテレビでクイズやりますね。当てるとそれは裏返しになって、裏の画面を想定して、何々だって当てるやつ。僕はそれでもこの時点ではいいと思うんですよ、そういう方式でも。ですから、逆に、これによって、各施設の所管課が、例えば学校施設であれば教育委員会だと。農林であれば、プールであるとか、グラウンドであるよと。建設であれば公有財産の橋であるとか、道路であるとかという、それぞれの所管課が自身の管理する施設と真剣に向き合って、施設の実情を把握するきっかけとなり、FMを自分ごととして捉え、コスト意識を持った職員の増加を招来させることとなるでありませんかと。なるでありませんかということなんですね、今の段階ではなるとはいいいませんが。

そのためには、ぜひこれはいい教材だと私は思うんですよ。非常にいい教材だと。かつてそうでした。まち・ひと・しごと創生法もそうでした。やっぱりその理念法と事業法との連合によって、ある一定のアウトプットされる事業体の想定するということは職員にとっては非常に勉強になると思います。

ですから、ぜひともそういう意識で、今度の令和2年を見越した個別施設計画を視野に入れて、この問題に対する当局の認識を伺って、私の質問は終わりたいと思います。

もしあれだったら、町長がいい、町長して、答弁書あるんでしょ。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

個別施設計画については、各施設の所管課でそれぞれ作成し、再配置の計画においては、全庁レベルで検討してくため、この個別施設計画の策定準備等、総合管理計画の見直し作業により、コスト意識を高く持った職員が育成されるものと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 以上をもって、私の質問は終わります。

ありがとうございました。

○議長（清水清一君） 漆田修君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時28分

再開 午後 1時00分

○議長（清水清一君） それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 谷 正 君

○議長（清水清一君） 5番議員、谷正君の質問を許可します。

谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） 通告により一般質問をいたします。

私の質問は、まちづくりと防災、まちづくりと文化財ということで、先日の関東圏、首都圏を中心の台風15号につきましては、主に千葉県が甚大な被害ということで、その被災に遭った方々についてお見舞いを申し上げます。それで、またこの質問の中には、その15号の関連、17号の関連、それから現在、フィリピンの東に18号、19号の卵があるような形があるものですから、そういうものを踏まえた中で、いわゆる防災・減災、国土強靱化の関係で質問をさせていただきます。

まず、まちづくりと防災ということで、防災・減災・国土強靱化3カ年緊急対策と本町、南伊豆町の対策でございます。これにつきましては、平成25年の12月11日に国のほうでは強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法というのが公布、施行されております。これにつきましては、東日本大震災の発生や、叫ばれております南海トラフ地震、それから首都直下型の地震や、富士山を中心とした大火山噴火等の発生の恐れというのが将来あるだろうという形で、これにつきましては、国のほうでは、優先順位をとりながら、国土、それから国民、地域住民の生命・財産を守るという国の施策の中

で、事業を進めるということになっております。

それを踏まえた中で、平成30年の12月14日、防災・減災・国土強靱化3カ年緊急対策の改定を閣議決定し、おおよそ7兆円を超える国のお金をこの防災・減災・国土強靱化に充てるというような形で着々と事業が進んでおり、既に7兆円のうち、約3兆円ほどがもう張りつけられておるといようなことを聞いております。

これにつきましては、先ほど申し上げましたように、最近、激甚化されております台風とか豪雨、それから記憶に新しい北海道東部の胆振東部地震の関係で起こりました俗に言うブラックアウト、電力のブラックアウト、これも先日の台風15号ですと、千葉県を中心にほとんどブラックアウトに近いような電力の危機が発生したということの中で、いわゆる南伊豆の場合は、どのような形のものを考えているのか、また、現在国の施策を考えた中で、どのようなことを考えているのかということ、それを基本にお聞きしたいと思いますが、国のほうでは先ほども紹介した30年12月14日に45の国土強靱化等のプログラムのうち、20プログラムを2020年、来年度までにやりまして、これにつきましては、主な事業として、河川堤防のかさ上げや交通インフラ網の整備、それから、あとから個々に質問をしますが、160項目における事業を推進するという形で、これにつきましては、防災担当の事業対策ということになりますと、今まで一般的にはハード面を優先するといようなことがイメージとしてあるんですが、この事業につきましては、ソフト、それからハードの面、両方で事業を進めるといような施策を打ち出しております。

それで、自助・共助・公助、それから官民の連携とか、役割分担につきましても重要視しているということの中で、まず、南伊豆町における重要インフラの機能維持の考え方、これは先ほど申しましたように、台風15号を踏まえた中で、南伊豆町でも停電が二、三日に及んだ地区もありまして、ちょうど夏の暑い時期なものですから、若い人とか年寄りの方も暑さ対策に容易ではなかったといようなことがありました。

それで、電力等のエネルギーの供給の確保、これにつきましては、電力はこの辺ですと東京電力なんですが、それから石油、ガソリン、LPガスのいわゆるサプライチェーン、供給網の関係をどのように考えているのか、これが機能停止とか低下があった場合は、どのようなやることを南伊豆町として考えてやらなければならないのか、これが千葉では、千葉県だけで56万戸以上の停電があったといような話を聞いているんですが、その辺の関係をどのような形で思っているのか、答弁をお願いします。

以上です。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

近年激甚化している災害により、全国でも大規模な被害が頻発しております。

先般の台風15号による大規模な停電の発生、電力の供給の停止に伴う水道の断水など、連鎖的にインフラ機能停止が発生し、都市部であってもインフラの脆弱性を見せております。

本町においても、電力、水道といった生活に密着した重要なインフラ機能は災害時において完璧という状況にはほど遠く、とりわけ水道施設においては、非常用電源が整備されているのは上水道施設の一部にとまり、災害への備えは極めて厳しい状況にあります。

幸い、台風の進路は若干それたことから、大規模な災害には至りませんでした。生活に直結する公共インフラの強化は必須事項であることから、財政的に厳しい我が町においては、費用対効果と優先順位をもって、適正な施設維持と保全に努めることが肝要と認識しております。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） 一応、電力だとか、石油、L P ガスの関係はある程度、南伊豆独自では、なかなか一般的に手当てができないというのは、外部要因が比較的、半島先端なものですから、多いなというのはわかるんですが、そういう中で、いわゆる防災会議等の中で、当然電力事業者だとか、電話事業者、それからガソリン等民間の純粋の民間なんですが、いわゆる石油、それからL P ガス等の事業者との会議というのは、具体的に、一般的にはある程度、今のところ問題ないもので、年1回程度だと思うんですが、これについてはどのようなことを考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（清水清一君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） お答えをいたします。

各ライフラインの事業者との会議でございますが、近年、防災計画を修正する時点で、大幅な改定がある場合には、防災会議を招集して、そこでご協議をしてもらう形になっています。

しかしながら、最近は大幅な改定が今のところないものですから、書面による協議ということで、今現在は行っております。

それで、今回、台風の時点で、かなり停電が発生しました。各戸数も多かったということでありました。我々としても、東京電力さんのほうにはいろいろ復旧の具合等々確かめながら、早期な復旧のお願いをしたりとか、例えば倒木の情報等々東京電力さんにお伝えをして、ここのところがいつているようだよというような状況提案もしてまいりました。しかしながら、箇所数が多過ぎてしまい、なかなか手がつけられなかった。千葉のようなふうまでにはいかなかったですけれども、何とかこの時点で供給の早期復旧はほかのところよりは何とかあったのかなという形は持っております。

以上でございます。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） とりあえず、現時点ではわかりました。

それで、次に、直接命だとかそういうものに係る、食料供給とか、それからそれに伴う関連のライフライン、それからいわゆるスーパーだとか、コンビニ等でのサプライチェーン等の関係ですが、安定供給等につきましては、確かにいわゆるコンビニなり、スーパー等協定を結んでいられると思うんですが、ご存じのように、結んであっても交通網が寸断なんかしたときに、サプライチェーンそのものに品物が届かないよと、コンビニだとかスーパーにもものが届かないよというようなものが現実的に台風15号等では千葉県内では起きているわけですね。そういうことを踏まえた中で、備蓄というんですか、それも限界があると思うんですが、そういうものについて、南伊豆町の場合は、比較的まだ皆さん方、屋敷の宅地の周りに畑だとかいろんなものがあるものですから、とりあえずのものというのは5日とか1週間程度は、井戸もあるご家庭もあるものですから、そういうものはできると思うんですが、上水道を含めた長期間のものをというのは、どのような感じで考えているのか。

と言いますのは、いわゆる首都圏、関東圏みたいに人口密集地については、国のほうでもある程度優先的にそういうものの手当をするというような現実には千葉だとか、そういう面で現実的にそういう行動も事業も起こしているわけですね。いわゆる、半島先端の過疎地の南伊豆あたりというのは当然後回しにするんじゃないかというのが危惧をしているんですが、その辺のお考えというのはおありなのかと。

○議長（清水清一君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） お答えをいたします。

当然、議員がご指摘したとおり、サプライチェーンが連鎖的に潰れていくというのが、今

回台風15号で、あんなに東京に近い千葉でコンビニに物が無いというような状況が生まれてきちゃうというのは、第1点不思議な部分でありました。

我が町といたしましては、一応非常食として9万食は用意してございます。あと、水については2リットルのペットボトルで約3万本を備蓄はしております。これらの非常食については、放出をしていくような形になってくるかと思います。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

○5番（谷 正君） その中で、総務課長の今ご答弁の中に食料とかそういうものが何万食とあるんですが、私、前二、三年前にもこういう関連で、質問したと思うんですが、いわゆる乳幼児の関係で、あの当時は粉ミルクなんですが、今では長期間保存の液体のミルクも国のほうで、厚生労働省のほうでいろんな検討をされているらしいんですが、それらの考えというのは現時点ではございますか。

○議長（清水清一君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） お答えいたします。

ミルク自体、保存期間がかなり限られているものであります。なので、粉ミルク等々は、備蓄はせず、例えばスーパーであるとか、ドラッグストアと協定を結びまして供給をお願いするところですが、最近液体ミルクというものが開発をされまして、これの保存期間というのが結構ありますので、これらについても本数は限られると思うんですが、水ほど保存期間がいかないものですから、多少なりともは備蓄して、いざ発災時には、とりあえず供給ができるようなことはいろいろこれから考えてまいりたい、このように思っております。

○議長（清水清一君） 谷正君。

○5番（谷 正君） わかりました。

その中で、いわゆる大雨等の関係で青野川につきましても、昭和51年の災害で、今千葉県が指定されようかとされる、激甚災害に指定されて、暫定断面で、時間雨量50ミリで工事施行してあるんですが、その中で、それ以上の時間雨量が去年、おとしですか、4月18日には役場で68ミリ降ったということで時間が50ミリを超えているんですが、そういう形の中でいきますと、当然浸水、越水、それから土砂災害等の関係が出てくると思うんですが、それらについて、県なりなんなりに当初の設計断面にしてくださいとか、上流の土砂が堆積しているところを浚渫してくださいというのは、要望が必要になってくると思うんですが、その辺の行動というのは今後どのように考えているのか答弁をお願いします。

○議長（清水清一君） 町長。

代わりに総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） お答えをいたします。

青野川の河川の関係なんです、昨年浸水想定が見直されまして、将来に向かって1000年でどれぐらいの最大規模で被害があるかというのが土木のほうで計算をして出しております。これは24時間雨量で880ミリ程度降った場合、かなりの雨量になると思うんですけども、この場合でこの近辺で大体2メートルから5メートルぐらいの浸水があるよというような感じになっています。浸水の想定図を見てもほぼ、ほぼ浸水しちゃってるというような感じがあります。

土木事務所のほうには、例えば青野川の河川の中州であるとか、それかそこに生えている木など堆積物ありますので、その辺の除去等について、浚渫についてはお願いをしているところではありますが、計画断面がどうのこうのという話まではいっておりません。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

○5番（谷 正君） わかりました。

それで次の中で、当然半島先端の中で、医療関係につきましても二次救急が下田メディカルという形の中で、下田消防の南伊豆分署というのは南伊豆町にもあるんですが、これ一たび土砂災害ですとかいろんな形で起きたときに現体制では間に合わないというような形で過去の議会の中で、災害拠点病院だとかというお話をしたんですが、なかなかそういうのがまだまだテーマにはあがってこないし、それは県の指定ですよというような答弁があったんですが、そういう関係を、いわゆる災害救急の関係の救助体制というんですか、救急体制というんですか、それらは最悪の場合を考えますと、病院も被災しますよと、警察も被災しますよと、それから消防署等も被災しますよというような中では、当然自助・共助というのがあると思うんですが、先ほどの食料備蓄の中でもあれしたんですが、医療品等の備蓄と、それからそれを応急的に手当する人員、それらについては、どのような考えがあるのか。

○議長（清水清一君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） お答えをいたします。

医療品の備蓄につきましては、応急的なものではありますけれども、一応緊急時の医薬品の備蓄というのはしてございます。ですが、この備蓄されているものが、かなり東海地震が叫ばれたころに入れたもんですから、かなり旧式な形になっておりまして、今はもう例えば

DMA Tが持っているような装備、これらを今考えておりました、災害医療連絡会というものがこの町にもございまして、近隣の診療所の先生とか、あと保健所とか我々とかが入って、その中でどういうものがあるのか検討しております。多分、来年度予算の中でまたご提案をさせていただいて、ご承認を受けたいなと思っておりますので、この辺はしっかり対応してまいりたいと思います。

それから、緊急時に招集できる医療関係者でございしますが、近隣の診療所の先生がメインになってくるとは思いますが、外科の先生は白津先生の大先生だけになりますので、なかなか難しいという点もございします。そういった場合については、当然以前静岡県総合防災訓練、賀茂郡でやったときにDMA Tであるとか、日赤の救急班、医療班をヘリで運んでいただくという訓練をやりました。静岡県では、やはりこのところのあと、半島の先端部でありますので、交通の遮断等々十分考えられますので、空からの支援、例えば向こうからやってくる、こちらから送っちゃうという、両面で今考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

○5番（谷 正君） それでは、わかりました。

とりあえず現状というのが形でわかりました。

そんな中の豪雨災害とか、台風が夜間に襲来するときが多いんですが、その中で避難行動についてお伺いしたいんですが、とりあえず各避難所等の開設というのは、当然今マスコミとかいろんな関係である程度電気が来て、テレビがついたり、スマホなんかでも情報はわかるんですが、いわゆる豪雨とか風の強いときには、千葉もそうだったんですが、窓を締め切っているわけですね。そうしたときに同報無線だとか放送が聞こえないよと、個々には防災ラジオとかあるというご家庭もあるんですが、その辺の環境をある程度役場の庁内会議で早目に周知するのか、どういうふうな基本的な考えをどういうふうに行っているのか、いやいや職員が各集落にいますよね、出身の、そういう形のものでやるのかというのは、私の経験ですと、コンピューターの2000年問題というのが過去に20年ぐらい前にあったときには、12時で、2000年で切りかえるというコンピューターがちょっと変になるという予想の問題が発生したときに、各集落にいる職員を集めるときに状況を把握しながら、いわゆる集合しろというような方針をとったことがあるんですが、それを災害適応の中でお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

避難行動に必須となるものは情報提供であり、いかに迅速にそれら情報を伝達するかが最大の課題であります。

このため、本年度から同報系防災行政無線のデジタル波への移行に向け実施設計を進めており、令和2年度から4カ年をもって町内全域での機器整備事業に取り組んでまいります。

進捗状況としては、町内89カ所の子局に電波伝搬調査を実施しており、難聴地区の解消を目指し、再送信局を湊地区及び子浦地区の2カ所に増設するほか、豪雨災害時等における高齢者世帯への伝達手段の強化を図るため、町内全世帯への戸別受信機配備を予定しております。

また、放送内容を文字で伝達する携帯電話メールについては、登録者数が820人となっており、さらなる登録者増加に努めながら速やかな情報体制の強化に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（清水清一君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） すみません、若干補足の説明をさせていただきます。

台風等につきましては、事前に予測がつきますので、早目早目の対応を心がけております。また、暗くなる前に避難所をあけるとかというような形をとってございます。

あと、情報の収集でございますが、毎年職員の招集訓練を4月に行っております。そのときにも訓練の想定の中で、被害状況を確認しながら登庁してくれというような指示は行っております。今回、台風で例えば地域整備課を早目に招集したとかという事例もございましたが、出勤途中に確認をし、倒木の箇所を連絡していただくというような形をとってまいりました。

あと、情報の手段でもう1点、最近Lアラートということがございまして、これは静岡県が我々が言ってふじさんシステムというものを使いまして、そこへ被害状況であるとか、避難所の開設状況等々を、入力しますと、それが集約をされまして、各メディアが静岡県のある指定された情報ボックスへ取りに行くといった中で、テレビとかラジオとかインターネットでそれが周知をされるといったような設備も整ってまいっておりますのでございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

○5番（谷 正君） それで、防災・減災、国土強靱化緊急対策ですが、これの南伊豆版というのは当然国・県と同じと思うんですが、南伊豆町版の計画策定というお考えがあるのか

ないのか教えていただけますか。

○議長（清水清一君） 町長。

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町においては、地震・津波対策アクションプログラムを策定しており、静岡県からの緊急地震・津波対策等交付金を活用しながら、防災対策を推進してまいりました。

本年度から地震・津波対策減災交付金と名称も改まり、制度改正等にあわせ本町アクションプログラムも改定いたしました。これにあわせて「非常用電源設備の拡充・かさ上げ」、「災害対策車両の整備」、「避難所へのマンホールトイレの整備」、「非常用給水タンクの更新」、「被災者生活再建支援システムの導入」とする5事業を追加したところであります。

今後、国の国土強靱化計画の動向も注視しながら、現行の交付金制度を踏まえ、計画的に事業を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

○5番（谷 正君） わかりました。

その中で、先ほど質問しました国土強靱化の160項目ほどの事業があつて、これを全部質問するととても1日かかるものですから、南伊豆に関係する10程度の事業の確認をしたいと思えます。

まず、国のほうの所轄ですと国交省の関係で、全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策ということで、これは先ほど河川の内水域の掘削というか、浚渫だとか、木の関係があつたんですが、これは都道府県、主に二級河川だと思うんですが、全国で2,200河川をやるというような事業計画の中で、内容としては、樹木の伐採、掘削等を行うということで、近年の主要洪水等に対して氾濫防止をするという形で、これは具体的には、前回の6月議会で同僚議員が質問しました役場周辺の伐採、それから中流域にある下小野地区のいわゆる土砂の堆積を今年度は土木事務所があれを浚渫するというようなことを聞いているものですから、そういうものを全般に今後要望をしていただきたいということ。

それから、空調の緊急整備というのは、南伊豆の場合は学校等については、やっているものですから、それはそれとしていいんですが、社会福祉施設等の防災・減災に関する緊急対策として、これは厚労省からなんですが、全国で耐震化の関係で4,120カ所、それからブロック塀で7,000強、それから非常用電源設備で1,176カ所とかあるんですが、これは賀茂老人ホームは、直接町が担当してないのですから、南伊豆厚生会でしたか、受け母体なんですが、

当然町の関係があるんですが、そんな辺の関係をどうなっているのかということと。

それから、国土強靱化の森林対策の関係で流木捕捉式治山ダムの設置や、間伐等の緊急対策ということで、これは全国で700カ所、それから、先ほど同僚議員の午前中の質問にもありました、いわゆる害獣等の捕獲に関するいわゆる緊急対策、それから地籍測量については、現在事業は推進しているということ。それから、7つ目として、地域防災力の中核を担う消防団に関する緊急対策ということで、救助用資機材等搭載型消防ポンプ自動車の無償貸与とか、それから消防団救助能力向上資機材の緊急整備補助金、これは具体的にはエンジンカッター、油圧ジャッキだとかAEDだとか、油圧切断機だとか、トランシーバーだとかとあるんですが、これは3年間で臨時特例的にその整備を補助するというようなことです。それから、8つ目として、私6月の議会でも質問したんですが、海岸漂着物等に関する緊急対策、環境省の所管なんですが、これについては海岸漂着物処理推進法14条に基づきいわゆる都道府県、現在37あるんですが、これは、静岡県は当然入っていると思うんですが、それらについてのその事業をこの町でも事業主体は町でもいいよということですが、町だとお金はかかるものですから、それを静岡県にやらせるというようなこと。それから、全国の上水道管路に関する緊急対策ということで、総延長4,600キロメートルを今までのスピードの1.5倍のスピードで耐震性を行うという形の中で、これらについて、どのようなことを考えているのかということと、二、三年前から各種の公共事業の長寿命化だとかというのがあるんですが、これと防災・減災、国土強靱化とのいわゆる整合性、それと普通河川、町道等の管理の行政財産の防災・減災、国土強靱化等の今後の施策というのはどのようなお考えなのかというのは、それと言葉は早かったんですが、それをあるもので結構ですからお答え願います。

○議長（清水清一君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） お答えをいたします。

社会福祉施設等の防災・減災関係であります、町内で建物的に脆弱なのは、賀茂老人ホーム、建物が古いですので脆弱だと思います。

あとの大きな例えば、みなとの園であるとか、エクレシア南伊豆であるとか、そういうところについては、当然非常用発電機も配備されており、耐震化も整っているといった状況は認識はしております。

あとは、ブロック塀等々の改修については、補助金等々町でも用意してはいるんですが、なかなかセットバックの関係で進まないというのが今の現状ではなかろうかなと思います。

あと、消防団の関係ですが、こちら資機材等々については、静岡県の場合防災対策にかなり力を入れておりまして、防災・減災の交付金が設立をされておりまして、そちらの補助率もいいということで、そちらを活用して今トランシーバーであるとか、必要なものは整備をさせていただいております。

それから、上水道と海岸漂着物関係については生活環境課長から説明をいただきたいと思っています。

○議長（清水清一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） 海岸漂着物についての緊急対策ということで、今現在町内全域ですけれども、海岸漂着物についての対策のアクションプログラムをつくっております。今、静岡県と、町のほうの管轄について調整をとっている段階でその調整ができ次第、またアクションプログラムを公表したいと思っております。

上水道の緊急対策ということで、耐震化ですけれども、そちらについては毎年この補助金が上乗せされている分なんですけれども、この補助金を使いながら耐震化の工事を行っております。

長寿命化の水道管の整合性ということですが、今後水道管については水道ビジョン等を作成した段階で、またその計画に沿って耐震性を整えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（高橋健一君） お答えします。

先ほど、賀茂老人ホームの関係ございましたが、耐震については既に終わっておりまして、あとブロック塀の関係については、調査の段階で、ブロック塀があるということで調査のほうで把握をしています。今のところ特に側面のみということで問題なかろうということで、それから非常用電源等についても配備のほうは完了しているということでございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

まず、森林の関係でございますが、国土強靱化緊急森林対策事業、こちらのほうですが、治山施設と防災林、流木対策及び森林整備対策事業となっておりますが、こちらのほうは賀茂農林事務所と連携をとりながら今後進めてまいりたいと考えてございます。

また、地籍事業についても地籍緊急対策事業ですが、こちらのほうも賀茂農林事務所と近

隣市町と広域連携をとりながら、今現在進めておるところです。また、普通河川、道路については、予算がなかなか厳しいものですから、災害事業等を鑑みたくて今後整備していきたいということで考えてございます。

あと、道路、橋梁、トンネルですが、こちらのほうは定期点検を5年に1度行ってございますので、そちらの経過を見ながら施設修繕を考えてございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

○5番（谷 正君） 今の海岸の漂着物の関係で答弁いただいたんですが、ご存知のように、ここ2週間ぐらいは環境大臣が日本の場合、小泉進次郎先生になりまして、非常に注目を浴びているというか、今はニューヨークに行っているんですが、また立場を変えればヨーロッパの高校生ですか、中学生の女の子が1人で環境保護を訴えた中で、昨日ですか一昨日でしたか世界中400万人の高校生がデモをしたというような関係がありまして、それがこちらへ環境フォーラムなり、そういう面にこっちでも向いているものですから、それをチャンスと捉えて、南伊豆も県・国のほうへ声をあげて行って、いわゆる南伊豆は、再三言いますが、57キロの海岸線があるもんですから、そちらのほうをぜひ推進していただきたいところです。これは要望で結構です。

それで、次に時間の関係でダブるもんですから、若干通告を省く場合がありますが、南海トラフの巨大地震と本町という形で、南海トラフというのはいわゆるマグニチュード8から9の巨大地震が将来7割から8割の確率で起きますよと。人的被害については、最大で32万3,000人、それから経済被害は220兆3,000億という形で、避難者は最大で950万人、それからいわゆる食料が9,600万人分の食料が不足するとされているという中で、先日の菅大臣のコメントにもありましたが、国のほうではこれをできるだけ被害を抑えるような形で進めろというようなことがありました。

静岡県でも人的被害は10万5,000人を最終的には1割の1万500人にしたいという形で、南伊豆町でもこれが、地震が起こった場合は最大震度6、津波が最大で26メートル、それから1メートルの津波が来る時間は4分とされています。そういう中で、南伊豆町の被害想定等については、これは当然県への想定の中での積み上げという形で想定して、市町村が出したものを積み上げるということをやっているという形でよろしいですか。

○議長（清水清一君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） お答えいたします。

これは、あくまでも県の4次想定の中で、都道府県が算出をして出しているものであるというふうに認識はしています。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

○5番（谷 正君） そうしますと、南伊豆で新たにこういうデータを出したということではないということによろしいですか。

はい、わかりました。

○議長（清水清一君） 谷正君。

○5番（谷 正君） そんな中、今、第6次総合計画策定中だと思うんですが、今後当然ある程度7割から8割来るであろうというような南海トラフの大地震を総合計画への位置づけというのは、私の経験ですと、事業をやる県・国へ挙げたときに総合計画に記載されていますかというのは必ずヒアリングのときに聞かれるもんですから、その辺の関係をどう思っているか答弁をお願いします。

○議長（清水清一君） 町長。

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

現在、策定中であります第6次南伊豆町総合計画においても、風水害等の自然災害はもとより、地震対策として南海トラフ巨大地震に関する事項については、国・県による上位計画、町の個別計画との整合性を保ちながら盛り込まれていくべきと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） それで、南伊豆町の場合は、ご存じのように財政力が余り高くないじゃなくて、低いという形の中で、国の防災・減災、国土強靱化対策や南海トラフ特別措置法の関係で、国・県のほうはそういう手当てをしていると。これは東海沖地震のときに、時の静岡県知事が国と強烈にかけ合って、少なくとも静岡県はある程度の強化地域に指定されて、ある程度、国のお金が出たという現実があるんですが、その辺の考えを国・県へ対しての要望、それから陳情活動というのは必要かと思うんですが、その点の関係、もし町長のお考えがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

これは、防災・減災、国土強靱化ということで、3カ年の国のほうの施策でありますけれども、災害というのは、もういつ来るかわからないというよりも、もういつでも発生するという、そういう心構えが必要かなと思います。いつ来るかわからないというよりも、いつでも来るという、そういう今、時代になっていると思いますので、私もそうですけれども、議員の皆様も一緒に、これから県ですとか、国の関係する機関へ要望というのは必要であると思っております。ほかの市町においても、さまざまなことで国・県への要望活動をしているということもありますので、しっかりと南伊豆のためにみんなで力を合わせて要望活動等もしていきたいなと考えております。そのときは議員の皆様にもご協力をお願いします。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） それでは、2番目のまちづくりと文化財という質問に移らせていただきます。

文化財を活用したまちづくりの推進の考え方、これについて、町長の基本的な考え方がありでしたら、簡単に結構ですからお願いします。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

町内で、国・県・町の指定等になっている文化財は20件ありまして、これら以外にも、指定文化財とはなっておりませんが、貴重な自然景観のほか、彫刻・絵画、民俗文化財等の分野で数多く存在しております。これらの文化財は、まちづくりにおいてもその活用が期待されるものであり、今後もこの取り組みを推進していきたいと考えております。

先般、未利用であった南伊豆郷土館の1階展示室を、南伊豆ボランティアガイド協会、日詔遺跡の会のほか、日本考古学協会員の外岡龍二先生からもご尽力をいただき、リニューアルいたしました。

日詔遺跡や日野遺跡、近年脚光を浴び始めた石切り場、町の代名詞である温泉、これら3つのジャンルに特化したコーナーを開設し、観光誘客に加えて小中学校の社会科見学、総合学習授業での活用などが期待されているところであります。

今後も、私たち町民が、我が町の歴史と文化のすばらしさを再認識し、一人一人がさまざ

まな情報を発信していくことで、新たなまちづくりにつなげていければ幸いと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） それでは、2番目の石廊崎と名勝伊豆西南海岸についてお伺いします。

石廊崎オーシャンパークの施設が本年の4月にグランドオープンしましたが、流入観光客の要望を見ますと、非常に景勝に富んだ海岸の最先端まで足を運びたいという要望があると聞きます。その中で現状は、非常に重装備でないとなかなか難しいというような形で、途中で諦めたり、無理して行って若干けがをするというような形があります。

30年の決算書を見ますと、たしか入間の千畳敷の遊歩道の整備のお金については、昨年、施工してやったということ、ただ現実的には、入間地区のあそこの玄武岩の安山岩の柱状節理が入って行って、右側のところが崩落して、それを担当に聞きましたら、あれはもう国のほうというか、関係機関へ言ってあるから、あれは手当をするよという話はあったんですが、これについて名勝伊豆西南海岸なものですから、簡単にはいかないよという話が当然、出てくると思うんです。それらについての関係、石廊崎の今の売店ですか、オーシャンパークの建物、施設の灯台からの裏からというようなところに仮に行ったときに、どのような形になるのかなというようなことがあるんですが、観光客が、冒頭言いましたように、多くなった場合、そういう形も出てくると思うんですが、その辺の安全対策についてはどのようなお考えがあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

石廊崎オーシャンパークは、あくまでもその先端部から広がる雄大な自然を堪能していただくための施設であり、情報発信基地としての役割を有するものであります。

園内に併設されるジオパークビジターセンターに控えるジオガイドは、休憩棟から灯台、猪鼻の瀬、日和山へのミニツアー案内人として、今や欠かせない存在となりつつありますが、現在も日々研さんを積み重ねており、今後も石廊崎を起点として、町内のジオサイトへの観光や交流客等をいざなうプロ集団として成長をなし遂げるものと期待をしております。

石廊崎オーシャンパーク休憩棟から先端部エリア、町内の主だった海岸線は、そのほとん

どが自然公園、名勝地の特別地域に指定されており、安全対策、景観保全のため、伐採行為程度しか手が出せない状況にあります。ジオガイドの皆様の活動を通じて、その歴史的な価値を知ることの喜びを体感し、その感動や意義をより多くの方々と共有し、情報発信していただくなど、新たなまちづくりのキーマンであると思っております。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） それから、現在、DCの後編に入っていますよね、現実的に。DCの本編のときに、先ほど申し上げました入間の千畳敷が、女優の吉永小百合さんがJRの関係でキャンペーンガールをしたんだけど、その中で、裏に入間の千畳敷があったんですが、あれが南伊豆の人たちも、当然、いいなと思っているんですが、あれの反響というのが、日本全国の反響のほうは私が多いということを聞いています。

こういう中で8月25日にある会議がありまして、私と、あと2人の本町出身の議員が出席して、役場として企画課長の菰田課長に同席をいただいているんですが、その中で静岡県の担当者が、こういうキャンペーンについては一過性に終わらせないと、終わらせるつもりもないよという考えがあったのですが、これらについて、町としてどのようなお考えがあるのかお聞かせください。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

入間千畳敷については、以前から伊豆半島ジオパーク推進協議会内でも、稀有で価値の高いジオサイトとして有望視されており、ジオパーク世界認定を契機として注目が集まる中、JRによるDCのコマーシャルなどから圧倒的な人気スポットとなりつつあります。

現在、南伊豆歩道を利用したジオガイドツアーの一つとして好評を博しておりますが、人が訪れるようになればなるほど、アクセス道路の不備がクローズアップされてきているのも事実であります。

このため本定例会には、このアクセス道路の安全確保に向けて緊急を要する箇所の改修費などを計上させていただいたほか、千畳敷への経路上においても、最も危険視される部分についての歩道改修に伴う設計費なども計上いたしました。

新年度に向けては、千畳敷を中心とした園地計画なども策定し、静岡県からの補助金確保

も視野に入れた体制整備を進めるほか、町内に多数点在するジオサイトの適正な保護と、地域活性化に資する整備をもって、ジオパークと連動した新しいまちづくりに挑戦していきたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） 4番目に移りますが、議長にお願いがありますが、この公余深勝図をこの質問の資料として町当局側に提示したいと思うんですが、よろしいですか。

○議長（清水清一君） はい。

○5番（谷 正君） 公余探勝図というのは、寛政5年（1793年）に松平定信が三浦半島の伊豆半島まで海防巡検に来たときに、帯同した日本画家の谷文晁が描いたもので、これは84枚あるんですが、これは国の重要文化財になっていまして、今、上野の国立博物館にあります。

これは、私の手元にあるんですが、レプリカなんですが、こういうものが、南伊豆ですとタライから伊浜まで全部描いてあります。見ますと、下田と南伊豆が非常に詳細に描いてあるものですから、南伊豆町民の方、一部の方は、これを名刺に使っているということも聞いているんですが、これらを国立博物館では、まちづくりに自治体が使用するのはいいですよと。各ほかの国の関係でも、公共団体が使う分にはいいですよというようなことを聞いています。

現実的に、上野国立博物館のホームページを見ますと、デジタルコンテンツ等の利用は可能ですよというような表示があるものですから、これらをジオパークだとか、それからタライから、ずっと南伊豆、伊浜の波勝崎から伊浜の今の入り口までの図もあるものですから、それらをぜひまちづくりに使っていただきたいと。

これについては、私が聞いたところだと、首都圏の方々というのは非常にこれについては興味があるということで、二十数年前に二の丸慎吾館かなんかで、これの展覧会をやったんですが、そのときに非常に反響があったということなものですから、そういうものの考えはあるのかということをお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

景勝地を描いた絵画などは、作者が歴史上において著名であればあるほど、有料コンテン

ツとしての二次使用が難しい現状となっております。

ご指摘の図巻につきまして、絵はがき、名刺の台紙等として販売し、お土産のパッケージ等に使用できれば、地域を印象づける強烈なインパクトになると考え、調査・検討をいたしましたところ、やはり販売を目的とするということについては不可という結果になりました。

現在は議員のご質問のとおりなのですが、無料の名刺の台紙として活用させていただいている状況です。

今後につきましては、町であつたりのホームページ、SNS、コンテンツの背景であつたり、イベント宣伝等のチラシ、ポスター背景等への活用を、デジタルコンテンツとしてできないかどうかを検討していきたいと思っております。その際も博物館の許可が必要とはなると思っております。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） 今、課長の答弁いただいたんですが、その有料というのは、当然、それは版權なり、所有権というのは上野国立博物館にあるんですが、私の言うのは、石廊崎オーシャンパークの建物の中に石廊崎のそういうものを描くとか、それから妻良から子浦に向かっての図、それから伊浜の波勝から伊浜の入り口まであるんですが、それらを案内板として使用すると。有料ということではなくて、そういうもののお考えがあるかという質問なんですが、その辺をもう一度答弁お願いします。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

オーシャンパークの休憩棟につきましては、どうしても景観を窓から見ていただくために、ほぼほぼ壁が窓になっておりまして、なかなか飾ったり、張ったり、描いたりするという場所はないものですから、やはりポスターであつたり、看板、そういったものに使っていただくと考えているところでございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） ある町外の方が、この建物の周りに描けという指摘を受けたものですから質問しました。やる気がないのなら、やる気がないという形で、私も話をしたいと思

ます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（清水清一君） 谷正君の質問を終わります。

ここで14時10分まで休憩とします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（清水清一君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 比野下 文 男 君

○議長（清水清一君） 3番議員、比野下文男君の一般質問を許可します。

比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） 私の質問は、3つほど質問させていただきます。

1つ目は、津波災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンについてです。

2つ目は、医療機関に於ける災害時の停電対策について。

3つ目は、健康増進を目的としたおたっしや！活動についてです。

それでは、1つ目の津波災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンの指定について質問させていただきます。

東日本大震災を機に、国はこれまで主に海岸、堤防等のハード整備を中心に行ってきました。しかし、災害には上限がないことを教訓に、何としても人命を守ることを中心に、津波防災地域づくりを進めていく必要があり、この法律が制定されました。県は今年度、地震・津波対策等減災交付金、いわゆる津波対策がんばる市町認定制度を創設し、今年度から4年間で100億円を用意していると報告がありました。

既に賀茂地区内では、東伊豆、河津両町が県知事の指定を受け、下田市は10月以降に住民への説明会を開催し、年度内に県知事のイエローゾーン指定を目指しているとの新聞報道を

拝見いたしました。17日の全員協議会で、当町は、下田市同様に、今年度中に指定を目指しているという説明を受けましたが、この件について幾つか伺います。

その一つとして、本町は、湊海岸から伊浜海岸までの沿岸距離は約57キロと長く、今後予想される南海トラフ巨大地震等により、津波浸水被害を受ける可能性が非常に高く、先ほど申し上げましたが、東伊豆、河津両町は平成27年度にイエローゾーンの指定を受けているが、当町はそのときなぜ指定を受けられる、手続をされなかったのか伺います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

東日本大震災を経て、平成23年12月には「津波防災地域づくりに関する法律」が施行され、平成27年10月には、静岡県から「津波防災地域づくりの推進に向けた提言」が示されました。

静岡県では、早期に津波災害警戒区域の指定を進めるため、県内市町への働きかけを行いました。現時点で指定を承認した自治体は、東伊豆町、河津町、伊豆市の3市町となっております。

東伊豆町、河津町では、4次想定に係る津波に対応するハード面整備として、防潮堤の賛否を問う住民説明会と並行して協議を進めた結果、住民の賛同を経て指定に至ったと伺っております。

当町においては、これらの指定による観光地としての風評被害のほか、不動産取引上において津波警戒区域であることを説明することが求められることや、土地価格の下落などが危惧されたため、社会的配慮などから同意をためらった経緯があります。

当時は、徳島県や京都府などが都道府県単位で一斉指定を実施しており、これらの手法を静岡県に要請したところではありますが、各市町での住民同意を基本としており、同意が得られない場合は指定しないという回答であったと聞いております。

今回の取り組みに向けては、全国6府県、107の市町村が指定済みとなっている中で、風評被害や土地評価の下落といった影響が極めて少なかったという実態に鑑み、近隣市町の動向なども確認した中で、適切な財源確保のもと、適正なる津波対策事業を推進すべきと判断したものでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） ありがとうございました。

当町は、平成28年9月に南伊豆町津波避難計画を策定され、ことしの5月に総合防災マップが各戸に配布され、その中に津波ハザードマップが掲載されておりました。

今後、指定を受けるには、学校などの施設へ高齢者や障害者といった要配慮者の避難確保計画の策定が義務づけられると聞いております。その点は町長、いかがでしょうか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本年度から地震・津波対策等減災交付金の一部改正されました。この中ではイエローゾーンに指定されることで、新たに創設された「津波対策がんばる市町認定制度」に認定され、津波対策関連事業に対し、通常より多くの交付金が交付されることになります。

本町において住民同意による指定を受けた場合、4年間で実施予定の同時通報用無線のデジタル化工事への財源配分などを検討しております。

また、先ほどの答弁でも触れましたが、津波避難計画及び津波避難対策計画に基づく中で、安全で迅速な避難に必須となる避難路整備や津波避難タワーなど、避難地整備に係る経費の財源確保に向けて期待を寄せているところであります。

以上です。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） よくわかりました。

このイエローゾーンの指定を受けることにより、県からの交付金が多く受けられると聞いております。どの程度の目安か、17日の全員協での説明がありましたが、町民によりわかりやすく、もう一度、説明をお願いしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

平成28年度から30年度までの3年間については、「緊急地震・津波対策等交付金」とする名称をもって県費補助金が交付されておりましたが、当該制度の一部改正が行われ、「地震・津波対策等減災交付金」と名称の変更がなされました。

本町では、令和2年度から4年間で要し、同時通報用無線デジタル化工事を推進してまい

りますが、全体事業費で約5億5,000万円を予定しております。

これらの工事においては、パンザマストの設置場所が津波浸水域内と津波浸水域外では、補助金の交付率と年度内の上限額が異なっております。

津波浸水域外では、交付率の3分の1で交付上限額は2,000万円ですが、津波浸水域内では、交付率の2分の1で上限が3,000万円となっており、当該指定により津波対策ががんばる認定制度の認定を受けた場合、津波浸水域内では、交付率の3分の2で上限はなくなります。

本事業計画に基づく単年度の工事費から試算した場合、県からの交付金は最大で8,300万円となります。

以上です。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） よくわかりました。

町長の答弁の中に、同報無線のデジタル化整備に係る費用にも交付金の対象に適用され、津波浸水域内では、交付率3分の2、交付額の上限はなくなり、単年度で最大で約8,000万円を受け取れるという可能性もあるとの報告でした。当町の財政を鑑みると大変ありがたい話でございます。

その中のデジタル化整備の総事業費には、各家庭用防災ラジオについて、先ほど同僚議員からも質問ありましたが、この配布については無償なのか有償なのかお伺いします。

○議長（清水清一君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） お答えいたします。

現在、運用している防災ラジオでございますが、こちらのほうはデジタル化に伴いまして使用ができなくなります。このため戸別受信機について、こちらのほう全戸配布、これは当然、無償で、町のほうで設置してまいります。

以上でございます。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） わかりました。ぜひ、乗りおくれないう、津波対策がんばる認定制度の交付金を最大限活用するよう期待しております。

2つ目として、医療機関に於ける災害時の停電対策についてお伺いします。

先日、台風15号は伊豆半島から関東地方の各地に被害を与えました。町内でも各地で停電が発生し、千葉県内では、強風により家屋の損壊、電柱の倒壊、倒木等、想像以上に送電線を寸断し、長期間にわたる停電はライフラインを麻痺させ、暑さの中、熱射病等により高齢者が亡くなるなど、被害が続出しております。停電、断水による不自由さ、怖さをしみじみと痛感させられました。

今回の内容は、腎不全により下田市内の医療機関に週3回、人工透析のため通院されている該当者の方で、治療中に災害に見舞われ、長時間の停電が発生した場合、生命に不安を感じており、安心して治療に専念したいが、緊急措置として非常用自家発電機は備わっているかの質問です。

その1として、賀茂1市5町に人工透析に該当されている方々は全体で何人いらっしゃるか。また、そのうち本町の該当者は何人いるのか伺いたい。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

賀茂圏域内で人工透析を受けている方は265名であります。うち、本町の対象者は29名であります。

以上です。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） この本町の29名というのは、入院患者も含めてですか。

○議長（清水清一君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山田日好君） お答えいたします。

入院患者も含めてです。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） 2つ目として、賀茂地域内に人工透析を実施している医療機関の数、また、当町の人工透析者が利用している医療機関の数は何カ所あるか伺います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

賀茂医療圏内での透析を提供している医療機関は、3病院、1診療所の4医療機関となっております。

内訳では、下田市の医療機関に20名、西伊豆町の医療機関に1名、東伊豆町の医療機関で1名、圏域外医療機関で7名となっております。

以上です。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） よくわかりました。

今後予想される南海トラフ大地震、近年多発している集中豪雨等により、電気、水道等のインフラ設備が停止されることは十分予想されます。人工透析を実施している医療機関は、非常用自家発電機の整備は進んでいるのか伺います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

先般の台風15号の通過に伴う停電の影響は極めて大きく、電気のみならず上水道等にも影響がありました。

今後30年以内に70から80%の確率で発生すると言われております南海トラフ巨大地震のほか、近年多発している大型台風や風水害等の大規模化などを鑑みれば、各種インフラが停止した場合の透析患者や重篤患者への対応などが懸念されるところであります。

圏域内医療機関における自家発の整備状況については、健康増進課長から答弁をさせます。
以上です。

○議長（清水清一君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山田日好君） お答えいたします。

賀茂医療圏内で透析治療を実施している4医療機関のうち、非常用自家発電機を設置している医療機関は3カ所となっております。全て病院となっております。また、設置をしていない1カ所の医療機関は診療所となっております。法的には非常用自家発電機の設置義務はないので、特段、問題はないかと思われまます。また、設置している医療機関でも発電の容量の問題もあり、全ての人工透析の機器が稼働できるとは限りません。

そういった中、停電の際に治療がそこで中断されないよう、人工透析の機器にはバッテリーが設置されていまして、最低限の処置ができるようになっていると聞いております。

また、人工透析を行うには大量の水が必要となります。そうなりますと、上水道が断水したり、また、排水の処理等に問題が生じた場合も透析が実施できなくなることも考えられます。

災害時において透析患者等災害時要配慮者の取り扱いについては、県の賀茂方面本部等と協議し、対応していくことになると思います。必要であれば、自衛隊、静岡県、消防等と協力し、広域搬送や県内搬送を実施していくことになると思われます。

以上です。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） 内容はよくわかりました。

災害時には広域搬送等が当然、必要となると思います。しかし、人工透析を実施している医療機関は、該当者の命を守るため非常用自家発電機を設置する必要があるのではと、私は思います。町長、その見解はどうでしょうか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

人工透析を実施する医療機関においては、非常用自家発電機を設置する必要性は極めて高いと考えられ、通常、病院を標榜するうえで、機能的にも自家発の配備は必須事項とされるものだと思料いたします。

また、静岡県賀茂健康福祉センターを始め、該当する市町においては、未設置の医療機関に対し、静岡県の地震・津波対策等減災交付金を活用した非常用自家発電機の導入を働きかけていると伺っておりますが、現状においては設置に至っていないようであります。

人工透析に限るものではありませんが、医療機関の許認可など、指導的な役割を担う静岡県所管部署とも連携しながら、発電機設置に係る医療者へのご理解など、その啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） 私は、先月末、賀茂保健所に出向き、地域医療課の担当課長代理に面会いたしました。町長の答弁のとおり、保健所より、該当市、いわゆる下田市は、設置に

当たり、その医療機関に県の交付金活用の説明を促しているも、その医療機関からは前向きな回答が得られないようでした。

しかし、今回、相談がありました該当者は、この診療所へ透析のため通院されているのです。先ほど担当課長から、法的には設置義務がない、必要であれば自衛隊、消防等と協力し、広域搬送等を実施していくことになるとの答弁でした。この診療所の透析患者数は、週3回、1日3交代で約100人程度が透析されているそうです。突如、有事が発生し、電気、水道等が停止した場合、発電機はなく、バッテリーの容量は20分程度と聞いております。多数の患者が一度にその機能を失った場合、パニックとなり、職員は落ちついて患者への対応ができるでしょうか。患者一人一人の命がかかっています。危険はいつまでも放置はできません。町長、町民の命を守ることは行政の使命です。

人工透析の該当者は、満足な食事にも制限され、仕事も思うようにできず、常に大変な思いをされております。私自身、命のとうとさを痛切に感じており、微力ながら早期設置への応援をさせていただきます。

その関連としてですが、災害時の施設の停電対策について伺います。

先ほど休憩のときに担当課長にちょっと質問したんですけれども、相談したんですけれども、本町には弱者が入所している公共施設、特養エクレシア、賀茂老人ホーム、さしだ希望の里などがありますが、先ほどの課長からお伺いしますと、自家発電機は備えられているとのことでした。しかし、停電は千葉県のように長時間にわたることもあります。このような事態が南伊豆町でも発生しないとは限りません。やはり行政のトップ、町民のトップとして、町長のお考えを、ひとつお願いできますか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

全く議員おっしゃるとおりだと思います。これは住民の命を守るという意味では、大変重要な案件だと思いますので、なかなか難しいところはあるかと思いますが、しっかりとそのような災害が起きないように対策を講じていきたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） ぜひ、お願いいたします。

5 番目として、下田メディカルセンターに人工透析の設置を希望する声がありますが、町長の見解を伺います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、賀茂圏域内では4医療機関で透析治療が行われております。

下田メディカルセンターは、賀茂医療圏の急性期医療を担う病院として設立されたもので、透析は診療科目として当初から予定されておらず、現行施設内で透析治療を実施するのは、スペース的にも機能的にも厳しい状況にあると思われます。

病院組合に確認した中では、透析治療に係る患者様からの直接的な要望などは上がってきていないとのことでありましたが、賀茂医療圏における唯一の公立医療機関として、透析治療の需給状況など、必要度が増加した場合には、一部事務組合構成市町並びに指定管理者による協議などで検討されていくものと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3 番 比野下文男君登壇〕

○3 番（比野下文男君） わかりました。

先月、下田メディカルセンターの一部組合の会議で、ある議員からその要望があったということをお聞きしましたので質問させていただきました。新設するには、多額の医療設備等の投資やスタッフが必要で、現状では財政的に困難であると、私なりに認識しております。

しかし、国民の約380人に1人が人工透析を受けているとのこと。将来的には、医療機関は人工透析への施設の増加を考えていかなければならない時期が来るのではないのでしょうか。改めて健康の大切さを感じさせられた次第です。

3 丁目として、健康増進を目的としたおたっしや！活動について伺います。

急速に進む少子高齢化等により、地域における福祉ニーズは複雑かつ多様化し、当町は、誰もが安心として生き生きと暮らせる地域福祉をより一層推進していることは承知しております。健康と医療介護のかかわりは深く、近年における社会保障費の増大は大変気になるところでございます。多少でも保障費の抑止につながるよう、行政を初め各団体は、健康増進まちづくりに、日々、活動に交流を深め、高齢者を初め対象者も参加に積極的で、最近の町

民は健康への関心が高まってきているということを聞いております。行政だけでなく、地域社会を支えるボランティアの方々は、おのあの公共的な役割を担っており、この効果のあらわれに私は感謝しております。

その一貫として、既に創設されているおたっしや活動についての質問です。

一つ、おたっしや活動が創設され、地域福祉の増進に取り組む団体関係者や、対象参加者にポイント制度の特典が付与されていることは認識しておりますが、この健康・まちづくり・介護支援活動のおのあの対象者の内容と、その辺を詳しく説明願えればと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

同制度は、町民の皆様がいつまでも健康であることが、町の環境や財政の健全化につながることから、健康・まちづくり・介護支援の3つの活動に取り組まれた方々に対し、町内で使用できる商品券や、図書券と交換できる制度として、平成28年度から開始いたしました。

健康ポイントは、皆様が、健康への関心や理解を深める活動や、健康づくりへの取り組みを行った際に付与されるもので、具体的には、体すっきりセミナー・男の運動教室などの町主催の健康づくり講演会、健康づくり教室、各種健康診査の受診などであり、町全体での健康寿命を延ばそうとする取り組みであります。

まちづくりポイントは、まちづくりに貢献し、町で認めた活動を実施するボランティア団体、または個人に対して付与するもので、具体的には、清掃活動、子育て支援、観光ガイドなどでまちづくり活動を支援し、町民参加のまちづくりを目指すものであります。

介護支援ポイントは、高齢者を対象とした介護予防活動や、介護サービスを利用される方の支援などに付与されるものです。具体的には、高齢者の話し相手や、在宅支援活動や、サロンなどで居場所づくり、介護予防教室などで高齢者がいつまでも元気に暮らせるまちを目指すものであります。

以上です。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） よく理解いたしました。

昨年度の利用者数、その対象となる加盟店の利用実績数を伺います。また、対象者には、そのポイントを獲得したことで、先ほど町長のほうも申し上げましたが、どのような利点が

あるのか伺います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

平成30年度のポイント配布実績では、「健康ポイント」が5,235枚、「まちづくりポイント」が1,169枚、「介護支援ポイント」が4,497枚であります。

また、ポイント交換は、10ポイント500円から交換でき、延べ138人、500円相当の町内商品券を420枚、図書券で8枚交換いたしました。

商品券の実績については、町内加盟店の、主に飲食業、小売業で消費されていると思われます。

以上です。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） わかりました。

その3番目として、ボランティア団体を初め諸団体の活動は、先ほども述べましたが、積極的に行われております。しかし、対象となる町民に対し、この利点がまだまだ浸透されていないように私は拝見されます。健康づくり増進を図っている当局は、対象者に対し、理解と意識向上にさらなる啓蒙活動が必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

「おたっしやポイント制度」に登録されている団体主催の各種イベントや、教室等においては、参加される方々を募集する際に、「おたっしやポイント対象事業」である旨の告知をするなど、本制度の周知に努めております。

ご指摘のとおり、これら詳細な内容等については、認識度が成熟していないことも事実かと思われますので、登録団体や参加者はもとより、広報誌やホームページをもって、さらなる周知に努めてまいります。

以上です。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） 今、町長がおっしゃられました広報誌に掲載されていることは私も認識しております。また、理解もしていました。しかし、高齢者にはまだまだ文書での理解はされていないと思います。これはやっぱり関係者からのお誘いが、一番効果があると思います。仲間から仲間へ、全ての対象者にその利点を浸透されれば、参加に意欲を示し、健康への楽しさが広がり、さらに町に、町民に豊かさを与えていくと思います。一層の広報活動による推進に期待しております。

町内34地区内でボランティア活動の団体数は20カ所と聞いております。その方々の人数は、約90名の方々が参加、活動されているということです。大変素晴らしいことです。本町の65歳以上の高齢者率は、総人口の45%を既に超えていますが、現役バリバリで働いている壮年の仲間たちはまだまだ多く頑張っております。これからも町民全ての方々が、健康への関心を理解し、できる限り医療、介護に頼らない、元気で豊かなまちづくりをされていきたいと思っています。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清水清一君） 以上で比野下文男君の一般質問は終わります。

ここで15時ちょうどまで休憩とします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 3時00分

○議長（清水清一君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 宮 田 和 彦 君

○議長（清水清一君） 一般質問続きまして、2番議員、宮田和彦君の質問を許可します。
宮田君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 初めに、私、声が大きいものですから、怒っているとか、そういうことは一切ございませんので、最初からお断りさせていただきます。

通告書のとおり、質問させていただきます。

その前に、台風で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

まず初めに、私の選挙当時の公約であります所得力の改善についてお伺いさせていただきます。

町の所得水準、これは県内でも低い水準になっています。それは皆様もご承知のとおりだと思います。一般財団法人静岡経済研究所の調査によりますと、1人当たりの市町民所得を見ますと、低位の市町は、最も高い市町の5割弱、半分以下となっています。これは明らかに差が見られる。それで、また拡大しているという状況にあります。この地域間の差異、差は、雇用者報酬よりも1人当たりの企業所得の差が大きく影響していると。これは企業がどれだけ収入があるか、稼ぐかということになります。その差は、どういう影響があるかという、人口の増加率、それだけではなく、人口維持に関連する有配偶者率は、結婚です。それと、出生率との関連性も見られると。地域単位で所得の向上を図っていくことの重要性を示していると言われております。

ことしの1月31日、これは静岡新聞です、これはね。静岡新聞によりますと、地域経済、先ほど言った地域経済の所得水準を示す1人当たり、先ほど言いましたけれども、市町民所得について、静岡県内で上位市町と下位市町の格差を拡大していることが31日までに静岡経済研究所、先ほど言いましたけれども、調査で明らかになった。市町民所得を人口で割った1人当たり市町民所得は、裾野市が453万2,000円、これ最も最高です。一番低い市町というのは、ここにありますように、見えるかどうかわかりませんが、南伊豆町です。皆さんご存じのとおりかと思えますけれども、南伊豆町です。

これは、何年前からかといいますと、私の調べによりますと、2005年から2009年、2013年、14年、15年と連続して南伊豆町は一番低い水準にあります。今、今というよりも、2015年の所得でいきますと、年間所得178万7,000円です。180万いきません。

これ町民課で調べていただいたものなんですけれども、南伊豆にも10代の学生さんがいますので、ちょっと省かせてもらいますけれども、20代から80代の平均純益、純益です。これはどういうものかという、皆さんご存じだと思いますけれども、社会保障費、税金、それを支払った後、要するに所得ですよ。手元に残るお金、それを純益という。これには生活費とか、電気、水道、光熱費、これ一切入っていませんので、これから要するに出ていくということです。

これ20代、377人です。純益113万4,000円。これ12で割ってみます。約9万4,500円です、

月々。次に、30代、これ550人です。純益が161万1,000円。これ12で割ります。13万4,000円です。40代に入りますと941人。少し純益が上がりまして191万7,000円。月々は、12で割りますと15万9,000円。50代、917人です。209万2,000円です。12で割ると17万4,000円になります。60代が1,571名、126万6,000円、純益です。割る12イコール10万5,000円です。70代で1,605人、純益は59万2,000円です。12で割ると4万9,000円になります。これで80代、931名ということで、純益が39万7,000円です。割る12で月々3万3,000円になります。これは町民課で調べていただいたものです。

要するに、このように南伊豆町、所得が県下35市町、私の記憶によるとあると思うんですけども、35市町中35位、下から1番です。今、現実でもそうですけれども、所得だけが全てではないとおっしゃる方もおります。確かにそのとおりです。最終的には、住民の皆さんの満足度とか幸福度、こういうものが相まってそういう評価になるかと思うんですけども、されど、子育てとか学費、生活費です、要するに。

皆さん、先ほどから同僚議員が言っていますけれども、車は必要ですよ、南伊豆町。バスもだんだん少なくなってきましたから。車、要するに持ちますと、いろんな経費がかかります。税金から何からね。ガソリン代もそうです。所得は、少ないよりやっぱり多いほうがいい。心配は少ないほうがいい。

だから、そういうことを考えると、所得を上げるためにはどうしたらいいのかということ考えたんですけども、私、4年ぶりです。ここに立つのはね。4年ぶりですけども、その間にいろいろと資格等を取ってまいりました。いろんな資格。なぜか。なぜかという、生きるためです。生きるために資格取っています。子供を育てるために。

要するに、私、あるところに、パート従業員であります。パート従業員です。当時860円だったんです、時給。それではとてもではないけれども、大学生がいます。仕送りできないです。だから、全部削って、今までのやつを削って学費として納めたり、月々の生活費を仕送りしていたんですけども、これではいけないということで、どうしたらいいか。自分事ですけども、いろんな資格を取ったんです。国家試験。早い話が、働きながら勉強するというのは、これは大変なんですよ。大変なんですけども、やらなければならないんですよ。親として責任がありますので。

ですから、そのときにいろんな免許があるなど。要するに、組み合わせることでいろんな仕事ができる。できるんです、実際に。そして、あと、私は、パートから正社員になりました。今から2年前です。それからようやく安定してきたんですけども、南伊豆町を見ると、

結局は人口の減少、それから、先ほど言ったような若い人が帰ってこられない、帰ってきて
も働くところがない。しょうがないやと諦める方もいれば、じゃ、自分で頑張ってみよう
という、もう一つ頑張ってみようということで切磋、自分でエンジンをかけてやる方もいます。

そこで、私、町で20代から、早い話が働いている方ですよね。働いている方に何か補助は
あるのかなと思ったんですけれども、何かね。確かに子供、18歳まで医療費、ただです。高
齢者の方も、いろいろありますけれども、働いている場合に何かあるのかなと思ったら、そ
うそうないです。

免許取るのに、要するに南伊豆で取ればいいんですけれども、昔は下田とか伊東で取れ
たんです。ところが、今、どうかというと、東京とか、それから静岡市、そこまで行かない
と、試験場はないんですよ。自分なんか、ここから要するに5時間かかったんですよ、片道。
どこに行ったかかというと、千葉の五井というところに行きました。

五井、千葉市の先です。新幹線乗ればいいんですけれども、費用がかかるから普通車で行
った。それで行って5時間、片道。試験はどうかというと、1時間です。また帰ってくる。
5時間かかります。全部で11時間。だけど、10時間ぴったりとはいかないですよ。要するに
どういうことかかというと、乗り継ぎというのがあるんです、乗り継ぎ。それが朝の5時に
出て、帰ってくるのが10時です。夜の10時。全部で17時間です。

そういうことをやってきたんですけれども、午後からの試験だったらいいんです、午後か
らの試験。だけど、午前中からの試験のときはどうするかというと、1泊しなければならない
んです。間に合いませんから。そういうことをやる方もいるんですけれども、そういうと
きには、やっぱり費用というのにかかるんですよ。国家試験がただということを余り聞いた
ことがないです。みんな費用がかかるんです。交通費もかかるんです。

先ほど言ったように、1泊するんだったら宿泊費もかかります。働いて、要するにそうい
う試験受けるためには、それだけのリスクというか費用がかかる。だけど、みんな、落ちる
ために行くわけではないです。受かるために行くわけなんですけれども、その費用を少しで
も手助けができないものか。そのことによって、所得力、所得の向上、そして税収も上がる
のではないかと。

南伊豆に仕事がないわけではないんですけれども、別に南伊豆で稼がなくてもいいではない
ですか。南伊豆に住んで、下田でも天城越えてもいいんです。今、近いです、天城越えても。
伊東でもいいではないですか。賀茂郡内で稼いだっていいではないですか。そうして所得力
を上げてはいかがだろう。そのためには、要するに費用もかかる。その費用も、合格したら

費用の半分でも応援できれば、また住民の皆さんも喜ぶのではないかと、楽になるのではないかと。

そうすることによって、子供も増え、また人口も増えれば、増える可能性がありますよね。まちづくりというのは、私、人づくりだと思っていますので、人がいなければ町は成り立ちませんので、その辺のことを考えまして、町長、どうですかね。今後、こういう費用等、考えていただくわけにはいかないでしょうかね。どうでしょうか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

平成30年度地域別所得平均値を見ますと、これはちょっと高額の所得のところですけども、東京都港区が約1,126万円、県内、静岡市においては約330万円、伊東市で約263万円となっており、本町では、静岡県35市町の中で、議員おっしゃったとおり最下位の231万円となっております。

ご指摘のとおり、個人、個々が研さんを重ね、技術、能力、資格などを取得し、所得向上を図ることは大変大切であると思いますが、一方では、特殊技能や質の高い資格等を取得すればするほど、その効力を最大限に発揮するため、人は東京圏に集まってしまうという現実もあります。

私は、最も重要なのは、ここに住まう人々の幸福感や満足度ではないかと考えておりますが、加えて、町の魅力、強み、資源、財産などを存分に取り組んだ就労先をしっかりと根づかせることだと思っています。

現在、町では、6次総合計画の策定を進めておりますので、ご参加いただいている町民の皆様のご意見や各種分析結果などに基づき、新たな町の将来像を描き、ご指摘の人材育成や社会インフラの整備など、各分野での重点施策を掲げ、町政運営に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 今おっしゃった、技術を取ったら、要するに東京圏に行っちゃうよ、こっちにはいないよというお話ですけども、技術系、結局技術系ですけども、私、いたところは、地元の方がそんなにいないんです。いなかったんです。逆に東京圏あるいはほか、

名古屋のほうからいらっしゃった方が、早い話が免許を持って入ってきたんです。地元の住民、いないんです。

そういう働くところがあるんです、地元にも。下田圏内でもあるんですけども、そういう資格がないから入ってきても、要するにまた試験で取らなければならないので、そこまでに皆さんやめていっちゃうんです。もう大変だから。ですから、少しでも町でこういうものがありますよでもいいんです。いいですよ。ただ、行くまでに、そこまで行くまでに費用がかかりますよ。

要するに、先ほど言ったように、20代、30代の収入が低いではないですか。先ほど言ったように、純益というものは大変低い。低いために、結婚、諦める方もいらっしゃる、実際に。子供だって、やっぱり幾ら、生まれましたから、第1子幾ら、第2子幾らとありますけれども、それいいことだと思うんですよ。いいことだと思うんです。ですけども、親がしっかり収入、所得があれば、そういうものも要らなくなるんです、早い話が。いいことだと思いますけれども、不必要になる。そのために再分配の税、お金をほかに回すことができるんです。

一番大事なのは、ここに住んでいる、南伊豆町に住んでいる人間、帰ってくる人間もそうなんですけれども、帰ってこられる場所、それから、さっき言ったように資格ですよ。これがあるとないとでは大違いなんです。

要するに、ほかで働いてみるとわかるんです、どういうものか。何ができますかと言われるます。学歴ではないです。何ができますか、そこで決まってくるんですよ。だから、そこに自分の資格でも何でも、技術でもいいんですけれども、今後こういうことができます、こういう資格がありますになると、給与、評価に差が出るんです。それは当たり前のことなんですけれども、評価に差が出ます。それだけ努力したんですから。

ですから、南伊豆の一つの所得の向上、先ほど言った最下位から脱出、そのことによって少しは豊かになると、人が住んでくれるのが、人は収入がないと生きていけないんですよ。黙っていても収入はないですから、収入がないと生きていけないんです。米買うにも、魚買うにも、みんなお金が要るんです。それ、収入がないと払えませんよね。ですから、私は、若い世代もそうですし、みんな少しずつスキルアップのためにも町で補助をできないものかとお尋ねしているんです。いかがでしょうか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

これはもう考え方、それぞれの考え方というものがあるかと思いますが、私も技術屋、技術の仕事をしていましたので、私も資格を取るのにやはり自分で何回も、沼津に7回通って、それから本試験、静岡、それから学科で沼津というふうに何回か通いました。これは私の同業者も、資格を持っていないで商売をやっている人間もたくさんいます。

これは自分の戒めというんでしょうか、自分の励み、やはり自分の稼ぎですから、誰かの力をかりて稼ぎを、収入を上げるというふうには私は考えませんでした。当然ですが、町の制度も県の制度もありますが、そういう制度を利用して資格を取って所得を上げて、余り我々の場合は、そういう資格を持っているからと仕事が来るとか、単価が高く取れるとかということはなかったんですけれども、そういうことではないかなと思います。

そして、やはりいろいろ、今、議員がおっしゃられたように、評価に差が出るというふうにおっしゃられましたけれども、これはやっぱり自分で自分を高めてもらう、周りから評価してもらうために、みずからが投資して、時間もお金もかかるでしょうけれども、やはりその準備というのも大事だと思います。

そして、資格を取ったときに報われるのはその個人であるので、私としては、行政のほうから資格を取ること、資格といっても幅広い、いろんな技術的な資格から、それこそ大型免許であるとか、タクシー、バスの運転、それから船、さまざまあると思います。ものによっては、バスですとか、タクシーですとか、二種免許の養成等は会社でやっていると思いますので、なかなかそういうものも含めた中で行政が補助をするということは、今の時点では余り適切ではないのかなというふうに私は考えます。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 所得向上、私、まだこれからずっとこれを追いかけていきますので、今日はこの辺にしておきますけれども、時間の都合上、あと2つやらなきゃいけないものですから、次に移らせていただきます。

次の森林整備の重要性と今後の取り組みについてということについてお伺いします。

皆様ご存じのように、町勢要覧、南伊豆の、これの都市計画区域、この区域の地目別面積ですか、これによりますと、南伊豆町の山林は78.7%、約8割になります。この森林を適切に整備することにより、地球温暖化、今、パリ協定のほうで、先ほど同僚議員がおっしゃっ

ていましたけれども、スウェーデン人の16歳の少女グレタさんですか、が金曜日に学校を休み、議会前で気候変動問題のためにもストライキを行っています。それはご存じのとおりかと思えますけれども、それだけではないです。

自然災害への抵抗力の向上、土壌の浸食、要するに土砂が流れますよと。その流出の防備により、国土の保全、水源涵養機能の向上、木材を初めとする林産物の供給、海への栄養塩類供給など、多面的機能を有しております。

これを踏まえた森林整備に対する今後の取り組みとそのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

近年において、森林機能が見直される中、町内には林業経営体が2事業ありまして、森林整備事業補助金などを活用した活動を通して適正な環境保全事業が推進され、当該事業に参画することで若者の雇用確保にも貢献していただいております。

森林資源の適正管理においては、国の取り組みも本格化してまいりましたので、情報収集に努めながら、適切な事業推進を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） ちょっと資料を配りたいんですけども、質問のため、よろしいでしょうか。

○議長（清水清一君） はい、いいですよ。

〔資料配付〕

○2番（宮田和彦君） 今、回した資料ですけれども、この間の台風15号の後、どういう状況か一目瞭然だと思いますけれども、森林整備しています。この山はしていますが、崩れました。写真見るとわかるんですけども、表土が薄いんです。厚さがありません。その崩れたところは、この土地特有といいましょうか、伊豆半島特有といいましょうか、石というんですかね、岩石というんですかね、その上に結構、人工林ですけれども、生えているわけです。

人工林というのは、杉だと結構根が張るんですけども、ヒノキの場合は横に張ります。どういうことかということ、横に張ると、水を含んだ土、重さがありますので、台風の場合は、風がかなり強くて、そうすると揺れてどうなるかということ、根が緩むんです。そして、風力

によって倒されたり、水の力によって押し流される。そうしたわけですがけれども、今、日本全国で相当な数の森林が伐採はされず、こういう危ない状況になっているのが現実でございます。

そのためにも、重要性といいますか、整備しないと、要するに町民の命、裏山も結構ありますよね。伊豆の山々という具合で、かなり後ろに山が迫っているところが多々あると思います。いついってもおかしくない。

皆さんご存じかと思いますけれども、函南あたりから伊豆のほうを見ると、山の形が違うのがわかりますか。山の形が。なだらかなほうと、それと伊豆のほうを見ると全然違うんです、山の形が。伊豆半島は、南から来た贈り物と言われてますね。要するに本州のほうと当たったときに、要するにいろんな、いまだに、今でも落ちているんですよ。山が急になっているんです。かなり。そのために、人工林を植えたりしたときに急斜面になりますよ、かなり。

伐採すれば、当時は、戦後でも戦前でもそうなんですけれども、家が焼失して、燃えてね、建てかえるときに植林、昔からそうなんですけれども、植林して木を育てるわけなんですけれども、今、価格がやすい。要するに1立米、1メートル掛ける1メートル、あの値段がヒノキで、いいときで1万三、四千円です。いって五千円ぐらいです、1立米。杉だともっと安いんです。1万1,000円、2,000円ぐらいです。出すだけで赤字になります。ですから、山が荒れてくるんです。

特に人工林、杉、ヒノキ、荒れています。ましてや、もっと荒れているのが広葉樹、下草生えていません。山へ皆さん入ったことありますか、このごろ。余り入らないでしょう。うちの近くの山なんですけれども、人工林です。どうなっているかに行ってみました。そうすると、下草は生えていない。暗いのは当たり前なんですけれども、どうなっているかという、木というものは太い根っこがあるのはご存じですよね、太い根っこ。あれで支えているんです、太い根っこで。細い根で水とか栄養分を吸収しているんですけれども、その太い根がいっぱいあるんですけれども、その根と根の間が掘れているんですよ。どういうことかという、流出なんです、これ。土の流出。

それがだんだん続くとどうなるかという、崩壊するんです、森林が。だって、根が張れないんです。張ったって、要するに支えられないんです。ですから、台風ときでもそうなんですけれども、すぐに災害になってしまう。要するに災害になって倒れたときに、その後、どうなるかという、川に行くんですよ。川に行ってどうなるのか。橋にぶつかるではな

いですか。そうすると、水の抵抗がものすごくかかるわけです。どんどん流木が増えていきます。そうすると、この間のかっぱ橋ではないですけども、流されちゃう。ずっと流されちゃう。そうすると、今度、下流のほうにどんどん水が一気にいきますから、下手すると洪水等起きるわけですよ。

それが怖いから、要するに先ほど言いましたように、森林、これは、私は宝と思っています。要するに循環があるではないですか。海から排出した水蒸気で、山にぶつかり雨が降る。雨が降った後、今の状況だと一気に水が出ます。保水力がないですから。一気に水が出て、今度、皆さんの命の危険にさらされるわけです。それを、この日本の全国でいろんな災害がありますけれども、多いですよ、このごろ。そういう鉄砲水とか、そういうのが結構多い。

そのために、この森林整備、南伊豆の8割は森林になっていますので、それをぜひとも進めていかなければならないと思うんですよ。そのためには、林野庁からいろんな補助金等が来るでしょうけれども、ぜひ、木質ボイラーもそうです。町長の肝入りですよ、これ、木質ボイラー。そのために、一つの循環です。木を切る。チップにする。そして、ボイラーの熱源にする。そして、管理農業でも、そういうものに熱源を使う。これは大変大事なことです。ぜひ進めていく、私は賛成します。

次に、森林環境譲与税の使い道、用途は、間伐や路網の森林整備に加え、森林整備を促進するための人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発に充てなければならない、こうされていますけれども、森林環境譲与税の用途はどのように使われるかお聞きします。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

森林環境譲与税については、パリ協定の枠組みのもとに、我が国の温室効果ガス排出削減の目標達成や自然環境の保全による災害防止など、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、令和6年度から施行される森林環境税とともに創設され、令和元年からの5年間、譲与税特別会計からの借入金をもって都道府県及び市町村に譲与されるものであります。

市町村では、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備、その促進に関する費用に充てることとされ、都道府県は、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならないとされております。

このようなことから、本町では、「松くい虫予防剤注入事業」への財源として予算措置い

たしました。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 午前中もそうですけれども、今、町長がおっしゃっていた松くい虫のほうにその事業が、お金が使われるということですから、私、林野庁のほうに電話入れてみたんですよ。この補助金の趣旨について、いかがなものかなと。前に課長から松くい虫の件についてお話がありましたので、その整合性についてお話を伺ったんですけれども、既存の補助事業、今まで松くい虫は散布でしたか、散布しましたよね。その前は、補助金の森林環境譲与税、なかったわけですよね。ありませんでしたね。今年からでもんね、これ、考えてみたらね。今年からで、その件についてちょっとお伺いしたんです。

名前言っていいかわからないですけれども、一応今回伏せておきますけれども、その方からお話伺ったところ、既存の補助事業、今までのね、その事業が可能な場合は、その補助事業でお願いしていますというお話を受け賜ったわけです。いや、松くい虫で、私は、いいんです。ただ、補助金の整合性はいかがなものなのかなと思ってお話を聞きたいなということ。いかがでしょうか。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

松くい虫に関する補助金というか、助成制度がございます。ただ、南伊豆町の松林については、この樹幹注入事業は該当してございませんので、こちらのほうが適正かと考えてございます。

ただ、林野庁のほうの方が言われているのは、重要な松林、この辺でいきますと千本松ですか、あの辺が該当になるかと思いますが、あと、三保の松原とか、そういったところが対象になってございますが、うちのほうの弓ヶ浜の森林については該当になってございませんので、こちらのほうは適正に使わせていただきたいということでございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 林野庁のほうはお願いしているということですから、これ要するに国から譲与されるものですから、適切だと思うんですよ。適切だと思うんですよ、皆さん。だ

けれども、要するに森林整備の使途、先ほど町長がおっしゃったように間伐や人材育成、担い手の確保ですよ。木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用の中に入るのかなと。そこなんです。

国の、要は譲与される税ですから、会計検査院、これが入るわけですよ、どうしたって。それは適正かどうかということで、適正ではないよとなると、今度はもうストップされる可能性もありますので、そうなったら大変なことになりますので、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

湊の松林は、南伊豆町も重要な松林と考えてございますので、そちらの整備は必要かと思っております。また、使途につきましては、市町に独断、委譲されているものですから、その辺は公表していきますので、その辺で使い道の使途については、それぞれの意見がまたございますでしょうから、その都度、考えていきたいということで考えております。ですが、当面は松林のほうに重点を置きたいということで考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 確かに、私も松林、重要だと思うんです。白砂青松の一つの観光地ですからね。ですけれども、並行して森林整備、これも喫緊の課題だと思うんです。要するに命がかかっていますので。何かあったら、今度、人が痛みを受けるわけですから、その辺のことは考えていただいて、もっと、8割が山ですから、山林ですから、その辺のことを考えていただければいいかなと。どんどんこれから進んでいくと思うんです。どんどん増えていきますので、譲与税が。二、三年かかるのかな、松林には。それでもいろんな、少しでも森林のほうにも手を伸ばしていただければと、進んでいただきたいと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

森林の整備につきましては、緑の県民税をいただいた中で、人工林と、あと竹林ですか、こちらのほうの森林の再生整備ということで、平成30年度には2,252ヘクタールほど整備をしてございますので、そういったこともございますので、それとあわせた中で今後進めてい

きたいと考えてございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） できれば、森の力なんですかね。そうですね。もっと、たしか賀茂郡は少ないんですよ、県民税がおりてくる、県からの、多いんだけど、森林が多いんだけど、少し少ないということを伺っていますので、もう少し整備して、皆さんの安心安全を確保したいと思いますので、機会ではなくて、町長もそうなんですけれども、県のほうに訴えていただければと思います。これはお願いですから、よろしくお願いします。

次に、時間もありませんので、次の住民を取り巻く環境課題ということについてお伺いします。

洋上風力発電の計画が新聞紙上で発表されました。それから、町民の皆様より、景観や観光、漁業など、住民の生活環境面において不安の声が上がっております。観光立町としての考えと、それを踏まえた対応をお聞きしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

現在の状況としては、8月9日に静岡県から、仮称ではございますが、「パシフィコ・エナジー南伊豆洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する町の意見が求められましたので、先般、議会にもご報告させていただいたとおり、9月5日に意見書を提出いたしました。今後、静岡県では、環境影響審査会が開催され、10月中には、事業者に対し、静岡県の意見が示され、これにあわせて経済産業大臣にも提出されることになります。また、11月初旬までには、経済産業大臣から事業者に対し、当該事案に対する意見が示される見込みとなっております。

この配慮書は、環境影響評価法に基づく第1段階の手続であり、詳細な計画は提示されておりませんが、洋上風力発電施設による景観、観光、漁業、環境等への影響などについては、具体的な計画が提出された段階で、事業内容を精査し、本町へのメリット、デメリットを検討した上で対応していきたいと考えております。

私自身、住民の中で不安な声が上がっていることは理解しておりますので、当該事業者には、機会を捉えて住民への丁寧で正確な情報提供に努めるよう促したいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 県に対しての意見書ということなんです。これ、私、聞きましたけれども、それもいただきましたけれども、これはこの場で発表というわけにはいかないですか。もし……

〔「いいですよ」と言う人あり〕

○2番（宮田和彦君） 構いません。じゃ、ひとつどういふものであるかお願いしたいと思います。

○議長（清水清一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

昨日の全員協の資料の中で、その意見書を提出しております。

○2番（宮田和彦君） 知っております。いえいえ、私ではなくて……

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 町民の皆さんが知りたい、情報を知りたいという意見がかなりありますので、町長、よろしいですよということですので、できれば発表していただきたい。

○議長（清水清一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） 公表という形でよろしいでしょうか。

○2番（宮田和彦君） どういう形でもいいですよ。

○生活環境課長（高野克巳君） 公表に関しましては、県のホームページのほうで公表されます。今現在、遠州のほうで先に意見書等が出ていますけれども、そちらの意見書が公表されていますので、そちらで公表という形で、お願いしたいと思います。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 要するに、ホームページで見ろということですね。発表されているから。そういうことですね。要するに、パソコンを持っている方とかスマホを持っている方だったら見られますけれども、それ以外の方はちょっと見られない。情報提供ですか、要は情報公開ということで、別に隠すこともないと思うんです、私。それだったら、別にこの議会で皆さんにお知らせしてもいいのかなと思ったもんですから、その辺はいかがでしょうね。

だめだったら、だめでいいんです。できないよというんだったら。

〔「だから、要望という形にしておいて」と言う人あり〕

○2番（宮田和彦君） わかりました。

要するに、町民の皆様から情報が少ないよと、心配なんだけれども、どういう情報があるのかな、もっと当局のほうで出してくれるとありがたいなという意見がありましたので、その辺を踏まえて、今、質問したんですけれども、それはもう、当局はそちらのホームページのほうで見てくれということです。要するに、別に公表してもいいものではないですか。と思ひまして、それを聞いたわけですよ。そうですか、わかりました。

それじゃ、次に、最後になりますね。時間もそうです。

町の先進ごみ処理施設、これ視察に行ったということですから、町の評価と1市3町による広域ごみ処理事業への今後の取り組みを、その考えをお伺いしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

1市2町によるごみ処理広域化に関する協議会では、7月2日、3日の日程で、香川県三豊市の「バイオマス資源化センターみとよ」を視察いたしました。

下田市長、松崎町長、本町からは副町長が参加し、市町担当課長を含めた計6名で視察をまいりました。

当該施設は、ごみを焼却しない、バイオトンネルと呼ばれる発酵槽の中で、生ごみを発酵、乾燥させ、残渣を資源化するトンネルコンポスト方式を採用した日本初の施設であります。

この方式の最大メリットとしては、ごみを燃焼させないことから、環境に極めて優しいことや、現行の焼却プラントよりも建設及びランニングコストが安価であることなどが挙げられます。

一方、デメリットとしては、比較的大きな施設用地が必要であることや、再生される固形燃料の売却先などの検討が必要となります。

今後は、焼却プラント方式に加え、バイオマス資源化当方式も含めて比較検討していくことを確認しておりますので、当町においても、町単独と広域の比較のための方式にも加えて検討していきたいと考えております。

当該施設は、民間事業者が建設、運営しており、三豊市が生ごみの処理委託を発注するという事業形態となっておりますので、民設民営などの可能性についても、調査・研究してま

いりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） ごみ処理施設、バイオですね、要するに。大変、燃やさなくていいことだと私は思っていますけれども、今後の1市3町による処理事業、この中で決められたと思うんです。私的には、何かエコですばらしいのかなと思っています。

あと、建設現場云々というのは、時期尚早なんですけれども、前から一條箕作線というのが期成同盟会あるんですけれども、その中で、中でというよりも、西伊豆もいい、松崎もいい、下田もいい、南伊豆もというのはどこかなと思って考えたんですけれども、ちょうどその一條箕作線の、下田は、多分、主導権を握ると思いますけれども、その下田の方面ですか、その辺のところがいいのかなと、自分でこれ勝手に思っているんですけれども、そのときに、そのときですよ、道も一緒に伊豆縦貫のアクセス道路として、一つの提案としてできるのかなと。

1市3町のことでですから、これ何とも言えませんが、そのことによって、要するに私が思っているのは、先ほど同僚議員が、東海地震のときですよ。地震のときに、津波もそうなんですけれども、下田の駅前なんですよね。市庁舎がありますよね。あの辺一帯が液状化になる可能性がある。

これは下田市の新庁舎建設推進事業ニュースレターというのがあるんですけれども、その中にも書いてあるんですよ。「東海地震等による津波による浸水被害も想定される。また、液状化の危険が非常に高い」ということはどういうことかということ、下田の駅前ありますよね。あそこが通れなくなって津波が来ましたよとなると、海岸線ありますよね。松崎もそう、こっちは下田もそうなんですけれども、全て東から来るやつは駅前を通るんですよ。あそこが液状化で通れませんかよとなったら、南伊豆は本当に陸の孤島になっちゃうと。陸の孤島。支援来るまでかなりの時間が要するのではないかと。

そのための、要するに一條箕作線、命の道になりますので、できれば、一つの提案ですけれども、町長、もしこの1市3町でやるときに、仮にやるときに、どうなのかということを提案していただければありがたいなと思います。どうでしょうか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

議員が勝手に思っただけと言いましたけれども、私も勝手にそう思っていました。平成26年でしたか、稲梓一條線の期成同盟会が立ち上がったのが、たしか平成26年だと思いましたが、その後、下田市の反応が余りよくなかったということで、ちょっと半分頓挫しかけているというのがその道路であります。

先日も、私、国会議員の先生ですとか、それから伊豆市の市長とか、関連する国土交通省の関係の方とその話をしたところ、最終的には県が動かないというのが、多分、そういう答えになってしまうのかなというところです。

県のほうとしては、伊豆縦貫自動車道が下田まで繋がることによって、それに平行する道路は必要ないのではないかと考えるので、県にも、これからまたお願いしていくところと、あと、下田市長も、福井市長も話をしたら、いいね、そこにできればいいねと言っていたんですけど、それが進むかどうかはまた別の話ですので、またそういう機会があったらそういう話はしていきますけれども、なかなかちょっと厳しいかなというところです。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 稲梓のほうでもね、稲梓、要するに一條線をやってくれないかと下田市のほうに要望を出しているわけですよ。ぜひよろしくお願いします。

あと、時間がないものですから、次に、イノシシ、鹿、猿等の鳥獣害被害、これが広がっております。皆さんご存じのとおりかと思います。駆除の声を多く聞いております。その対応と、今までやってきた対応とその反省を含めた改善策をお聞きしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

有害鳥獣被害の対策としては、1つ目は、猟友会等と連携した対象獣の駆除、捕獲であり、狩猟期間を除く期間での捕獲者への報奨金をもって駆除実績の上積みを支援しております。また、狩猟期間においては、猟友会組織への補助金をもって組織強化を推進し、個体の減少に向けた適正な駆除活動を支援しております。

2つ目は、耕作地への電気柵やワイヤーメッシュの設置を促す取り組みとして、実効性のある助成制度の活用が挙げられ、農作物を被害から守るため、有害鳥獣被害防止対策事業を

推進しております。

有害獣対策は、全国的にも深刻な問題であり、即効性の高い施策等が求められておりますので、今後も、静岡県を中心とした広域連携という大きな枠組みをもって抜本的な取り組みがなされるよう呼びかけるとともに、国からのさらなる支援強化に向けて要望活動を推進してまいりたいと考えております。

本年度予算をとりまして、箱わなを、21基購入をいたしますので、またそれは各地区でご利用いただければと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

今、若干訂正をさせていただきます。

箱わなは、10基購入ということになります。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 10基で足りるんですか。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） 今現在、32地区のほうに貸し出しているものもございますので、それ以外に10基購入ということで考えてございます。

○2番（宮田和彦君） じゃ、全てで何基になるんでしょうか。今、10基買われて。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

四十数基ございますが、今のところ、全部貸し出し、34基ぐらいにつきましては、全部貸し出している状況でございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） その箱わなは、全て管理されているということですね。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） 地区のほうに委託管理はしてございます。

以上です。

○2番（宮田和彦君） 今後、この鳥獣害被害、町民の皆さんが困っているもので、全力でお願いしたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終了します。

ありがとうございました。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君の一般質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（清水清一君） 本日の議事件目は終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日は朝9時30分より会議を行います。よろしくお願いいたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時59分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 清 水 清 一

署 名 議 員 比 野 下 文 男

署 名 議 員 加 畑 毅

令和元年 9 月定例町議会

(第 2 日 9 月 25 日)

令和元年 9 月南伊豆町議会定例会

議 事 日 程（第 2 号）

令和元年 9 月 2 5 日（水）午前 9 時 3 0 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報第 5 号 平成 3 0 年度南伊豆町健全化判断比率について
- 日程第 4 報第 6 号 平成 3 0 年度南伊豆町資金不足比率について
- 日程第 5 議第 5 8 号 南伊豆町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 6 議第 5 9 号 南伊豆町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議第 6 0 号 南伊豆町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議第 6 1 号 南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議第 6 2 号 南伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 1 0 議第 6 3 号 南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 1 1 議第 6 4 号 南伊豆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 1 2 議第 6 5 号 南伊豆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 1 3 議第 6 6 号 南伊豆町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 1 4 議第 6 7 号 南伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 1 5 議第 6 8 号 南伊豆町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 1 6 議第 6 9 号 南伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について
- 日程第 1 7 議第 7 0 号 平成 3 0 年度南伊豆町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

- 日程第 18 議第 7 1 号 令和元年度南伊豆町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 議第 7 2 号 令和元年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 20 議第 7 3 号 令和元年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議第 7 4 号 令和元年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 議第 7 5 号 令和元年度南伊豆町南上財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 議第 7 6 号 令和元年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 議第 7 7 号 令和元年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 25 議第 7 8 号 令和元年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 26 議第 7 9 号 令和元年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 27 議第 8 0 号 令和元年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第 1 号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番	黒 田 利貴男 君	2 番	宮 田 和 彦 君
3 番	比野下 文 男 君	4 番	加 畑 毅 君
5 番	谷 正 君	6 番	長 田 美喜彦 君
7 番	稲 葉 勝 男 君	8 番	清 水 清 一 君
9 番	漆 田 修 君	10 番	齋 藤 要 君
11 番	横 嶋 隆 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岡 部 克 仁 君	副 町 長	橋 本 元 治 君
教 育 長	佐 野 薫 君	総 務 課 長	渡 邊 雅 之 君

企 画 課 長	菰 田 一 郎 君	地 方 創 生 係 長	山 口 一 実 君
地 域 整 備 課 長	飯 田 満 寿 雄 君	商 工 観 光 課 長	齋 藤 重 広 君
町 民 課 長	高 野 喜 久 美 君	健 康 増 進 課 長	山 田 日 好 君
福 祉 介 護 課 長	高 橋 健 一 君	教 育 委 員 会 長	大 野 孝 行 君
生 活 環 境 課 長	高 野 克 巳 君	会 計 管 理 者	高 橋 由 美 君

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	佐 藤 禎 明	係	長	内 藤 彰 一
-------------	---------	---	---	---------

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（清水清一君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより令和元年南伊豆町9月議会定例会本会議第2日目の会議を開きます。

◎発言訂正について

○議長（清水清一君） ここで、昨日の宮田議員の一般質問の答弁で、地域整備課長より訂正したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。

地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

昨日、宮田議員の3番の住民を取り巻く環境課題についてということで、有害鳥獣のことが答弁されたと思います。その中で、町長が、令和元年度には21基購入したということで、私のほうが訂正して10基ですという答弁をさせていただきましたが、21基購入したことが事実でございまして、私の発言が間違っておりました。

それとあと、町のほうで管理しているわなの数でございすけれども、32基ございす。それと、あとそのほかに地区が購入して、それを補助したものが4基ほどございまして、計昨年度までですと36基、今年度21基購入しますので、合計で57基あるということでございす。

以上です。申しわけございませんでした。

○議長（清水清一君） 以上でございます。

◎議事日程説明

○議長（清水清一君） それでは、本日の議事日程は、印刷配付したとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

3番議員 比野下 文 男 君

4番議員 加 畑 毅 君

◎一般質問

○議長（清水清一君） 日程第2、これより一般質問を行います。

◇ 横 嶋 隆 二 君

○議長（清水清一君） 11番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） それでは、私は、通告に従いまして、南伊豆町の住民と、日本共産党を代表して一般質問を行います。

まず初めに、さきの台風15号を初め、全国で災害に遭われた方が、町内を含めて多数ございます。お見舞いを申し上げます。同時に、こうした首都圏を襲った台風によって、各級機関、国・県のあり方がすごく問われていると思いますが、危機管理のあり方を含めた、検証が非常に重要だなということを、認識をいたしました。

それでは、質問に入ります。

今回の質問は、第5次総合計画がピリオドを打って、第6次総合計画に移行していくという時点に入っております。こうした点から、基本的な考え方を計画概念も含めて、概要を含めて質問すると同時に、基礎的な産業についての位置づけ、そして、今、8月9日から計画

段階環境配慮書が縦覧された、洋上風力発電の問題に関して質問を行います。

まず初めに、この平成22年に策定された第5次南伊豆町総合計画が、ピリオドを打つという時点で、南伊豆町の今の現況について、計画の到達点、おおまかなところでもいいです、これらについてどのように評価をしているかという点、それと、②の、この評価を基にして、どのような将来展望を持たれているのか、この点について、概要を、ご答弁をしていただけますか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

平成22年に策定された第5次総合計画は、「人口減少社会への対応」、「少子高齢化に対応した福祉・医療の充実」、「産業の活性化と就業の場の確保」、「次世代につなぐ美しい景観と豊かな自然の保全」、「町へのアクセス、町内の移動手段の改善」、「町民との協働によるまちづくりの推進」、「自立した自治体経営の推進」の7つのまちづくりの主要課題に位置づけ、5つの基本目標に基づき、課題の克服に向け、各種事業に取り組んでまいりました。

第5次総合計画で位置づけた主要課題については、未解決のものが多く存在する状況にあり、加えて第5次計画策定から10年というときの流れの中で、さらに新たな課題も発生しているものと認識しております。

本町では、第5次総合計画期間内に解消されなかった課題に加え、新たな課題も発生しているものと認識しております。

新たに発生した課題といたしましては、労働力不足、空き家の増加、社会インフラの維持、事業継承問題などであり、いずれも急速に進行する人口減少に起因するものと推測されます。

したがって、その取組みと対応は急務であり、人口減少を最小限に抑制するための取組みに加え、人口減少がさらに進行した場合に起こりうる事象への対応策についても、同時に準備が必要であると考えております。

本町の将来展望については、人口減少の進行速度によっては、非常に厳しい時代を迎え、合意形成が困難な行政課題が増加するものと認識しております。

一方で、行政と議会、そして町民の皆様一人ひとりが、「地域を受け継ぎ、未来へ繋ぐ」ために、町の現状を正しく理解し、それぞれに与えられた役割を果たし、一丸となって行動することで、本町の持続性を担保できるものと確信しておりますので、引き続きご理解とご

支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 非常に、いわゆる概念的な答弁でありましたけれども、私はこの第5次総合計画、これが策定された平成22年3月、この時点は、市町村合併が一息ついて、最終的に一息どころか、21年の9月の町議会で合併協議会解散決議を打って、これに終止符を打ったということであります。それまで、6年以上にわたって、合併問題に、これが取りざたされ、町が揺さぶられると、落ちついてまちづくりをしている状況は余りなかった時代があります。同時に、この策定をしている時間は、オープンした石廊崎オーシャンパーク、これが、この問題に対して、町が裁判を行っている、計画策定に直接かかわった企画調整課は、裁判も抱えながらやらなければならなかったということでもあります。

それから10年たって、この間どうであったか。抱えていた課題は、ジャングルパークの問題だけではありません。合併を過ぎして、この町をどうするか、この課題の一方で、病院の問題がまだ残っていた時代であります。賀茂、唯一の公立病院であった共立湊病院、この問題が決着ついたのが、その後の平成24年、医療の問題がこういう揺れた中にもありました。

同時に、町内の子供たちを取り巻く環境では、保育園、小学校、学校等々の耐震化の問題がありました。これは、何と1995年の阪神・淡路大震災の教訓から、公共施設を、優先的に耐震化を進める、この号令のもとに、私も2期目が始まる直前でしたけれども、当時、行政担当者も含めて、耐震性の防火水槽を含め、老朽化した保育園の建てかえ等々、こうしたものを議論しました。

しかしながら、この第5次総合の前の4次総合の時点、1995年から課題があったものが、ずっと先送りにされる。石廊崎ジャングルパークの買収問題や、あるいは厚生省の薬用植物試験場買収、こうした問題が優先をされて、町民の足元の施策、これにとりついたのは実に第5次総合になって、平成22年からであります。認定こども園が統合されて、これが発足したのが平成24年であります。20年近くにわたる課題が先送りされてきたと、その間に、本当に行政がやるべきことは何なのか、問われなければいけない問題でありました。

第5次総合の後半期間がどうであったかということ、ここに地方創生の課題が入って、忘れないワープステイとか、他区間居住とか、移住者の受け入れで町民の課題がありながらも、いわゆる退職移住者を都市から受け入れて、移人口を増やすと、そういう施策が地方創

生の考えでやると。旧湊病院跡地にC C R C計画もそうでありました。

一方で、町内の貴重な自然資源である温泉、これに関して、地熱発電計画、これも町内を揺さぶりました。合併問題や病院問題で落ちついたと思ったら、こうした問題が町民の願いとは別箇のところで動いて、ようやくそれが落ちついたのが2年前でありました。

岡部町長、私は一定のスパンで町政をしっかり見据えてそして今後どうしていくのか、この町の計画の間には、時々政府の施策が入り込んでいきます。そうした中で、我が町のスタンス、現状をしっかりと捉えて、そして、その発展方向をしっかりと見据えていくということは、極めて大事なことではないかというふうに思います。

私は、何を言いたいのかというと、この半島先端で生活する、毎回議会で言っているかと思いますが、客観的には厳しい状況があります。そこで踏ん張っている住民をしっかりと支える。これはなぜかという、今日はグラフを持ってきておりませんが、6月議会でも話したいいわゆる日本の働く方々は、20年前から比べて実質賃金が90%以下に割り込んでいる。これは、世界にもまれであります。人口1,000万人以下のスウェーデンが一番高く、20年前の140%、人口2,000万人しかないオーストラリアが、これが約130、低いアメリカでも115です。いかに日本がひどい状況に置かれているか。それと、今日高齢者の方々から出ている、あるいは交通弱者から出ている買い物の足の問題、かつては、各集落ごとに日常生活用品、食料品などが置いてある店は、必ず1つや2つありました。こうしたことは、平成10年に成立した大規模小売店舗法立地法、これができたことから、だんだん小売商店がなり立たなくなって、こうした状況があって、今では町内の集落ごとの商店は本当に数えるほどしかありません。大規模スーパーとコンビニです。いずれも大企業資本です。

こうした法律によって、いわゆる足元と生活、いわゆる人間の動態も含めて、これが規定されてしまう。こうした中で、やはりよくぞここまで頑張ってきたという、まちを残して、そして、方向転換をしてきた。これは、確信を持って次に繋げていくものとして、これを認識をすべきではないかというふうに思います。この認識を伺いたいと思いますが、同時に、この間岡部町政は、シフトを町民ファーストということで変えました。昨年の町単独の予算で、小学校・中学校、中学校は今年ですけれども、エアコンを設置しました。昨年は6月から暑い日が続いて、全国でも犠牲者が出てニュースになりました。しかしながら、この第5次総合の後半でも、こうした施策には目もくれられなかった。これが、町長の決断で、町民ファーストで、補助金がなくても、子供たちのことを見てやるんだと、こういう施策で、これが進んだと。高校生バス通学費助成もしかりであります。

また、ある地域では、最近子供たちが朝まとまってバス停に待っているんだよねということとで、いわゆる保護者と違う方々はわからないけれども、これはいわゆる子供たちが、バスに乗る規定が、小学校行くのに距離規定が半分になってこうなっていることを聞いて、喜ぶと同時に、今町内各地でイノシシの出没があつて、登下校でも心配の声がある。こうしたことも安心感を与える。

出産祝い金の増額は今年行いました。高校生までの医療費無料化は、昨年町単独でやるということで、これも県内に広がって、やがては県が10月から実施をすると。県段階で実施をしている地域は全国でも数少ないです。今でも選挙公約に自治体の医療費、中学卒業までとか、そういう段階のところもあります。こうしたことを積み重ねてきている、遊び場の充実もそうであります。これが財政的に見てみると、岡部町政は、前の町政の流れで、いわゆる起債、借金を背負った中で、しかも初年度には、大体骨格予算、詳細予算まで決められた中で進めて行く。身近なことで詳細なことが住民の生活を助ける施策をやってきたということ、評価をしております。同時にさらに踏み込んで町民の生活を、展望の持てる取り組みをすべきと考えますが、その点どのように町長考えているか。

あわせて、④のところで、旧共立湊病院跡地のC C R C計画は見直しをして、底地の買収を断念をしましたが、今後の展開をどのように考えているのか、ご答弁をいただきます。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

まち・ひと・しごと総合戦略の策定に当たっては、「第5次総合計画」や、各分野別計画及び個別の事業等の内容を踏まえ、地方創生及び人口減少の克服に関連する事業を掲載したもので、目指すべき将来の実現に向けて、必要となる事業を取りまとめたものであります。

したがって、現行の総合戦略と総合計画は整合しているとの認識でありますし、次期総合計画と次期総合戦略についても、整合を図り策定してまいります。

「生涯活躍のまちづくり事業」の拠点施設建設予定地として、取得を検討しておりました共立湊病院跡地につきましては、6月定例会においてその取得を断念し、同跡地での拠点施設整備を中止する決定をお知らせいたしました。

同跡地での拠点施設整備事業計画につきましては、生涯活躍のまち推進協議会が長い時間を費やし検討を重ね、国にも認められた熟度の高いものであったことから、「生涯活躍のまちづくり事業」については、その概念を継承しつつ、内容を変更し、継続して取り組んでま

いりたいと考えております。

今後の展開については、地方創生推進交付金をはじめとする国の動向を注視しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔 1 1 番 横嶋隆二君登壇〕

○ 1 1 番（横嶋隆二君） 先ほど触れた財政の流れでありますけれども、この間の合併、この間のまちづくりの流れの中で、合併問題で私たちが財政分析を行って、町の動向を把握したのが、平成16年でありました。これは、いわゆる簡単な指標で、貯金と借金の割合を標準財政規模で割るという中身でありました。一番ピークに達したのが、岩田町政の平成15年、2003年の150%でありました。先ほど話しましたように、多額の起債の発行と、財政調整基金の切り崩し、これで財政的な、立憲的な決起がありました。

しかし、その財政の流れといえ、今ではもう廃校になっている三浜小学校が平成16年に7億も使ってこれを建てる諸々あります。ジャングルパークの整備の問題もありましたが、現時点での財政の同じ分析、平成30年度の数値で言うと、93.4%であります。財政的な問題で言うと、この間ふるさと納税を使うことで、財政担当のほうで、財調を崩して起債をするという、こうした流れに関しては厳しい姿勢を持って取り組んで、これを評価しながら、同時に、町民の施策でもっては、思い切った施策をすべきだというふうに思っております。

先ほど、町長は、6次総合、今後の展望では、厳しい状況もあるということを話しました。しかしながら、今確かに、10月から消費税がまた10%に値上げになるという情勢がありますが、このような経済状態が、そもそも進んだら、国民全体が疲弊して、将来展望は南伊豆町だけではなくて、どこでも持てなくなってしまう。こうした政治は転換が必要であります。同時にどこでも安心して暮らせる社会をつくる。

南伊豆町は長い間、陸路を閉ざされてきましたけれども、伊豆縦貫道の南進が着々と進んでいると。これまで待っていた者にとっては、非常に長い道のりでありますけれども、やはり若い方々にとっては、もう少しで手が届くところにあると。こうしたこと、さまざまな法律の中で、条件が狭められていますけれども、法律そのものは政治で変えていくことができます。大店舗法もそうでありますけれども、こうしたことを視野に起きながら、同時に住民の皆さんの生活を守って展望を広げていく。

これは特に選挙のときでも訴えましたが、町民の皆さんからこの間、高齢者の皆さんの買

い物の足の確保、高齢になって、運転免許証を返納する、あるいはそこで躊躇する。この先の生活を考えたときに、大きな不安がかかってくる。こうしたことで、この議会でも関連の質問が出ましたが、足を確保する、この問題と、いわゆる健康の問題を結びつけた提案を6月議会でも行いました。銀の湯会館を中心にして、その送迎体制をつくることで、バス路線とはバッティングをしない取り組みで健康の増進と、それと買い物を選択しながら両方の選択もできる、この取り組みをしたらどうかと。これは、C C R Cで湊の跡地の計画を、これをストップしたと。まさに見直しをして転換するという、湊の跡地の問題では、当初のC C R Cでは、温泉大学構想と銘打っておりましたが、南伊豆町の温泉の大本は下賀茂であります。ここを中心にして町民の利便に帰すること、これが観光客にとっても同様であると思います。あるいは、観光関連の事業者にとっても利するものだと思いますが、この点について、町長の考えがあればご答弁いただきます。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

銀の湯会館の運営に伴う指定管理者の独自事業として、平成25年7月から平成27年5月まで、送迎車の運行を実施しておりましたが、それ以降は利用者が少なかったとの事由により廃止されております。

高齢者の生活の足の確保については、その対策に苦慮しているところであり、早急かつ適切な対応が求められていると認識しております。

先般、福祉介護課では、要支援1、2、要介護1の方を対象とした外出に関するアンケートのほか、民生委員の協力による地域の高齢者を対象とした買い物に関するアンケートを実施いたしました。

外出の目的で一番多いものは通院であり、次いで買い物、金融機関や趣味などがあり、これらの回答は、特に一人暮らしの高齢者からの要望が多く、買い物についてのアンケートでは「移動販売車に来てほしい」「買い物に行くため移動支援をしてほしい」という意見は、ほぼ半々となっております。

このほか、免許証の返納事由については、身体的不自由、認知症による危険性が高まるためということでの返納形態が際立っております。

また、公共交通であるバス利用をするに当たっては、「乗り方がわからない」「バス停までが遠い」「ステップを登れない、乗降の際に介助が必要」などといった指摘もあり、利用

される方が増えない要因が確認できます。

このような状況の中で、地域包括支援センターでは、静岡県の「壮年熟期活躍プロジェクト事業」にて、10月から「高齢者の移動・外出支援セミナー」を実施しています。

内容としては、元気なシニアが、支援を必要とするシニアを支える地域型の「移動・外出支援」について、4回にわたり座学や先進地視察を予定しております。

今後も、公共交通による移動手段だけでなく、地域で実施できる移動外出支援や移動販売の促進なども検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） ぜひというか、さまざまな取り組みの形態があると思いますが、銀の湯の活用が、そのほか健康増進に役立つという点、これは6月も出しました。この点についてはどうですか。これは、いわゆる疾患の問題でも、整形外科疾患が非常に多いと。新しく南上地域にできた診療所でも、整形の患者さん非常に多いと。こうした点では予防的な対応を含めて銀の湯というものを活用して、かつてあったメールクラブのかわりになる、そうした対応が、思い切って温泉大学構想と結びつけた中で、いわゆる生涯活躍、元気なまちづくりの取り組みとして位置づけはできないのかという認識、いかがですか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

銀の湯会館周辺の利活用、それから、今議員がおっしゃられました、リハビリ的に温泉を活用するということは大変重要であると考えております。共立病院跡地の再開発、温泉大学構想を白紙に戻して、また内容検討というところで、銀の湯近辺で、そのような歩行リハビリに温泉をうまく利用できる施設がということは考えてはおります。しかしながら、今の町の財政状態ですと、なかなかすぐに着手できないという面もございますので、その辺も含めた中で、検討をこれから続けてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 今回は、将来展望と総合計画ということであって、すぐ一朝一夕に

何もかもということではありませんが、こうしたことを展望するに十分な財政状態であるという事は、改めて指摘しておきたい。同時に、若者の世代で6月議会でも提案して、また質問するのは、非常にやはり7月の選挙で町内を歩いて、反響が寄せられたからであります、子育て支援の世代、若者の世代での消防団活動の見直しの展望をどのように考えているのか。

もう一つは、結婚新生活支援事業補助金というのは、政府がつくっております。賀茂郡下、伊豆半島の中でも、取り入れている自治体がありますが、これについての認識、それと、若者向けの町営住宅の整備についてご答弁をいただけますか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

結婚新生活支援事業補助金は、結婚した際の新居の購入、家賃、引っ越し費用に対して助成を行うもので、賀茂地域では下田市と東伊豆町で実施しており、若者世代の婚活支援に効果的であると認識しておりますので、今後検討していきたいと考えております。

また、消防団活動の見直しについてであります、6月の賀茂支部消防操法大会終了後、毎月開催される本部役員会において、消防団活動に関する協議を進めていると聞いております。

すでに、昨年度まで実施していた3年、5年目団員を対象とした訓練を、今年度から取り止めたとのことでありますが、今後も消防団本部と各分団が協議し、消防団服務要領に基づく必要な訓練の継続や、入団式や出初め式等の団行事のあり方など、団の自主性を担保しながら検討が進められるよう指導してまいりたいと考えております。

最後に、若者の定住促進は重要な課題でもあります。

定住を促進するためには、雇用とともに住まいが重要な要素となってきます。

若者向け公営住宅法による整備は、現状において予定しておりませんが、優良特定賃貸住宅などの制度も考慮しながら若者の効果的な定住施策を検討してまいります。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 消防団活動の見直しが一歩進んだことは、非常に歓迎されております。一層、今少ない消防団、また担い手の若者の負担も軽減しながら、合理的な活動が進むことを願うものであります。ぜひ総合計画を練っていく上でも、これは委員会で練ることは

練っても、町長として思い切った踏み出し、こうしたこともぜひ検討を進めていただきたいと思います。

私が繰り返し言うのは、今の状況、ここまで踏ん張ってきたものを、若い世代に繋げる。よく伸びしろ等々と言いますが、南伊豆町が伸びていく、発展していくのは、まさにこれからであります。

先ほど、つらつらと第4次総合や、その前の段階の話をしましたが、いわゆる自治体ができるべきことから外れている時間、あるいは合併問題でできなかった。こうしたことを踏まえて、それを転換して今になっていると。これをもっとここに力を注力すれば、これがもっと前に繋がる、しかも私は同時にそれを取り巻く政治環境、法律を変えていくこともあわせて皆さんと力を合わせてやっていく、そういうことがなしには展望を語ることはできないというふうに認識をしております。

次に、1次産業の振興の問題であります。

まず、町長に質問をしますが、1次産業の振興を質問する前に、町の全体の産業の点でどのように考えているか。そして、何を重視していくか。この考えをまず、町長に質問を行いたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

町の産業についてですけれども、これは大変厳しい問題があるので、なかなか発言としても難しいところがございます。まず、1次産業の面においては、農業もこの中山間地ですと、かなり小さい農業しかできない、大きい農業ができないということです。やはり今の農業は数が少なくて価値のあるものをつくる以外には、今の南伊豆町では、大量につくって大量に販売するというのが厳しいのかなと思います。

漁業に関しても全くそのとおりでありまして、大量に販売するといことが、これは厳しいのかなと思います。漁業に関しても全くそのとおりでありまして、大量に定置網ですとか、底引き網でとって大型の漁業者と違って、一本釣りでキンメを釣ったり、素潜りで貝をとったりという漁業ですので、なかなかやっぱり所得につながるということは厳しい。そのために、やはり後継者がいないというところだと思います。

ただ、南伊豆町としては、やはり観光立町でありますので、観光という面では、これから、先ほど議員がおっしゃられましたように、今まで40年かかりました伊豆縦貫自動車道が、あ

と10年ほどで全線下田まで開通するであろうという見通しが立っている中で、この10年後には、交流人口が、関係人口も含めて増えるのではないかというふうに予測されますので、やはり1次産業もしっかりと支援しなくてはいけないんですけれども、観光業については、これからもしっかり伸ばしていかないといけないというふうに考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） それでは、本題というか、厳しい1次産業を進めていく視点について質問を行います。

これは確かに1次産業でなりわいをするということはたやすいことではありません。町内の産業構造でいうと、町長が述べたように、観光でやはりお金を落としてもらうということでありすけれども、それをする上での要素の一つとして、1次産業は欠かせないということでもあります。

まず、中山間地域での位置づけ、地域の保全と地域の魅力を形成する上で、現状は日本経済の状況から不況にあるけれども、まず、どういう展望を持っているかということ。ここに繋がるといいますので、2番目の青市地区などに伊豆縦貫自動車道建設残土によって農地造成の計画があるが、どのような展開、検討しているのか。まず、ここまでお答えしていただけますか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

今日の1次産業を取り巻く環境は、高齢化、人口減少及び後継者不足などにより、生産量及び販売額とも減少傾向にあります。

このような中で、農業においては、少子高齢化や後継者不足はもとより、鳥獣被害なども相まって年々衰退の傾向にあります。その中であって、農業振興会の地道な活動や、農林水産物直売所「湯の花」への出品などにより、生産・販売及び消費の地産地消が確立されつつあり、JA直売所や、オーシャンパークでのマルシェなどをもって、農産物の販路拡大が図られるものと認識しております。

また、林業では町内2事業体の自助努力もあり、森林整備事業補助金を活用した活動を通して、適正な環境保全事業が推進され、当該事業に参画することで若者の雇用確保にも貢献

していただいております。

森林資源の適正管理においては、森林環境譲与税などの財源の活用をもって適切な事業推進を図りたいと考えており、バイオマスガス発電事業との連携から、今後、安定した収益の展望も期待できる状況にあります。

水産業においては、稚貝・稚魚などの放流事業を継続することで、安定した水揚げを維持し、地元産としての付加価値の高い商品づくりが確立されつつあります。

また、若手漁業者では、市場に出回らない地魚を販売する取り組みなども行われており、販路拡大に繋がるものと期待しております。

今後も、各種関係団体との連携を図り、後継者対策となる新規就業者の受け入れや人材育成を支援するとともに、生産者を後押しする6次産業化支援補助金制度の奨励や活用といった財政的支援をもって、1次産業のさらなる振興に取り組んでまいりたいと考えております。

昨日、たしか報道があったかと思うんですけども、磐田市のほうに県の農林大学が来春開設されるということです。南伊豆分校も園芸科ですので、その辺からまた農業、林業へ志を持ってくれる学生さんがいてくれれば、また、Uターン、それから農業振興に繋がるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） 補足させていただきます。

竹麻地区の農地整備についてでございますが、こちらのほうにつきましては、所有者の代表の方々と協議会を持ちまして、県とJAと役場とで協議会を開催してございます。今年度につきましては、県のほうの事業を使いまして、そちらのほうの平面的な図面を作成した中で、今後どういったことで進んでいくかというような検討を、今進めているところでございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 今、担当から青市の話も出ましたけれども、町長も含めて、改めて1次産業そのものが、普通にやっても厳しい状況である。しかしながら、地域の魅力をつくる上では欠かせないものだという認識はあります。付加価値をつくるのか何とか。そうした点で、やはり静岡県への支援、市町ではとても大変です。県は伊豆半島に力を入れております

が、半島の南端は地理的、経済的に非常に厳しい。人口も6万そこそこを切る状態であると。しかしながら、道路交通網の整備等々で、全く展望がないわけではありません。周辺環境や法律の整備で、しっかりできると。

一方で、東京都の島嶼部での農業振興は、八丈島等々を含めても格段に違います。ここは、賀茂郡は、島嶼部、離島と比べても同じぐらい状態にあるという点で、やはり、伊豆半島を重視するジオパーク、世界遺産等々で、お客様を呼ぶ状態でありますけれども、ここでの1次産業を推進する上で、県の施策、制度の拡充を、県に訴えるべきだというふうに思いますが、これはいかがですか。現状の制度だけでは、極めて不十分だと。これだけでは農業で食べていけない。やはり専門もつくっていくことが必要だということでもあります。いかがですか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

賀茂郡域同じ1市5町の中でも、問題というのは同じだと考えていますので、広域連携等で議題に上げていきたいなと思います。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） もう一つ、バイオマス事業は、行政報告でも出されて、この間私も話をしてきた小規模バイオマスで140キロワットということでもありますけれども、これに利用するチップ量、それと、今後の木質バイオマスの展開については、どのような検討がされているのか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

平成30年度当初に設立した南伊豆町町再生可能エネルギー農山村活性化協議会では、6月7日に本年度第1回目の会合が開催され、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の確定作業が行われました。

同基本計画では、岩殿地内で約140キロワットの木質バイオマス発電事業を展開し、南上地域に多く賦存する広葉樹を長期的・安定的な価格で買い取ることで、農林業の健全な発展

に資するほか、里山の再生と有害獣対策などの課題解決に寄与することを目指しております。

すでに、東京電力との系統連結に係る調整も完了いたしました。本事業が軌道に乗った際には、これをモデル事業として町内の各地域に広めたいと考えております。

将来的には、発電規模で1,000キロワット級の発電を目指す中、当該発電事業による排熱を利用した新たな第1次産業の創出などにも期待しているところであります。

チップ量については、担当課長のほうから答弁をさせます。

以上です。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

今回の140キロワット級のバイオマス発電に関しましては、1日約4トンの木質チップを、原材料として必要といたします。年換算いたしますと約1,400トンとなります。

事業の進捗状況でございますが、現在農山村活性化協議会、町のほうで展開している協議会につきましては、基本計画の策定のところまで完了しました。現在はこれをもとに発電をしようとする事業者が設備整備計画の策定に当たっているところでございます。これについては、原料供給計画であったり、資金の調達計画であったり、また底地の売買、もしくは賃貸契約があったりといったことの総合的な調整計画になります。この計画が事業者のほうで完成した時点で、再度協議会を再開いたしまして、内容について、を確認していくということになっております。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 木質バイオマスに関しては、大規模から小規模というそういう話もかつてしましたけれども、やっぱり事業採算的には、そうそう楽なことではありませんけれども、今後これが普及して、山に手が入って、獣害も減っていくことを展望しております。

最後に、洋上風力発電事業に対する認識であります。

すでに、計画段階環境配慮書縦覧の意見聴取が終わりまして、町も事業者に対して意見書を出していると思います。これが、この手続に従って、いわゆる県に回って計画を評されるという手続があると思います。

まず、私のほうから言う前に、計画段階環境配慮書の縦覧意見書聴取の段階だが、現時点でどのような認識を持っているのかということでもあります。これは、先ほどの質問でも、産

業の問題で、1次産業から主要な観光の問題がありました。この間、4月から始まったDCキャンペーンでも、吉永小百合さんのCMが南伊豆町の千畳敷までお客さんを迎え入ると、大きく広がっているということがあります。こうしたところにお客さんを呼ぶ意味、オーシャンパークのオープンもそうですが、今、ジオガイドのツアーをやっていて、石廊崎の先端や、あるいは千畳敷等々誘客の材料にする。ここでの売り、これはどのように考えているか、こうした点との関連で、まず計画を概念的にどのように認識を持っておられるのか、ご答弁をいただけますか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

事業者から提出されている配慮書に対し、関係市町や静岡県及び環境大臣の意見を踏まえ、経済産業大臣から11月初旬までには意見が示される見込みであります。

この配慮書は、環境影響評価法に基づく第1段階の手続であり、詳細な計画は提示されておりませんが、洋上風力発電施設による景観・観光・漁業・環境等への影響などについては、具体的な計画が提出された段階で、事業内容を精査し対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 先ほど、質問した中で、DCキャンペーンで、眺望点で誘客するわけですね。こうした点の計画の概念について、どのように考えるか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 今の段階で、まだいろいろ私の立場から発言するのは、ちょっと拙速なのかなというふうにはやはり感じますが、南伊豆町民として、海岸線に風力が点在するというのは、ちょっと余り芳しくないなと私は考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 非常に重要な答弁だと思います。この配慮書の中で、いわゆる配慮書をつくった中には、眺望点として挙げられているのは、タライ岬です。それと、ユウスゲ

公園と、石廊崎灯台が挙げられております。配慮書の中で、いわゆる景観の垂直見込角、見え方の角度、これが配慮書に書いてあるものであると、石廊崎灯台からは15度、ユウスゲ公園からは20.5度、タライ岬からは22.1度、非常に大きい見え方がするということであります。圧迫感を感じるほどの見え方がするということが、文献でも述べられております。文献どこか、いわゆる洋上風力発電を検討しているNEAD、新エネルギー・産業技術総合開発機構が2018年3月にまとめた着床式洋上風力発電導入ガイドブック最終版では、ガイドブックがありますけれども、垂直見込角が0.5度未満であれば眺望の支障なしと判断をする。0.5度以上の場合は、眺望への支障の可能性ありと判断し、該当する眺望点を、保全対象展望地として抽出をするということで資料が添付されております。これはNEADの資料であります。

こうした点を考えると、先ほどの町長の答弁と、私が言いたいいわゆるDCキャンペーンでお客さんを呼ぶ宣伝をしたと同時に、美しい伊豆創造センターの統計資料で、いわゆるお客さんが寄るスポット、南伊豆町の中で、オーシャンパークに寄るお客さんが寄るところというのは、オーシャンパークを含めて、弓ヶ浜とか眺望点があります。南伊豆町で、南伊豆、あるいは南伊豆の人気スポットで当てているのは、弓ヶ浜ビーチ、逢ヶ浜海岸、タライ岬遊歩道、石廊崎、岩室神社、ヒリゾ浜、あいあい岬、ユウスゲ公園、いわゆる千畳敷も含めて、西も含めて、南伊豆遊歩道が波勝まで続いております。これはとりもなおさず、海岸から海を見た眺望です。これを目当てにお客さんが来ると。これを台無しにしかねない状況が、この景観上にあるということ、私は、これは一番の南伊豆町の主要な観光の収入源にとっても、大打撃を与えかねない問題だということで、指摘をしたいというふうに思います。

もう一つは、こうした眺望との関係で、欧州におけるウインドファームはどういう状況かというと、NEADの導入ガイドブックの最終版にもありますけれども、イギリススコットランドでは、離岸距離8キロ未満の海域では、景観上洋上風力発電の建設は困難とされているということで、これの添付を含めた資料があります。これが景観の問題であります。

同時に、私は、海上交通の点で、石廊崎の南端、神子元との間というのは、これは海上保安庁の海洋状況表示システム、海しるのデータで、国際的にも一番ぐらい通行量が多い、航行量が多い海域であります。ここから、大島脇を通過して、大島西を通過して、東京湾に入っていくわけですが、伊豆大島西海岸に我が国初の推薦航路を設定すると、これが29年の12月22日です。第三管区海上保安本部の発表で、国際条約に基づく推薦航路の設定で、これは非常に重要な指摘であります。

あわせて、国が進める海洋再生エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用促進に関する

法律でいうと、ここに挙げられている促進地域は、海上交通、航路の点では、問題にならないくらい少ないところであります。こうした点で、ここに設置すること自体が論外だと言わなければなりません。

最後に、ここの動植物の生態、南伊豆町で保護条例をつくっているウミガメに関しては、レッドデータブックのENです。より絶滅に近い種の一つであります。海鳥類でいうと、カンムリウミスズメ、絶滅危惧Ⅱ類のVUに指摘をされて、日本野鳥の会が2010年から人口巣で繁殖を試みて、ようやく2016年に初めて成功したと。2019年にも成功したということで、ありますが、非常に生物学的にも重要な地域で、こうした点については、明確に拒否の立場をとって、県にも意見具申をしていただきたい。このことを申し上げて、私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（清水清一君） これで、横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで、10時45分まで休憩とします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

○議長（清水清一君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 黒田利貴男 君

○議長（清水清一君） 引き続き、1番議員、黒田利貴男君の質問を許可いたします。

黒田利貴男君。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） 初めての議会での質問ということになりますが、よろしくお願いいたします。

さきの台風15号により、被災された皆様方にお見舞いを申し上げるとともに、今後気候変動の中でこういった風水害等が多発するようになってくるかと思われます。そういった中で、今ここにいる行政のほうでも、しっかりとそういったものに対応できる災害対策等を練って

いただきたいと思います。

では、まず質問ですけれども、鳥獣害総合対策についてというのと、再生可能エネルギーによる経済効果及び災害時の電力確保、また道路環境整備についてという3つの質問をさせていただきます。

その中で、まず、先日来より、鳥獣害については、さまざまな質問がなされています。その中で自分が思う中で、この町の鳥獣害対策とは、捕獲だけに頼っているというところが非常に質問の中でも目につきました。そういったことから、まず、鳥獣害対策の基本とは何か。そういったことについて、質問をしたいと思います。

まず、平成29年度の南伊豆町の被害金額は1,500万ありました、その中で、賀茂農林事務所の令和元年度速報値、今年度の速報値は3,200万円です。かなり依然、高水準が続いております。その原因として、平成22年度より鹿による被害が非常に多くなってきております。それにプラスして、南伊豆町の場合はイノシシによる被害が多い。獣害対策の基本、これは加害動物の個体数や生息密度、分類、または群れの行動などを適切に管理する個体数管理、これ今、町が主に行っているところです。それと、加害動物の生息地を適切に整備する、あるいは加害動物の生息地と農地との間に緩衝地帯を設けることによって、農地や集落への出没を減少させ、被害を減らす、要は生息地管理です。先ほど来より、森林整備等々によっての獣害の対策に役立てられないかという、質問等々ありましたけれども、それはこの生息地管理ということに当たります。そして柵や耕作放棄地の解消、追い払い等の被害防止技術を用いて、被害の軽減を図る被害管理、これは地域住民がみずからの農地をみずからの手で守る、または農地を持たない人も追い払うという形で里へ出没してくるのを抑える、そういったことを差すのが被害管理といいます。それを地域ぐるみで面的に行う必要がございます。

この個体数管理、先ほども言いましたけれども、狩猟や有害捕獲ということになり、有資格者である狩猟者が行う行為である。そして、生息域が拡大傾向にあるイノシシや鹿については、鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、鳥獣保護管理法に基づいて、特定鳥獣保護管理計画によって適正な個体数への終息が目指されています。その生息数や動態、分布域の解明が十分に進んでいないこともあり、どのような管理を行えば適切なのか手探りの面も多いと思います。手探りであるから捕獲に頼ってしまうということも言えると思います。

生息地管理とは、里山の維持管理、主に森林の管理ということになって、森林所有者、またはその山林の維持管理者が行うことになります。野生動物の生息に適した整備のあり方、

明確な基準が示されているわけではありません。先ほど来から、森林整備をすることによってということもありましたけれども、その森林整備をするときに、緩衝地帯をつくるということが非常に大事になってきます。そういった設置に、先ほど来よりの森林整備という話が結びついてくるのかというところの問題もございます。被害管理や追い払い、侵入防止柵、荒廃地の刈り払いということも必要なことのひとつとなります。その名のとおりに、被害に遭った農家がそれを防止するため取る手段であり、個々の被害農家が対策を行うという考え方が基本でございます。

鳥獣被害防止特措法により、国から支援により、柵や電子柵が試行しやすくなっているというのも一つ言えるんですけども、なかなかそういった国からの支援等々を設計と計画を立てる役場の側がうまくできていない。逆に、地域住民は、そういった設計計画を立てるはずである行政側に対して、お前たちがどうにかしろという話が出てきます。そして、我々のような議員のほうには、地域住民から、捕獲しろよという声しか聞こえてきません。今説明したように、被害管理、また生息地の管理、それと、個体数の管理、この3つをうまく組み合わせた形で進めないとならない。よくは有害鳥獣捕獲に偏った面がある中で、有害鳥獣捕獲許可申請というものが提出されて、今、鳥獣被害防止特措法によって、町が立てる被害防止計画に基づいて、特措法による権限委譲で有害鳥獣捕獲許可が役場のほうで出すことができる。任命権者は町長であります。そういった中で、被害面積と被害金額を書くように申請書類にはなっております。よくあるパターンが、例えば田んぼが1反、10アールの面積の田んぼを持っている所有者がイノシシの被害に遭いました。そのときに、実際には2アールしか被害がないにもかかわらず、申請書類には被害面積10アール、そして、何を思ったかそれまでの作業労賃等々を含めたのか、それとも、心的被害金額を含めたのかわかりませんが、被害金額を100万円と書いていました。そういったケースが多くて、この南伊豆町の被害金額1,500万というのは、昨年度の例で見ても、突出しているわけです、賀茂郡の中で。そのことについては、農林水産省よりヒアリングを受ける、そういった始末になっております。そここのところを、まず適正なデータを出さないと、このデータがそのまま農林水産省へ上がるものなんです。ということは、全国の被害金額、また被害面積を増加させる一つの要因になっている。これは南伊豆町だけの問題ではなくて、各地でそういったことが行われており、是正の勧告等々も出ております。

そういった中で、まず、その被害地に赴くというのが、法律の中でもうたわれております。そういったところをどのように改善していくのか、要は確認作業です、というのと、そのデ

ータをとるときに、算出方法の問題、そういったところをどのように改善していくのかというのを、まず1つ目の質問とさせていただきたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

鳥獣被害については、以前から地区区長から提出のあった有害鳥獣捕獲申請書の記載をもつて、被害面積及び被害額を算出しております。

被害面積及び被害額は国へ報告することとなっており、捕獲申請書記載面積のほか、地区からの被害情報等をもとに報告しておりますが、町内全域での正確な現地確認ができていない状況での被害額報告となっております。

昨年度には、被害額の大きい市町に対し農林水産省のヒアリングが実施され、本町も該当となりました。

そのなかで、被害面積及び被害額の算定についての基準が曖昧であり、各区から被害報告のあったものを積み上げた結果、被害額が過大となる状態が続いていることから、今後の把握方法等については、見直していく方針である旨の回答をさせていただきました。

このため、被害面積及び被害額の算出については、作物別等の反収を基礎とするなど統一的な基準を作成した上で、適正な被害額等の把握に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

島根県のほうでは、1つの町で被害金額1億円という莫大な金額を国のほうへ報告した地域もございます。そういった地域については、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、作物ごとのマニュアル、それを策定して、被害金額を策定すると。そういったことによって、被害金額が100分の1になったと、そういった事例もございますので、当町もしっかりとしたデータの蓄積、また、そのデータを用いて、しっかりとした鳥獣被害対策へと結びつけていくように、計画・設計をしていただきたいと思います。

議長の許可を得まして、休憩時間中にお手元に配らせてもらった写真でございますけれども、先ほど申しました生息地管理ではなく被害管理についての写真でございます。これは、上2枚は下田市のものでございます。よく地域住民から、鹿は飛び越えて柵へ入る、イノシ

シも柵を飛び越えて入る、というようなことが言われておりますけれども、野生動物は、むやみやたらなことがない限り、人と言えば石橋を叩いて渡るじゃありませんけれども、突然飛び上がって柵を飛び越えるということはまずございません。1メートル50の高さで、十分鹿もイノシシも防除することができる。

この1番上の写真が施工後でございます。この写真、一番上に電気柵を張っております。よく住民の方が鳥獣害対策で、電気柵を張ったから大丈夫だよと言われるんですけども、草に接触するだけでアースをしてしまって、電気が流れていない状態になっております。そういったときに、電気柵の下をくぐって、農地の中に侵入される。このワイヤーメッシュの上に電気柵を施すことによって、イノシシ、鹿、猿まで十分対応可能な設備です。

この下にあるのが、1年後のものでございます。きれいに草を刈ったようになっているところが柵の外側になります。緑が生い茂っているほうが、柵の内側ということになります。しっかり守られてございます。これ被害金額ゼロなんです。これ、下田市の特定鳥獣保護計画により、特措法の支援を受けまして、認定農業者であるために、補助金額20万円、上限20万円。その20万円で、40アールの畑を囲って被害金額ゼロです。

こういった施策を、どのような形で進めていくかということ、3枚目の写真が、これ岡崎市の例でございますけれども、町にも鳥獣被害対策協議会ございます。その協議会で、特措法によって岡崎市の立てている被害防止計画に基づいて、国からの支援で、年2,000万円で防除機材を100%補助で購入いたしまして、協議会から地域住民に無償で貸し出すという形でやっております。そういった事例がある中で、町にも被害防止協議会、被害防止計画、特措法を利用しているわけでありますから、捕獲に頼るだけではなく、しっかりと被害管理ができる対策、そういったことを考えているかどうかということを知りたいと思います。

○議長（清水清一君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） お答えをいたします。

私のほうからで申しわけありません。以前に、賀茂農林事務所のほうも、すみません、担当部署のほうは忘れましたが、部長さんのほうから、このような議案についてお話を伺いました。農地の所有者が、一団の農地の所有者がまとまれば、こういう対応ができます。当然、これは広域も含めて国・県の助成もありますということで伺いました。町長とよくその話をするんですけども、実際に行政協力委員会ですかね、そういうところでも若干お話をさせていただく中で、所有者の方々が一団になっているということが一番よくて、なおかつ効果的に囲えると。被害計画も立てやすいというところがあるかと思いますが、そ

このところへの働きかけ、町からの働きかけ、そのところがやはりなかなか難しい。所有者が一同に賛成をしてくれるというところがあったりしまして、少し後手後手になっているのかなというふうには考えております。

ただいまのご指摘のとおり、面的な部分でしっかりと個体数の管理と生息地管理、あるいは被害管理、これがセットであれば、確かに機能するということだと思います。この辺も含めて、今後しっかりとした対応をとっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

今の話の中にも、土地所有者の承諾等々という話もございますけれども、例えば、先ほどの町長の答弁の中にもあった、農業に余り適さない地域というところで、しかしながら、加納、上賀茂、石井にかけては、水田地帯が広がっているわけです。ことし、その中の1カ所、二条と加納の境付近では、約40アール全滅になる被害が出ています。これは、生産者にも問題がございます。ワイヤーメッシュで囲ってあって、毎日同じところから入るんだよと。同じところから入るのがわかっていれば、それを塞げばいいだけの話なんですけれども、なかなかそういったことはやらずに、捕獲で対応しようとしているという問題点がございまして、できれば農地を保全する、そういった意味からも稲作地帯だけでもしっかりと守る、そういった対策をしていただけたらいいのかなと。1カ所そういったところであれば、ほかの地域からも、自分ちのところもやってくれよと、そういった声が多分上がってくるかと思われるので、少しの面積でも、少しずつでも広げていく、そういった考えを持っていただけるようお願いいたします。

その次の質問にいきますけれども、鳥獣被害防止特措法、先ほどから何回も出ていますけれども、これは市町村で定める被害防止計画、それと、鳥獣保護管理法で都道府県が定める特定計画、今、県のほうの特定鳥獣保護管理計画の中には、イノシシと鹿、両方ございます。期間が5年、国のほうから言ってきているのは、これは特措法ではなく、鳥獣保護管理法のほうで言われている特定鳥獣保護管理計画については任意の計画ということになっています。

さらに、設計期間は3年から5年ということになっています。鳥獣被害特措法については、手を挙げた市町、そこへの支援が市町で計画を立てて、支援が回ってくると、そういった形になっていますけれども、先ほどのデータの集積等々のお話を伺ったんですけれども、今回

ちょっとこの法律の部分について、鳥獣被害防止特措法、国からの財政支援と、鳥獣捕獲許可権限移譲、地域の実情に合わせた捕獲の担い手の確保や、銃刀法の猟銃所持許可に関する緩和措置、それと、鳥獣保護管理法が、都道府県知事が策定できる、先ほども言いましたけれども、任意の特定鳥獣保護管理計画によって、地域的に著しく増加、または減少した野生鳥獣の個体群、長期にわたる安定的な維持を図るため、先ほど話した、県は5年で、イノシシと鹿の管理計画を立てるということになっています。

その法律の中で、まず行政に何をしてもらいたいのかというところは、科学的な調査と知見に基づいた保護管理目標、適正な個体生息環境を定めて、それを達成するための対策を、要は環境保全であるとか、被害管理であるとか、個体数調整、その計画を立て、実行し、効果の検証と次の計画へと反映させ、科学的かつ計画的な野生動物の保護管理にするものがあります。鳥獣被害防止特措法については、先ほど来出ているように、市町村レベルの取り組みを支援、それと、鳥獣保護管理法は都道府県レベルの取り組みの支援という形で、獣害対策のすみ分けを図っているわけです。そんな中で、整合性を持ちなさいと言われていたわけで、県が策定するもの、大本は環境省なわけなんですけれども、市町村が策定するもの、大本は国でございます、農林水産省でございますけれども、その中で整合性を持たせるとはということかというところなんですけれども、環境大臣が策定する基本指針、則して策定される鳥獣保護事業計画適合して、都道府県知事が策定する特定鳥獣保護管理計画と、農林水産大臣が策定する基本計画に則して市町村が作成する鳥獣被害防止計画、その2つに整合性を持たせろと言っているわけです。片一方は農林水産大臣です。片一方は環境省です。環境省の所管する法律は鳥獣保護管理法、保護と管理、要は捕獲と保護です。それと、農林水産省のほうは、農地をしっかりと守ってくださいと言われていたわけです。そのところのこの町の計画の中で、しっかりと整合性がとれているのかというところをお聞きしたいと思います。整合性がとれていれば、被害はゼロか、被害は減っているということになるわけですので、お答えをいただければと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

鳥獣被害防止措置法により、国が策定した鳥獣被害防止策基本指針に則して、市町が独自で策定する被害防止計画と、環境省の鳥獣保護管理法を受けて静岡県が作成した鳥獣保護管理事業計画との整合性については、作成時において静岡県と調整を行っております。

一方で、被害防止計画の実行時点では、鳥獣捕獲に関する部分のみが重点化されており、本来の趣旨である被害防止による対策とのバランスが崩れているのも事実であります。

とりわけ被害防止対策においては、集落単位による地域住民の協力が不可欠でありますので、区長様を初めとした地域住民、関係団体等が連携しながら、町内の有害獣被害を減少させるべく被害防止対策に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

町長の言われるとおりなんですけれども、それであれば、地域住民にどのように伝えていくかといった問題も出てこようかと思っておりますので、ちょうど29、31年南伊豆町特定鳥獣被害防止計画では、令和2年度は、計画の切り替えの年となります。つまりもう既に準備に入っておろうかとは思いますが、特措法の支援を受けるためには、今からしっかりと、今までのデータを精査し、計画の反省点等も挙げながら、次のしっかりとした被害防止計画を立ててもらいたいと思います。

次の質問に行きたいと思います。

再生可能エネルギーによる経済効果及び災害時の電力確保ということですが、さきの台風15号の中でも、千葉県では、いまだ通電していない地域もあるように話は伺っております。そういった中で、災害時に役立つ、また鳥獣被害対策、いわばバッファゾーンをつくる、そういった意味でも、町としての再生可能エネルギーについて、どういうふうを考えているかというところをまずお聞きしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

再生可能エネルギー活用事業においては、雇用の創出、森林環境や荒廃農地等の整備や鳥獣被害対策、エネルギーの地産地消にも繋がるものと期待を寄せております。

また、自立分散型のエネルギーシステムが構築されれば、災害時にも防災施設等で電力が確保され、災害に強いまちづくりにも繋がります。

景観計画に向けては、今後、町の目指す良好な景観形成のため、景観計画策定委員会において検討が進められ、景観形成基準が設定されることとなりますので、当該基準に則した本

事業との整合性と調和が図られるものと考えております。

持続可能な再生可能エネルギーは、アジェンダにおける17の目標の一つでもあり、その本旨に貢献でき得るものと認識しております。

以上です。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

景観行政団体ということは、町独自の景観条例等々の制定に繋がるところでございます。

また、景観法16条、1項、2項により、建築物、工作物についての新築、増築、または改築、または塗装の色の塗りかえ等々規制ができます。

また、そんな中で、名勝伊豆西南海岸という形で、文化財保護法の関係等々も出てこようかと思えますけれども、この町に移住してこられる皆様方は、この町の風景、要は原風景残るこの町の、住民が気づいていないすばらしさ、そういったところに引かれて移住してこられている方も多々おります。そういった中で、やはり景観を守る。県のうたっている景観計画の中では、伊豆半島周遊道路周辺というふうにうたっております。

ぜひ、この町で景観行政団体として、景観計画を策定し、条例を策定するのであれば、まず、海岸線についての部分をしっかりと視野に入れた計画を立ててもらいたい。またその中で、例えば南野山に現在ソーラーパネル等々も建設中でございますけれども、再生可能エネルギーを使うということは、まず国が進めていることでもあり、石炭依存からの脱却そういったことも図るためにも必要なことではあるとは思いますが、電力事業者が求めているのは安定的な電力でございます。火力、水力、原子力並みの24時間安定して送電ができる安定した電力でございます。そういった中で、太陽光というのは、一番不向きな電力であると言われております。建設が進んでいるので、それについてどうのこうのという問題ではございませんが、建設中にせつかくきれいな青い海の景観がある中で、その青い海に土砂が流出するということが起きております。そういったことによって、海藻が死滅しているといった話も聞いております。ぜひそういったところも景観計画の中へと盛り込むことはできないのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

景観計画の中では、色彩等について配慮するようなことが載っておりますので、こちら

のほうは平成30年3月に策定しましたので、後ほどそちらのほうの資料のほうを提出させていただきます。

以上です。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

ぜひ、そうしていただければ、町の計画がどうなっているのかといったところも、我々議員のほうも把握できるかと思えますので、よろしくお願いしたいと思います。

また最近では、洋上風力発電事業という話で、町内さまざまところで話題となっております。ただ、まだ配慮書の段階ということで、環境アセス、法定規制等々かけるようなものではございません、事業者に課せられた環境影響評価というところの配慮書でございますので、賛成・反対ということを述べる段階ではございません。

そういった中で、再エネ海域利用法の6条の中で、環境または地域、海上、そういったところへの配慮、それと8条のほうでは、公安法、海上法、養生法、さまざまな法律に照らし合わせた中で、厳しい規制等々が設けられるようです。

この配慮書の段階が進みまして、もし計画段階となったときに、町としてそういった法律等々から判断して、しっかりと洋上風力発電については、先ほども述べましたように、海が見えるこの景色というのは、この町の宝であります。これをどのように守っていくのか、または賛成なのか、多分今判断するときではないと思えますので、判断は求めませんが、さまざまな法律をしっかりとその中に盛り込んでいくことができるのかということをちょっとお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（清水清一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えいたします。

先日の全員協でもご説明しましたが、まだ計画段階でありまして、その辺の詳細な計画決まり次第、その他の法律と兼ね合わせた中で判断していく形になると思います。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

しっかりと町民に説明のできる判断をしていただきたいと思います。

先ほども町長の答弁の中にありましたけれども、SDGs、SUSTAINABLE D

DEVELOPMENT GOALS、持続可能な開発目標、その中にも住み続けられるまちづくりや、海の豊かさを守ろう、森の豊かさを守ろう、まさにこの町が進むべき道であろうかと思います。そういったことをしっかりと、このアジェンダというのは検討課題でございます。これからこの町が国民行政単位で取り組んでいかなければならない問題だと思いますので、しっかりと考えてもらいながら、町として先ほど答弁ございましたけれども、SDGsについてどのようにお考えがあるかということをお聞かせいただければ、ありがたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） SDGsについては、これは、もう国連のほうで決定されたことでありまして、17問あるんですけれども、持続可能な開発目標ということで、私も東京のほうにセミナーのほうに行ってきたんですけれども、1つでなくて、17の項目全てを達成してくださいというのが本来の趣旨でありまして、なかなか17の項目を全部達成するというのは大変厳しいんですけれども、今、国連のほうでも環境について、大変、地球温暖化について熱く議論がされている中でありますので、しっかりと、日本も環境大臣が変わりまして、環境大臣もいろいろと、ちょっと今までの太陽光の、再生可能エネルギーの話からすると、ちょっと国のほうもそっちを推進しているので、ちょっと話がうまくまとまらないんですけれども、しっかりと、環境については対応していかななくてはいけないというふうに考えております。海上漂着ごみのこともありますので、しっかりと対応していきたいなと考えております。以上です。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

17全部一度にアジェンダに取り組むというのは、なかなか難しいところがあるかと思うますので、しっかりと計画性を持って進めてもらいたいと思います。

次ですけれども、先日来、森林の整備、森林環境税、森林譲与税というところで議題に上がってございましたけれども、その中で、じゃ、その切った木をどうするかというところの議論が全くなされていない。町のほうで小規模の木質バイオマス発電事業等々、事業者と協定を結んで進めておるわけなんですけれども、先ほど1日4トンという燃料のお話もございました。1日4トン、今この町内に50年放置された広葉樹、1本で1トンあります。この町の森林資

源を、78%ある森林面積で、1日4本の木しか使わないで、木質バイオマス発電事業を続けていったところで何年かかるんだということもございます。

また、当該南上地区におきましては、カシノナガキクイムシによる立ち枯れ、このカシノナガキクイムシ、これはマツクイムシと一緒に、被害に遭った木をその現場から持ち出すことはできないんです、法律上。ということは、南上地区特にひどいんです。要は俗に言われるナラ枯れの被害です。そうなってくると、資源量の問題も含め、供給量の問題も出てくると思います。そこら辺はしっかりともう一度精査をなさったほうがよろしいかと思います。

私、林業にも従事していたことがございますので、4年ほど前から言っていたことがあるんです。それは、木質バイオマス発電を使った地域経済の活性化ということで、まず、山林所有者があるわけです。そういった中で、山林所有者にみずから木を切ってもらい。切ってもらった木を、軽トラ1台2,500円なら2,500円で買い取るわけです。そのときに買い取るのは現金ではなく、町独自の地域通貨、それを使って買い取るわけです。その地域通貨はこの町内でしか使えない。

冒頭に申し上げました台風15号の当町におきましても停電が起きました。そのときに、自分、いろんなところへと車を走らせました。その際に、のどが渇いて自動販売機で水を飲もうと思ったんです。停電でどこも自動販売機が使えない状態だったんですね。かといって個人商店があるのかと言ったら、経済の低迷により、個人商店はみんな閉めてなくなっていた。のどが渇いて、田んぼの堰の水でも飲もうかと思ったぐらいのどが渇いたんですけれども、もし、仮に大規模災害が起きて、この町内で電力供給が止まったとき、今日本人は、これだけ電力依存をしている中で、電力がなくなっただけで、たとえ半日とまっただけでも騒ぎになるくらい、電力というのは生活の中では非常に重要なところになっております。その中で、安定的に地域住民が切った木によって発電され、小規模のものであれば、そのまま東電の既存の電柱へと送電することができると。ということは、災害時にも木質バイオマス発電のモーターが回ってさえしていれば、電力供給は賄える。今、20トンの大型トラックに載るコンテナサイズで、移動式の木質バイオマス発電機等々もございます。そういったものを使って発電した電力を、災害時にそのまま使える電力、また、大型トラックへ乗るものであっても、2,500軒分の電力を賄える規模のものがございますので、であれば売電益がでる。その売電益を地域通貨の原資にしたり、または、今都市部では、非常に環境教育という言葉が叫ばれています。そういった中で、提携自治体である杉並区等々においてくる森林環境税、これは復興税の形の変わったものでございます。その中で、一昨年6月に内閣におきまして、環境

教育推進、そしてその後に文部科学省のほうにおいて、環境教育推進法、そういったものが策定されております。

そういったものと両方の機能をあわせ持った形で、森林環境整備をすることによって、先ほど町長にもありました獣害対策、または自然環境保全、生物多様性、そういったことへの貢献となるように考えております。町内経済を活性する、そういったことによって、要は内需を拡大して、外需を得て内需を拡大する、貿易黒字すると、そういったことは群馬県の上野村のほうでは行われておりまして、財政支出指数が1.29、群馬県全体で0.20と、群馬県一の裕福な村となっております。人口たった1,100人の村です。村が住民を雇用し、村が雇用している住民の数は70名、森林資源、水資源、そういったものを使ったまちづくり、そういったことを行っております。当町でも十分可能なことではあるかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

まず、ご指摘いただきました発電規模の件ですけれども、町のほうでつくりましたこの基本計画書の中では、短期計画で140キロワットとなっております。これは、サステイナブル、要するに継続という意味では非常に苦しい数字でございまして、中期計画上は、やはりもともと1,000キロワットを目標としているところでございます。これ、概算の概算なんですけれども、1,000キロワットの発電をしますと、フィット後による売電等をした場合に、3億円の売電益、そして1億円の原材料益となります。スケール感の問題で10分の1になるから10分の1になるというわけにはいかないんですが、この10分の1の140キロワット級の規格では、非常に厳しく、ほかのことに利材を回していくということまではいくのは非常に厳しいかと思えます。

議員もお話ししておりましたとおり、コンテナ型の45キロ40キロワットという、東電との契約が必要としないユニット型発電機です。今回この計画で、岩殿に置こうとしているのが、ちょっとこれより若干大きいものですが、やはりコンテナ式のもので、2基分450キロワットとなっております。

この形に今、落ちついておりますのは、地域住民の皆さんの懸念、そういったものがありまして、それから大工場ができてしまうといったことであったり、煙であったり臭いがすごいのではないかなというような懸念もございまして、これをまず払しょくするために、スモールスタートという形で140キロワットからやる。そして、それが軌道に乗った時点で、1,000

キロを目指しますと、1日40トンになりまして、現状やはり林業者さんだけでは1日分を賄い切れないんじゃないかということになってまいりますので、やはり地元のほうからの、一般の個人、個人様からの供給といったものが必要になってまいります。そういったものを組み合わせていった中で、恐らくなんです、そこまでいくにはやはり5年、7年、10年計画となつてこようかと思ひますけれども、そこで、最初はやはり緩衝帯を狙つて切るといふこともなかなか難しく、切れる場所から切るといったような余裕のないことにならうかとは思ひますが、安定してきた時点では、そういった場所を狙ひながら、獣害対策に努めていくといつたようなこともできてくるかと思ひます。

ただ、現状が、今基本計画ができた状態で、この後、事業者のつくる設備整備計画等ができ上がり、まず140キロのスモールスタート、そういったところを目指しております。現段階ではそういう状況ですので、一旦のところご容赦願ひます。

以上でございます。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） すみません、南上地区のことだけを自分は言っているのではなくて、町全体を見た中で言っているわけです。南上地区だけであれば、自分のところはすごく恩恵を受けるんですよ。自分、三坂、吉祥に住んでいても、うちのところだけは南上支線なんです。なので、南上で低燃費の木質のバイオマス発電をされていると、うちのほうは電気つきます。今回はそうでした。24時間うちのほうは電気つきませんでした。ところが、うちから50メートル離れた目の前のうちは、加納幹線なので電気ついていたんですよ。

つまり、町全体を見て議論しなければならない。町全体に木は生えているわけですよ。78%森林なわけですから。だからそういったことを考える時に、騒音であるとか、地域住民の理解が得られないというのが、電気に依存している町民がどれだけ電力を欲しがっているかというところで、地域住民に説明をなされていない。または獣害の対策になるというところで地域住民に説明をなされていないのではないのかなという疑問が浮かんでくるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

決してそのようなことはございませんで、やはり、山のことであるので、里山をきれいにし、獣害対策であつたり、使わないことのない電気を、いかに自然への負荷をかけないよ

うにやっていくかというようなことも、ご説明させていただいたり、事業者のほうも説明したりという形で進んでおります。

その中で、今、南上だけと申されましたけれども、基本的には一端の形、モデルケースとしての140キロというものをつくった時点で、町域全体にモデルケースとして広げていけばなという段階を踏めればなと考えているところでございます。

山の薪炭木との、また杉の木も含めての賦存量といたしましては、1,000キロワット級1つでも十分使いきれないという状態で、これは概算で定説ではございませんけれども、3,000キロワット分、1日120トンぐらいを入れて、それでもまだ、南伊豆町域の山林では、生えてくるほうが多いのではないかという説もございます。こういったものに向けての、第1弾として、まず、モデルケースをつくってみている状態ということでございますので、ご了承ください。

以上です。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） 町全体の自然環境を守る、また観光振興、そういったものに結びつける。そういった中で、森に関わることというのは必要不可欠なことでございます。森の木を切ることは自然破壊ではございません。今の自然の中に生えている、既存の広葉樹等々、これは二次林でございます。要は本来の自然の姿に戻すということにはなるのですが、そういったこともしっかり踏まえた上での森林資源の活用、そういったことに結びつけながら、町内経済、どのように活性化していくのかということを盛り込んだ形の中で、しっかりとした計画を立ててもらいたい。

ということで、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時00分

○議長（清水清一君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

◎報第5号の上程、説明、質疑

○議長（清水清一君） これより議案審議に入ります。

報第5号 平成30年度南伊豆町健全化判断比率について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 報第5号の提案理由を申し上げます。

本案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、健全化判断比率となる4指標の平成30年度数値について、監査委員の意見を付して議会へ報告するものであります。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、黒字のため数値はありません。

また、実質公債費比率は3カ年平均で7.7%、将来負担比率では32.1%となっており、いずれの比率も早期健全化基準を下回っております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

監査委員の審査意見書の報告については、お手元に配付した意見書をもって報告にかえさせていただきます。また、この後の報第6号議案についても同様とさせていただきますので、ご承知願います。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 意義ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎報第 6 号の上程、説明、質疑

○議長（清水清一君） 報第 6 号 平成30年度南伊豆町資金不足比率について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 報第 6 号の提案理由を申し上げます。

本案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第 1 項の規定により、公営企業に係る水道事業会計のほか、公共下水道事業特別会計、子浦漁業集落排水事業特別会計、中木漁業集落排水事業特別会計、妻良漁業集落排水事業特別会計の資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会にご報告するものであります。

水道事業会計では、資金余剰金が出ており、公共下水道事業、子浦漁業集落排水事業、中木漁業集落排水事業及び妻良漁業集落排水事業の 4 特別会計では、収支が均衡しているため資金不足はありません。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 意義ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎議第 5 8 号及び議第 5 9 号の一括上程、朗読、説明、質疑、討論、採

決

○議長（清水清一君） 議第58号 南伊豆町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて及び議第59号 南伊豆町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、を一括議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（清水清一君） 朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第58号の提案理由を申し上げます。

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の2に基づく基本理念のもと、同法第2条の規定をもって各地方公共団体に設置されております。

また、同委員においては、同法第4条第2項の規定に基づき議会の同意を得て任命することとされております。

現教育委員会委員である臼井善吾委員については、本年10月26日をもって任期が満了することから、後任として手石在住の大年清一氏の任命をお願いするものであります。

同氏は人格も高潔で、教育、文化に識見を有しており、教育委員会委員として適任者であるほか、豊富な行政経験を踏まえた立場から町教育行政の発展に尽力いただけるものと思慮いたします。

なお、大年清一氏の履歴は別紙のとおりでございます。

また、議第59号の提案理由も同時に申し上げます。

前議案と同様に、教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を得るものであります。

現教育委員会委員である萩原利恵子委員については、本年10月26日をもって任期が満了することから、後任として中木在住の山口絹代氏の任命をお願いするものであります。

同氏は人格も高潔で、教育、文化に識見を有しており、教育委員会委員として適任者であるほか、本町基幹産業である観光施策にも精通しており、多面的な視点から教育行政の発展に尽力いただけるものと思慮いたします。

なお、山口絹代氏の履歴については別紙のとおりでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は議案番号を明記し、質疑してください。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第58号の議案の提案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、議第59号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第58号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第58号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第59号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第59号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 議第60号 南伊豆町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第60号の提案理由を申し上げます。

本議案は、附属機関を新たに追加するため改正を行うもので、新たに設置する機関は、「南伊豆町産業振興計画策定委員会」であります。

南伊豆町産業振興計画策定委員会は、南伊豆町の産業を取り巻く状況を踏まえ、今後の雇用の創出と地域経済の活性化を目的として南伊豆町産業振興計画を策定すること、また、策定した計画について、効果的かつ実効性のある実施計画の推進を図るものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第60号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第60号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 議第61号 南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第61号の提案理由を申し上げます。

本議案は、特別職の職員で非常勤の者の報酬について産業振興計画策定委員を追加するもので、報酬を日額4,500円に、半日額（3時間未満）を3,000円とするものであります。

また、「不法投棄監視員」については、報酬額の規定を年額から月額に変更し、年額1万4,000円から月額1,200円とするものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第61号議案は原案のとおり可決することに賛成者の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第61号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 議第62号 南伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例制定について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第62号の提案理由を申し上げます。

本議案は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が令和元年11月5日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、住民票等への旧氏の記載が可能となったことから、旧氏による印鑑登録を可能とするものです。

詳細については、町民課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

〔町民課長 高野喜久美君登壇〕

○町民課長（高野喜久美君） 議第62号 南伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令が平成31年4月17日に公布され、令和元年11月5日から施行されます。

この改正の内容では、社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中で、さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくするという女性活躍推進の観点から、住民票等への旧氏の記載を可能とするものです。

これに伴い、旧氏による印鑑登録を行うことができるようにするため、南伊豆町印鑑条例の一部を改正するものでありまして、議案に付した改正文及びお手元にお配りいたしました資料ナンバー3の新旧対照表をごらんください。

右側が改正前、左側が改正後の条文で、アンダーライン部分が改正箇所となります。

新旧対照表の1ページの第5条第2項第1号、2ページの第6条第1項第4号、3ページの第11条第1項第2号及び最終ページの第15条第1項第4号の改正箇所が旧氏の記載に関係する条文の改正箇所となっております。

なお、条文の軽微な加除・修正等につきましては、総務省より印鑑登録証明事務処理要領の一部改正についての通知が発出されており、それに準じた改正を行っております。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第62号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第62号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第63号 南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第63号の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成31年4月1日に施行された労働基準法の改正により設けられた時間外勤務の上限について、当該規定の適用除外となっている地方公務員においても、健康と福祉を確保する観点から、時間外勤務に関し必要な事項を規定するもので、詳細を規則に委任する改正であります。

規則に委任する主な内容は、時間外勤務について、原則1カ月45時間及び1年360時間の上限を設け、臨時または緊急時等の特例として1カ月100時間未満及び1年720時間を超えない範囲で延長することができる規定を設けるものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第63号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第63号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 議第64号 南伊豆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第64号の提案理由を申し上げます。

本議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令等に伴い、南伊豆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

詳細については福祉介護課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

福祉介護課長。

〔福祉介護課長 高橋健一君登壇〕

○福祉介護課長（高橋健一君） 議第64号の詳細説明を申し上げます。

この改正は、家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは、卒業後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要または経過措置の期限をさらに5年延長するものであります。

また、家庭的保育者の居宅以外での保育を提供している家庭的保育事業については、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、自園調理の原則適用を猶予する経過措置期間を10年とするものであります。

資料ナンバー5、新旧対照表をごらんください。

第6条第2項、第3項、第4項、第5項並びに第16条の第2項及び第45条の第2項は、家庭的保育事業者等による連携施設の確保についての要件を基準省令の改正に基づき新設いたします。

附則第2項は、家庭的保育者に自園調理の努力義務を課し、経過措置期間を10年まで猶予できるものとして内容を追加いたします。

附則第3項は、連携施設の確保について、経過措置期間を5年から10年に改めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第64号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第64号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 議第65号 南伊豆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第65号の提案理由を申し上げます。

本議案は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に基づき、南伊豆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

詳細については福祉介護課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

福祉介護課長。

〔福祉介護課長 高橋健一君登壇〕

○福祉介護課長（高橋健一君） 議第65号の詳細説明を申し上げます。

この改正は、幼児教育・保育の無償化に伴い、食事の提供に要する費用について、特定教

育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から支払いを受けることができる内容に変更するものでございます。

3歳以上の教育給付認定子供のうち、保護者及び同一世帯員に係る市町村民税の合算額が基準に定める金額以下、もしくは多子軽減に該当する子供の副食費及び3歳未満の保育認定子供に対する食事の費用については費用の負担を免除するものでございます。

また、議第64号でも説明させていただきましたが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正を受け、特定地域型保育事業者の連携施設の確保についての規定を加えるものでございます。

資料ナンバー6、新旧対照表をご覧ください。

主な内容についてご説明申し上げます。

3枚目の裏面の第13条第4項第3号は、食事に係る費用負担の免除に関する内容を新設いたします。

また、10枚目の第42条第2項、第3項、第4項、第5項、第8項は、特定地域型保育事業者による連携施設の確保について、要件を基準省令の改正に基づき新設をいたします。

最終ページの附則第4項は、連携施設の確保について、経過措置を5年から10年に改めるものでございます。

また、「支給認定」を「教育・保育給付認定」とするなど、条例内の用語を整理し、その他所要の改正を行います。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第65号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第65号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 議第66号 南伊豆町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例制定について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第66号の提案理由を申し上げます。

本議案は、一般廃棄物処理施設の生活環境影響調査結果等にかかわる縦覧手続について、住民の利便性の向上と、意見書の提出機会の拡充を図るため、調査結果等の縦覧場所及び意見書の提出先を「南伊豆町役場」に改正するもので、あわせて字句等の整理も行うものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第66号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第66号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 議第67号 南伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第67号の提案理由を申し上げます。

本議案は、上位法である水道法施行令の改正に伴い生じた条項等の整理を行うもので、本条例で引用する水道法施行令第5条を第6条に改めるものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第67号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第67号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 議第68号 南伊豆町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第68号について提案理由を申し上げます。

本議案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、条例で引用する条項を改正し、第15条第3項に規定する対象法令等を追加、修正するものであります。

この改正では、災害援護資金の貸し付けを受けた者が置かれている状況に鑑み、災害等で「やむを得ない理由」で発生した場合の支払い猶予、借り受けた本人の死亡や精神、身体の高度障害により償還することができなくなった場合の償還免除など、必要な措置を講ずるも

のであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第68号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第68号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 議第69号 南伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第69号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、全ての自治体において会計年度任用職員制度が導入されることから、当町においても規定を整備するもので、現行の臨時的任用職員及び一部の特別職非常勤職員を令和2年度より会計年度任用職員に移行させるものであります。

内容としては、会計年度任用職員の給与表は、一般職の職員の給与表を準用し、フルタイム会計年度任用職員には給料を、パートタイム会計年度任用職員には報酬を支給するもので、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当、時間外手当、休日勤務手当、期末手当、特殊勤務手当及びパートタイム会計年度任用職員の通勤にかかわる費用弁償については、一般職の職員の規定を準用いたします。

詳細については総務課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） それでは、議第69号の内容説明を申し上げます。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し条例を制定するものでございます。

この法律の改正の背景でございますが、地方公務員の臨時・非常勤職員の総数が増加しており、また、教育、子育て等さまざまな分野で活用されていることから、現状において地方行政の重要な担い手となっています。

このような中、臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することが求められており、今般の法改正が行われたものでございます。

この法改正によりまして、会計年度任用職員制度を全ての自治体で導入することが義務づけられたことから、本町においても会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し規定を定めるもので、本条例の規定につきましては、総務省からのガイドライン、全国町村会発出の条例参考例に準拠して作成したものでございます。

これによりまして、現行の臨時的任用職員及び一部の特別職非常勤職員については令和2年度から会計年度任用職員に移行することとなります。

それでは、条例本文をご覧くださいと思います。

主な規定についてご説明をいたします。

まず、第1条でございますが、この条例の趣旨を規定するものでありまして、会計年度任用職員の給与及び費用弁償については条例で定める旨を規定しております。

次の第2条は、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に対する給与を明らかにしたもので、フルタイム会計年度職員は給料、パートタイム会計年度任用職員は報酬の支給対象とするものでございます。

次の第3条では、フルタイム会計年度任用職員の給料については、給与条例第3条第1項に規定する行政職給料表を準用することを規定しております。

次の第4条でございますが、フルタイム会計年度任用職員の職務の級を定めておりまして、一般事務職、保育士及び幼稚園教諭等定型的又は補助的な業務を行う職務については1級、専門的な知識及び技術を必要とする職務については2級と規定をしております。

次に、若干飛びまして第7条でございますが、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当、第8条は時間外勤務手当、第9条は休日勤務手当、第11条は期末手当について規定をしておりまして、それぞれ支給の要件及び支給額の算出方法等について定めるものでありまして、一般職の職員の規定を準用するものでございます。

第13条からは、パートタイム会計年度任用職員に係る規定でございまして、本条ではパートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額を時間額で定めること及び時間額の算出方法を定めたものであります。フルタイム会計年度任用職員であると仮定した場合に、支給すべき給与の月額を162.75、これは7.75掛ける21日の計算でございまして、これで除して得た額を基本額とするものでございます。

次に、第14条はパートタイム会計年度任用職員の時間外勤務、第15条は休日勤務に係る報酬の規定でございまして、算出方法について定めてございます。

次の第17条は、パートタイム会計年度任用職員に係る期末手当の支給について、一般職の職員の規定を準用することを定めておりまして、第21条では通勤に係る費用弁償について、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当と同様に一般職の職員の規定を準用するものでございます。

第23条では、条例施行に関し必要な事項については、規則に委任する旨を規定してございます。

最後になりますが、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第69号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第69号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 議第70号 平成30年度南伊豆町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第70号の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成30年度南伊豆町水道事業会計に係る未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については生活環境課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長 高野克巳君登壇〕

○生活環境課長（高野克巳君） 議第70号 平成30年度南伊豆町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明を申し上げます。

当年度純利益1,815万9,015円に前年度繰越利益剰余金1,408万3,026円を加えた3,224万2,041円を当年度未処分利益剰余金としたいものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第70号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第70号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 議第71号 令和元年度南伊豆町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第71号の提案理由を申し上げます。

本議案は、予算の総額にそれぞれ1億175万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を52億6,741万9,000円としたいものであります。

歳出の主なものは、民生費の児童福祉費2,931万円、衛生費の上水道費578万1,000円、土木費の道路橋梁費2,883万5,000円などを増額するもので、これら歳出に対応する財源として、地方交付税4,599万8,000円、町債3,000万円などを増額するものであります。

詳細については総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） それでは、議第71号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の1ページ目をご覧ください。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額1億175万3,000円を追加し、予算の総額を52億6,741万9,000円としたいものでございます。

それでは、まず初めに、歳出に係ります主な補正項目からご説明をさせていただきます。

予算書の18、19ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目議会費の人件費につきましては、人事異動に伴います整理並びに職員給与等の調整でありまして、86万2,000円を増額いたしました。以降におきましても、同様に職員給与等の調整がございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

22、23ページをご覧ください。

3 款民生費の 2 項 2 目児童福祉施設費には、敷地の一部が津波浸水区域とされ、また経年劣化による施設の老朽化が進む南崎認定こども園について、近年の入園児数の動向を踏まえた結果、安全・安心な保育環境の確保のため、南伊豆認定こども園への統合・一園化を図ることとし、その関連経費を計上させていただきました。具体的には、用地拡張の前段階として、園内水路整備工事に1,800万円、子育て支援センターの機能拡充を図るため、敷地内に新たに建設するための設計委託料1,230万3,000円でございます。

続きまして、24、25ページをご覧ください。

4 款の衛生費の 3 項 1 目上水道費には578万1,000円を増額いたしました。これは、水道法改正に伴いまして、既存の簡易水道 9 カ所の固定資産総量を把握するための基礎調査を実施するに当たり、一般会計から水道事業会計への繰出金などでございます。

次に、28ページ、29ページをご覧ください。

7 款土木費の 2 項 1 目道路維持費には1,785万円を増額させていただきました。これは、6 月末を期限に各行政協力委員から提出された要望内容を精査した結果、安全な通行の支障となり得る道路路面や路側について早期に修繕し、危険因子の除去と施設の長寿命化を図るものでございます。

続きまして、歳入の主な項目についてご説明申し上げます。

14ページ、15ページをお開きください。

本補正予算の歳出に係る財源といたしましては、10款 1 項 1 目地方交付税につきまして、普通交付税に4,599万8,000円を増額いたしました。これは本年度の普通交付税交付額の確定に伴うものでございます。

16、17ページをご覧ください。

これらのほか、22款 1 項 8 目過疎対策事業債には3,000万円を増額いたしました。これにつきましては、今後、2 次要望分として国に追加申請するものでありまして、南伊豆認定こども園の水路整備、子育て支援センター建設設計委託料の財源として見込んでおります。

以上で内容説明を終わります。

審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

谷正君。

○5番（谷 正君） 幾つか確認させていただきます。

歳入の15ページの総務管理費補助金161万6,000円で、社会保障の税番号制度システム整備、これ総務省のあれで161万6,000円ありまして、歳出のほうの21ページに19節の電算管理費のなかで負担金、補助及び交付金の中で161万6,000円を歳出という形になりまして、社会保障の税番号制度交付金という形になっていますが、これは交付金でいいんですか、それとも一般的には民間事業者がやる場合は委託業務という考えじゃないかなと思うんですが、何で交付金事業になったか、その理由を聞きたい。

それと、同じく地方創生事業の中でイベント出展料の55万というのが新たに來まして、それで同じく、もう一つの中でマイナス55万のサテライトオフィス誘致事業委託料、これはその事業が変わったのか、新たにこのイベント出展料の事業が起きたのか。それが起きたんでしたら、どういう事業なのかということ。サテライトオフィス事業の委託料を削った理由を教えてください。

それと、歳出の27ページの観光振興事業、観光施設維持補修工事の123万8,000円、この事業内容、それと29ページの歳出の河川維持事業の397事業の機械器具借上料の75万と河川維持と補修事業補修工事の38万、これのいわゆる事業内容をお聞きます。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

まず、基幹業務電算事務、社会保障・税番号制度交付金の件なんでございますけれども、これにつきましては、基幹業務といいましても、TKCシステムのほうへの支払いではございませんで、J-LISという国の外郭団体と申しましょうか、こういう制度のもろもろを司っておる外郭団体がございまして、そちらへのお金ということになるものですから、交付金という名目になっております。

○議長（清水清一君） 谷正君。

○5番（谷 正君） そうしますと、国のほうの補助金で受けたやつを外郭団体、民間ですよ、それに交付金として出すということ。その段階で委託事業の発生という性質ではなくて、交付金でやっているということですか。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

これは地方公共団体情報システム機構という団体になってございまして、これがマイナンバー制度の元締めの団体でございます。この件に関しましては交付金という形で国のほうから出て、国を経由してそこへ流れていくという形になりますので。

○議長（清水清一君） 谷正君。

○5番（谷 正君） しつこいようですが、そうしますと、その団体というのは、あくまでも国なり、地方公共団体と別団体ですよ、さっき言ったように外郭団体ですよ。それに対しての委託行為じゃなくて、交付金で支出してくださいという国か何かの指針というのがあるわけだね。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

そのとおりでございまして、国のほうの指導といいますか、その中で、交付金となっております。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

○5番（谷 正君） じゃ国の指導があったという認識でよろしいですか。

○議長（清水清一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

先ほどのご質問の地方創生事業のイベント出展料55万の増とサテライトオフィス誘致事業委託料55万円の減の関係でございすけれども、これは当初、サテライトオフィス誘致事業の委託ということでNPOのほうに委託するような格好の中での委託料を計上していたんですけれども、新たにイベント出展ということで、直営で職員が行って参加するということになりましたものですから、一応55万の振替というか、別にかえたということでございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

○5番（谷 正君） 確認しますけれども、いわゆる予算の組み替えという認識でいいわけですか。

○議長（清水清一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

そのとおりです。

引き続きまして、商工観光のほうの振興事業の中の観光施設維持補修事業、工事の関係でございます。123万8,000円ですが、これは石廊崎の先端の手すりの部分がかなり塩害等で危険な部分が出てきまして、その部分を、工事をして新しくしたいということでございます。以上です。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

29ページの397事業、河川維持事業、こちらのほうの機械借り上げと河川維持補修工事につきましては、各地区から来たものについて予算が足りなくなったために予算計上させていただくということでございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 稲葉勝男君。

○7番（稲葉勝男君） 2点ほど質問します。

まず、26ページの5款3項3目漁業集落排水事業の中で、入間の漁業集落排水事業です。337事業。これらに対して今の入間の排水事業、これにつきましては平成26年から10年間指定管理者の協定を町と結んでいるということで、入間の管理組合かな、業務というのは、使用料の徴収とか維持管理だとかいろいろやっているんですけども、この中で、今回198万、これが入間集落排水施設管理委託料として支出されることになっているという、合計で当初予算と合わせると500万、この500万の内容を一つ、どういう内容なのか、修繕料だとか、そういうものが入っているのではないかなと思うんですが、この内容。

それと、もう一つ確認のために、この入間地区の集落排水は30年か40年経過し、大分老朽化しています。非常に維持修繕費が毎年かかっている状態だと思うんですよ。これがあと何年くらいこうした状態が続くのかわかりませんが、入間地区の認識としましたら、例えば、この終末処理場が機能を失うとき、町が合併処理浄化槽で負担金なしで全部対応してくれるというふうな認識を持っているということを私は伺っていますが、この認識でよろしいのか、それをお聞きしたい。

それからもう一つ、ページは28ページの河川維持費ではなくて、失礼、都市計画費。この中で九条公園整備委託料、この内容を教えていただきたい。というのは、九条公園は町内で残っている、唯一のゲートボール場になっているもんですから、そこら辺の行方が、ゲートボールをやる皆さんもいらっしゃるし、どうなるのか、今の現状を維持していただけたらと思うんですけども、この事業内容について教えていただきたい。

以上です。

○議長（清水清一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） 入間の漁業集落排水事業の関係ですけれども、まず、この198万円の金額ですけれども、ここに施設管理委託料とあるんですけれども、これに関しては、今現在使用している漁排の管路について、ちょっと点検というか、その管理のための委託料です。ですので、区に入るという形の委託料ではないです。

2番目のご質問の今後の入間の漁排についてですけれども、既に入間の区のほうに説明している部分もあるんですけれども、入間の漁排が老朽化して、今後あれを維持していく金額がかなり高いので、それと比較した場合、入間区の場合、自分の家の敷地内に合併浄化槽をできる余裕がありますので、そんなことで入間区に相談をかけている状況です。

具体的なことに関しては、今回のこの委託料の管の調査についても、それに関する調査になります。もし合併浄化槽になった場合に、今の漁排の管を使って、そこを水路にして、地域整備課に移管して、その管を使って海へ流すということの調査になります。そのための調査になりますので、その辺を踏まえた上で、今後また考慮していきたいと思います。

以上です。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

5款2項公園費の中の九条公園整備委託料でございますけれども、こちらのほうですが、開設から時間が大分たちまして樹木が大変大きくなってございます。近隣の方からも、その辺の整備をしてくれということがございましたので、樹木の整備を行いたいということで計上させていただきました。

またあと、グランドゴルフではなくて、ゲートボール場のほうですけれども、下賀茂のほうの老人会のほうで長らく使っていただいたわけですが、最近どうも使われていないという状況の中で、下賀茂のある団体のほうから、自分たちのほうで維持管理、草刈り等するので使わせてほしいという団体もございましたので、そちらのほうとまた契約というか、そういった形で使っていただこうかなということで考えてございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 稲葉勝男君。

○7番（稲葉勝男君） 管理組合の業務は使用料の徴収、この使用料は全部、町へ納めて、町からまた管理組合へ、そこへ戻すというような方式をとっているわけですが、その中で、先

ほど私申し上げましたけれども、入間地区の住民の方々は、町が合併処理浄化槽になって、その設置から全て町がやってくれると。だから我々は一切負担する必要がないということを町から言われているというような認識を持っているけれども、これ事実なのか。その辺も、もしそうでないなら、やっぱり地域の人たちはそれをすごく信頼しているというか、そういうあれが出ているものですから、それはそれで引き継いでやっていかないと、これまた誤解を招くことになりますから、どうですか、その辺は。

○議長（清水清一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） 今現在、入間の漁排の状況を考えた場合、もう町としては維持していくのが、ちょっとお金がかかり過ぎるということで、その方向で区には説明しております。

以上です。

○議長（清水清一君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） お答えをいたします。

私のほうから少し補足ということで。これはもう多分、議員もご承知のことだと思いますが、この施設ができてもうかなりの期間が経過してございます。全国津々浦々ですが、これは漁業集落排水の形ですけれども、全国的にトップレベルでこの事業を進めてきた福島県のあたりは、山の中ですが、当然これは農村の関係の集落排水をやっています。これが、戸数が減って、当然維持管理というものが非常に地元も大変になってきた。それから長寿命計画も含めてダウンサイジングということもあって、町のほうでも、これからいよいよ計画をつくろうかというところの中で検討して見ました。将来的にかかる費用、それから地元の負担、そういうもの全ていろいろと考えた中で、地元の方と少し事前にお話をさせていただいた中で、補償という形で対応していくことがいいのかなというふうなところを考えています。

また、これがしっかりとした形で地元の方と合意形成がはっきりした段階で、議会のほうにはご報告をさせていただこうということで今進めておりますので、どうかご理解のほうよろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（清水清一君） 稲葉勝男君。

○7番（稲葉勝男君） 今副町長のほうの説明と課長のほうから説明で分かったんですけれども、ぜひ、住民の方、そういう方向でいくということで大分期待もしているし、みんな高齢化の中で、非常に喜ばしいことだと認識していますから、ぜひこれからも、いい方向で検討

するように、また住民の皆さんにもちゃんと説明をして頂きたい。この様に思います。よろしくをお願いします。

○議長（清水清一君） そのほかに。

漆田修君。

○9番（漆田 修君） 1点だけなんです、27ページの一番最上段ですが、農産村の総合施設管理費ですが、差田グラウンドの整備、これ工事費で上がっていると思うんですが、どの部位をどのような形で工事するのか、それだけちょっと教えてください。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

こちらのほうの差田グラウンドも、整備して時間がたってございまして、グラウンドの土の面、その辺が大分もう固くなっていたりですとか、あと樹木がフェンス側にあるわけなんですけれども、そちらのほうも大分大きくなっていまして、その辺の整備をするということで予算計上させていただきました。

以上です。

○議長（清水清一君） ほかにございせんか。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第71号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第71号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで14時20分まで休憩とします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

○議長（清水清一君） それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 議第72号 令和元年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第72号の提案理由を申し上げます。

本議案は、本算定実施による国民健康保険税の調整を初め、医療費の動向を踏まえた保険給付費並びに国民健康保険事業費納付金の調整が主なものとなっております。

歳出の主なものは、国民健康保険事業費納付金を195万6,000円減額し、保険給付費を280万円及び諸支出金を41万円増額するものです。

また、歳入については国民健康保険税を886万円減額し、国庫支出金を55万円、県支出金を225万円、繰越金を731万4,000円増額するもので、予算の総額にそれぞれ125万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を14億6,663万円としたいものであります。

詳細については健康増進課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康増進課長。

〔健康増進課長 山田日好君登壇〕

○健康増進課長（山田日好君） 議第72号の内容説明を申し上げます。

12、13ページをご覧ください。

歳出から主なものについてご説明申し上げます。

2款1項3目の一般被保険者療養費では、年度当初からの支給実績から年間支給額を推計し280万円増額したいものです。

3款の国民健康保険事業費納付金については、本年度納付額の決定に伴いまして195万6,000円減額調整するものであります。

次に、14、15ページをご覧ください。

9款諸支出金ですが、これは平成30年度の第三者行為及び不当利得に係る返還確定に伴う保険給付費等交付金並びに特定健康診査等負担金の精算として41万円増額したいものです。

続きまして、歳入の説明をいたします。

10、11ページをご覧ください。

1款1項の国民健康保険税ですが、1目一般被保険者国民健康保険税を631万5,000円、2目の退職被保険者等国民健康保険税を254万5,000円それぞれ減額したいものです。

内訳でございますが、一般、退職とも7月に実施した本算定により額の調整を図るもので、一般被保険者分の1節医療給付分現年課税分から退職被保険者等分の3節介護納付金分現年課税分まで、それぞれ記載の金額を減額するものでございます。

次に、4款国庫支出金は、オンライン資格確認のシステム改修に伴う国庫補助金を55万円増額したいものです。

6款県支出金につきましては、一般被保険者療養費の増額に伴う財源として普通交付金を280万円増額したいものです。また、オンライン資格確認のシステム改修に伴う交付金を国庫支出金に振り替えたため、55万円減額するものです。

9款1項の繰越金については、2目1節その他繰越金を731万4,000円増額したいものです。

8ページ、9ページにお戻りください。

歳出合計でございますが、補正前の額14億6,537万6,000円、補正額125万4,000円、計14億6,663万円です。補正額の財源内訳は、特定財源国県支出金が280万円の増額、一般財源が154万6,000円の減額となっております。

以上で内容説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第72号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第72号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 議第73号 令和元年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第73号の提案理由を申し上げます。

本議案は、予算の総額にそれぞれ368万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額12億7,552万5,000円とするものです。

歳出の主なものは、介護保険制度の改正に伴うシステム改修に関する委託料として、1款総務費32万7,000円、社会保険診療報酬支払基金交付金の精算による過年度交付金返還金として、7款諸支出金335万4,000円をそれぞれ増額したいものであります。

また、これらの財源には、介護保険システム改修に関する補助金として、4款国庫支出金14万8,000円のほか、10款繰越金353万3,000円を増額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者ありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第73号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第73号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 議第74号 令和元年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第74号の提案理由を申し上げます。

本議案は、本算定実施による後期高齢者医療保険料の調整並びに後期高齢者医療広域連合納付金の調整が主なものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金を155万7,000円減額し、諸支出金を231万8,000円増額するものであります。

また、歳入については、後期高齢者医療保険料を207万円減額し、諸収入231万7,000円、繰越金51万4,000円を増額するもので、予算の総額にそれぞれ76万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億2,980万円としたいものであります。

詳細については、健康増進課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康増進課長。

〔健康増進課長 山田日好君登壇〕

○健康増進課長（山田日好君） 議第74号の内容説明を申し上げます。

12、13ページをご覧ください。

歳出から主なものについてご説明申し上げます。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、これは8月に実施した本算定により額の調整を図るもので、19節負担金、補助及び交付金のうち、保険料負担金を155万7,000円減額したいものです。

次に、3款2項1目の一般会計繰出金については、平成30年度の広域連合事務費負担金の精算に伴い231万8,000円増額したいものです。

続きまして、歳入の説明をいたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目の後期高齢者医療保険料を207万円減額し、8,386万7,000円としたいものです。これは8月に実施した本算定により額の調整を図るもので、1 節現年度分保険料について、それぞれ記載の金額を増減したいものです。

5 款 1 項 1 目里の繰越金ですが、1 節繰越金について、前年度繰越金を51万4,000円増額するものです。

6 款 4 項 1 目の雑入であります。平成30年度の広域連合事務費負担金精算額を231万7,000円増額するものでございます。これは歳出で説明しました一般会計繰出金に対応するものでございます。

8 ページ、9 ページにお戻りください。

歳出合計でございますが、補正前の額 1 億2,903万9,000円、補正額76万1,000円、計 1 億2,980万円です。補正額の財源内訳は、一般財源76万1,000円でございます。

以上で内容説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者ありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第74号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第74号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第75号 令和元年度南伊豆町南上財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第75号の提案理由を申し上げます。

本議案は、静岡県との分収林契約が満了するに当たり、県の持ち分である6割の立木を財産区で買い取る経費の調整が主なものとなっております。

歳出の主なものは、立木購入分として公有財産購入費を132万9,000円増額し、財政調整金積立金を26万4,000円減額するものであります。

また、歳入には、財政調整基金繰入金を100万3,000円、前年度繰越金6万6,000円増額するもので、予算の総額にそれぞれ106万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を165万8,000円としたいものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第75号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第75号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 議第76号 令和元年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克服仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第76号の提案理由を申し上げます。

本議案は、下水道事業における新湊橋から南伊豆東小学校前付近の下水道管路施設改築実施設計に係る委託料など492万1,000円を増額するもので、予算の総額を2億3,208万2,000円としたいものであります。

予算の内訳では、歳出で1款下水道費を37万円減額し、2款業務費を529万1,000円増額するもので、これらの財源として5款繰入金を37万9,000円減額し、8款町債を530万円増額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉勝男君。

○7番（稲葉勝男君） 念のために、湊橋から東小学校までの調査内容を教えてください。

○議長（清水清一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

平成30年度において管の中の腐食状態を調査しました。結果が出たのが3月ということで、そのため、当初予算に計上することができなくて、湊新橋から南伊豆東小の間について今回設計をさせてもらう形となります。今後、東小のところからクリーンセンターまで、一部やっているとあるんですけども、そこも調査をして今後の予定として管が悪かった場合は、また、改築ということで予定しております。

以上でございます。

○議長（清水清一君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第76号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第76号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議題77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 続いて、議第77号 令和元年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第77号の提案理由を申し上げます。

本議案は、上半期が経過した中で、当該施設修繕等の現状を踏まえた調整が主なもので、予算の総額に64万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を2,430万4,000円としたいものがあります。

内訳では、歳出で1款総務費を64万5,000円増額し、この財源として1款分担金及び負担金を32万2,000円、3款繰入金32万3,000円を増額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第77号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第77号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 議第78号 令和元年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第78号の提案理由を申し上げます。

本議案は、当該施設修繕の現状を踏まえた調整が主なもので、予算の総額に37万円を増額し、歳入歳出予算の総額を1,846万5,000円としたいものであります。

内訳では、歳出に1款総務費を37万円増額し、財源として1款分担金及び負担金18万5,000円、3款繰入金18万5,000円を増額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第78号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第78号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 議第79号 令和元年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第79号の提案理由を申し上げます。

本議案は、当該施設修繕の現状を踏まえた調整が主なもので、歳入歳出予算の総額に41万円を増額し、歳入歳出予算の総額を2,567万6,000円としたいものであります。

内訳では、歳出に1款総務費を41万円増額し、財源として1款分担金及び負担金20万5,000円、3款繰入金20万5,000円を増額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第79号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第79号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 議第80号 令和元年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第80号の提案理由を申し上げます。

本議案は、水道事業会計の収益的収入及び支出について、水道事業収益を597万8,000円増額し3億3,614万5,000円とするほか、水道事業費用を194万5,000円増額し3億3,107万円としたいものであります。

また、資本的収入及び支出では、資本的収入を19万7,000円減額し5,819万2,000円とするほか、資本的支出を277万2,000円減額し、1億8,909万2,000円としたいものであります。

詳細については生活環境課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） 令和元年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）につい

てご説明申し上げます。

参考資料の13、14ページをご覧ください。

令和元年度南伊豆町水道事業会計補正予算の内訳書になります。

収益的収入及び支出の補正となります。

支出の1款水道事業費用、1項営業費用、3目総係費を194万5,000円増額するもので、内訳として、1節給料を226万1,000円、2節手当を92万6,000円、6節法定福利費を96万8,000円それぞれ減額し、12節委託料を610万円増額したいものです。

この委託料の簡易水道施設基礎調査業務委託は、海岸地区9カ所の簡易水道が保有する固定資産台帳整備に係る事前調査となります。

収入の1款水道事業収益、2項営業外収益、5目他会計補助金597万8,000円の増額は支出の増額に伴う一般会計からの繰入金となります。

15、16ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の補正となります。

収入において1款資本的収入、1項他会計補助金、1目一般会計繰入金を、繰り出し基準の変更により19万7,000円減額したいものです。

支出においては、1款資本的支出、1項建設改良費、1目水道施設改良費を277万2,000円に減額するもので、これは先ほどの簡易水道固定資産台帳整備後に、簡易水道を水道事業へ正式に統合することを検討しているため、12節委託料の水道ビジョン見直し業務を先送りするものであります。

以上で内容説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

漆田修君。

○9番（漆田 修君） 9番、漆田修です。

13、14ページの先ほどの9カ所の簡水と固定資産の調査であります。委託料にかえたということは、当初、直営で測定しようとして、当初予算では例の400万弱の予算計上をされたということが見てとれるんですが、最終的に、実際この作業は、簡水といえども、こちらの本体の水道事業の固定資産の把握は非常に捕捉しやすいんですね。簡水はそれぞれの地区によって地元の所有権意識というんですかね、水道施設に対する所有意識とか、町との力

関係もあると思いますが、非常に測定が難しいなと思うんですね。

具体的な名前をちょっと挙げますが、例えば伊浜地区と入間地区の簡水を比較した場合に、当然、伊浜地区の方々の所有に関する意識が高いわけですよね。その中で、実は今、公会計制度で水道事業においても固定資産の捕捉作業をされているんですよね。実際に私は、この補正作業が遅いと思うんです、もっと早目にやらなければいけない。本体事業を先にやっておりますから、それはやむを得ない面もありますが、結局、委託料にぬりかえたというやり方は、よりやりやすいからそうしたということですか。

それからあと、タイミング的に遅きに失したという認識について、この意見はいかがでしょうか。課長見解で結構です。

○議長（清水清一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

今回の簡易水道の施設基礎調査業務というのは、議員がご存じのように、令和5年の公会計制度に向けて、水道事業も実際公会計に向けて発進しようとしたんですけれども、既にもう公会計の中に簡易水道は入っている状況になっているわけです、この認可上。

今後、先ほど言われましたとおり、各9カ所の簡易水道と相談しながら、まず、この業務に関しては、まだ固定資産の台帳をつくる段階ではなくて、今現在、その9カ所の簡易水道にどのような財産があるかというものをコンサルに頼んで、水道台帳をつくる前の段階の調査となります。ですので、事前にこの委託料に振り替えたというわけではなくて、新規に今回のせさせてもらった委託料ということになります。

今後については、各区と確認しながら、相談しながら、令和5年度の統合に向けて進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） そのほかございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第80号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第80号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎散会宣告

○議長（清水清一君） 本日の議事件目は終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時52分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 清 水 清 一

署 名 議 員 比 野 下 文 男

署 名 議 員 加 畑 毅

令和元年 9 月定例町議会

(第 3 日 9 月 27 日)

令和元年 9 月南伊豆町議会定例会

議 事 日 程（第 3 号）

令和元年 9 月 27 日（金）午前 9 時 30 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第 81 号 平成 30 年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議第 82 号 平成 30 年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議第 83 号 平成 30 年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議第 84 号 平成 30 年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議第 85 号 平成 30 年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議第 86 号 平成 30 年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議第 87 号 平成 30 年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議第 88 号 平成 30 年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 議第 89 号 平成 30 年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 議第 90 号 平成 30 年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 議第 91 号 平成 30 年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 議第 92 号 平成 30 年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 議第 93 号 平成 30 年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 15 まで議事日程に同じ

出席議員（11 名）

1 番	黒 田 利貴男 君	2 番	宮 田 和 彦 君
3 番	比野下 文 男 君	4 番	加 畑 毅 君
5 番	谷 正 君	6 番	長 田 美喜彦 君
7 番	稲 葉 勝 男 君	8 番	清 水 清 一 君
9 番	漆 田 修 君	10 番	齋 藤 要 君
11 番	横 嶋 隆 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岡 部 克 仁 君	副 町 長	橋 本 元 治 君
教 育 長	佐 野 薫 君	総 務 課 長	渡 邊 雅 之 君
企 画 課 長	菰 田 一 郎 君	地方創生室長	勝 田 智 史 君
地域整備課長	飯 田 満寿雄 君	商工観光課長	齋 藤 重 広 君
町 民 課 長	高 野 喜久美 君	健康増進課長	山 田 日 好 君
福祉介護課長	高 橋 健 一 君	教育委員会 教 務 局 長	大 野 孝 行 君
生活環境課長	高 野 克 巳 君	会 計 管 理 者	高 橋 由 美 君
代表監査委員	高 橋 正 明 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 禎 明 君	係 長	内 藤 彰 一 君
--------	-----------	-----	-----------

開会 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（清水清一君） おはようございます。定刻になりました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより令和元年9月南伊豆町会議定例会本会議第3日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（清水清一君） 本日の本会議にかけられている議題全てが決算関係でございますので、
本日は高橋正明代表監査委員が出席しておりますことを報告いたします。

本日の議事日程は印刷配付した通りです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水清一君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規定の定めるところにより議長が指名します。

3番議員 比野下 文 男 君

4番議員 加 畑 毅 君

◎議第81号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） これより議案審議に入ります。

議第81号 平成30年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） おはようございます。議第81号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

平成30年度では、第5次南伊豆町総合計画における「まちづくり」の主要課題を踏まえつつ、基本構想基本計画に掲げる各種目標施策を着実に推進するため、定住、人口減少対策を初めとした都市との連携、交流の強化、懸念であった石廊崎オーシャンパークの整備のほか、高校生バス通学費の補助、小学校等への空調設備など子育て支援施策を主要事業に掲げ予算執行いたしました。

平成30年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算額では、歳入の総額は53億616万1,767円、歳出総額は、51億2,953万2,684円となり、歳入歳出差引額で1億7,662万9,083円となりました。このため、翌年度に繰り越すべき財源は2,148万5,000円を差し引いた実質収支額では、1億5,514万4,083円となりました。

詳細については、会計管理者から説明させますのでご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。

高橋正明代表監査委員。

〔代表監査委員 高橋正明君登壇〕

○代表監査委員（高橋正明君） 監査委員の高橋でございます。

それではお手元の資料に基づきまして監査報告を申し上げます。

平成30年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算審査意見書。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成30年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類を審査した。なお、審査結果に基づく意見は別紙のとおりとする。

令和元年8月23日。

南伊豆町監査委員高橋正明、同、長田美喜彦。

次のページをご覧ください。

平成30年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算審査意見書。

第1、審査の概要。

1、審査の対象。

平成30年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算。

2、審査期間。

令和元年 7 月17日から令和元年 8 月22日。

3、審査の方法等。

- (1) 南伊豆町一般会計歳入歳出決算書。
- (2) 南伊豆町一般会計歳入歳出決算事項別明細書。
- (3) 財産に関する調書。
- (4) 主要施策の成果を説明する書類。
- (5) その他説明のために提出された関係書類。

以上の書類をもとに、関係法令に準拠して調整されているか、さらに予算が適正かつ効率的に執行されたかを審査した。

第2、審査の結果。

平成30年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算について、地方自治法、その他関係法令の規定に基づき審査した結果、決算諸表は適法かつ正確に作成され、その収支は適切に処理されているものと認められた。なお、同決算に関する所見は次のとおりである。

以下、1の一般会計決算及び財政状況から7ページ、4の資金事情につきましては、決算件数等の記述でございます。記載のとおりでございますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

では、続きまして、7ページの第4、審査意見から申し上げます。

1、一般会計決算収支について。

形式収支は1億7,662万9,000円。翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は1億5,514万4,000円となった。

なお、実質収支から前年度実質収支額を控除した単年度収支額はマイナス1億3,386万1,000円で、実質単年度収支はマイナス3億5,311万9,000円の赤字となった。

今後も、極力財政の安定を図るため基金への積増ができるよう努力されたい。

2、一般会計歳入について。

歳入決算額は前年度と比較すると、4億3,055万8,000円減少している。主な要因は、寄附金マイナス3億1,084万4,000円、町債マイナス1億8,640万円、地方交付税マイナス2,988万円、分担金及び負担金マイナス2,224万3,000円、町税マイナス1,229万3,000円である。

経常的収入である町税は、対前年比マイナス1,229万3,000円で、その主なものは固定資産

税マイナス1,637万2,000円、町たばこ税マイナス224万4,000円、入湯税マイナス92万8,000円である。

しかしながら、町税全体の収納率は95.55%（前年度94.97%）で、前年度比0.58%の改善となり、昨年度に引き続き県内でも高水準を維持している。これは日々の滞納解消に向けた精力的な取り組みが着実に結果としてあらわれたと評価することができる。今後もこの取り組みを継続し、税負担の公平性を保たれるよう努められたい。

また、税外収入については、このような取り組みを他課と連携し自主財源の確保に努められたい。

ふるさと納税制度については1億7,230万7,000円の寄附額（前年度比マイナス3億1,083万4,000円）を計上した。その成果は、地域の活性化に大いに貢献している。

3、一般会計歳出について。

前年度決算額との対比では、平成30年度はマイナス2億6,261万8,000円となった。減少した主な要因は、ふるさと寄附金の減収に伴い総務費の記念品代が大幅に減少したこと、健康福祉センターの竣工により昨年度民生費に計上した関係経費が皆減したこと等によるものである。

さらに、性質別に前年度と対比してみると別表6のとおりである。

4、財政分析。

財政力指数は0.32と、変わらず低い。県平均、郡平均と比較してもかなり下回っているため、安定的な町政運営をするには、自主財源の確保が重要課題である。

経常収支比率は、87.6%となったが、これは経常経費充当一般財源の減額が経常一般財源の減額を上回ったことによるものである。

基金残高比率は、計画的な積み増しにより63.1%となり、全体的には概ね良好である。

5、町債について。

一般会計残高は、48億2,833万円と前年比9,391万7,000円の増加となった。

増加した主な要因は、石廊崎オーシャンパーク整備事業を初めとする大型事業の実施に伴い借り入れた町債の額が、昨年度までに借り入れた町債に対する通常償還金額を上回ったためである。町債残高の増加は財政健全化指標の悪化に繋がるため、引き続き計画的な町債の発行に努められたい。

6、基金について。

財政基盤の安定化を図る財政調整基金は、574万2,000円の積み立てがされ、全体の基金残

高は19億4,849万5,000円となった一方で、ふるさと寄附金の減収により2億2,500万円を取り崩すこととなった。これは、平成25年度以来5年ぶりのことで、安定的な財政運営を行うため、さらなる基金管理、運用に努められたい。

第5、結びに。

米中の貿易戦争がさらに激しさを増す中で、世界経済の不安定化が進展している。好業績であった日本経済もその影響を受け始め、今後の不透明感が増し、過去最高水準を維持してきた企業収益にも陰りが見え始めている。

また、本年10月より消費税増税も予定されており、日本経済の真の力が試される時を迎えようとしている。

こうした中、本町においては本年4月、石廊崎オーシャンパークが開園し、今後は観光客の増加、地域の活性化が期待される。

また、ふるさと寄附金については、平成29年度約4億8,300万円と過去最高額となったが、平成30年度からふるさと納税の返礼率が3割以下となったことから、平成30年度においては約1億7,200万円となり、前年度より35.7%減少した。ふるさと納税は地域経済の活性化に大いに貢献し、さらには地域の高齢化が進む中、税収の伸びを期待できない状況下で大きな財源となっていることから、さまざまな魅力あるメニューを取り揃えるなど、早急に対策を講ずる必要があると考える。

また、世界の金融緩和競争により、預貯金の金利は大幅に低下しており、本町の重要な資産である基金の運用でも現状では金利収入はほぼ望めない状況で、今後は債権を活用した運用手法も真剣に研究する時期に来ていると考える。

なお、大きな政策課題として進めていた旧共立湊病院跡地の利活用については、当該土地を購入しないこととなったが、今後は公共施設等管理計画に基づいたインフラ資産の更新費用等、非常に大きな財政需要が発生すると見込まれるため、基金の確保が必要になると思われる。

健全な財政運営を進めるため、さらなる安定的で持続的な行政基盤の確立に向け、なお一層の努力が必要と考える。

令和元年8月23日。

南伊豆町監査委員、高橋正明、同、長田美喜彦。

以上でございます。

○議長（清水清一君） 監査委員の、決算審査意見書の報告を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 高橋由美君登壇〕

○会計管理者（高橋由美君） 議第81号 平成30年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算について
ご説明申し上げます。

決算書の3ページ、4ページをご覧ください。

歳入からご説明させていただきますが、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗
読いたしまして説明とさせていただきます。

1 款町税、収入済額 8 億7,938万8,899円、不納欠損額1,321万5,225円、収入未済額2,776
万9,428円。

2 款地方譲与税、収入済額5,082万円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ。

以下、3 款から11款までと、14款から19款までは、不納欠損額及び収入未済額がともにゼ
ロでございますので収入済額の欄のみの説明とさせていただきます。

3 款利子割交付金129万3,000円。

4 款配当割交付金246万1,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金245万4,000円。

6 款地方消費税交付金 1 億5,606万6,000円。

7 款ゴルフ場利用税交付金832万1,040円。

8 款自動車取得税交付金1,960万4,000円。

9 款地方特例交付金183万1,000円。

10款地方交付税20億9,587万9,000円。

11款交通安全対策特別交付金72万8,000円。

12款分担金及び負担金2,024万5,238円、不納欠損額400円。

次ページに移りまして、13款使用料及び手数料6,329万8,327円、不納欠損額 0 円、収入未
済額206万4,620円。この収入未済額の主なものは道路占用料、河川占用料、町営住宅使用料
の未納分でございます。

14款国庫支出金 2 億9,948万309円。

15款県支出金 3 億3,728万4,470円。

16款財産収入1,437万1,796円。

17款寄附金 1 億7,254万2,948円。

収入済額の主なものではふるさと寄附金で１億7,230万7,198円でございます。

18款繰入金 2 億9,754万4,533円。主なものは財政調整基金繰入金の 2 億2,500万円、ふるさと応援基金繰入金4,852万8,000円などでございます。

19款繰越金 3 億4,456万8,217円。

20款諸収入7,847万9,990円、収入未済額マイナス1,000円は、ふるさと公園施設維持協力金の二重納付分でございます。

21款町債 4 億5,950万円。

以上、歳入合計では、予算現額54億4,649万9,000円、調定額53億4,921万440円、収入済額53億616万1,767円、不納欠損額1,321万5,625円、収入未済額2,983万3,048円。予算現額と収入済額との比較ではマイナス 1 億4,033万7,233円でございます。

引き続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

7 ページ、8 ページをご覧ください。

歳出につきましては、1 款議会費から 4 款衛生費まで及び 6 款商工費、8 款消防費、10款災害復旧費から予備費までは翌年度繰越額がございませんので、支出済額のみご報告いたします。

1 款議会費6,012万1,454円。

2 款総務費14億4,252万376円。

主なものは 1 項総務管理費、12目地域づくり推進費のふるさと寄附金事業で 1 億6,768万円のほか、地域づくり推進事業で石廊崎オーシャンパーク整備工事費 3 億814万2,360円などでございます。

3 款民生費11億4,444万5,562円。

4 款衛生費 5 億4,499万8,299円。

5 款農林水産業費 1 億1,988万914円。翌年度繰越額は920万3,000円で、伊浜漁港整備事業などでございます。

6 款商工費 1 億6,242万7,926円。

7 款土木費 5 億3,833万617円。翌年度繰越額6,313万円は町道の道路改良事業分でございます。

次ページをご覧ください。

8 款消防費 3 億1,246万6,597円。

9 款教育費 3 億5,154万6,784円。翌年度繰越額2,290万円は中学校 2 校の冷暖房空調設備

事業に係る費用でございます。

10款災害復旧費5,937万6,028円。

11款公債費 3 億9,341万8,127円。この内訳は、償還金元金 3 億6,558万2,624円、償還金利息2,783万5,503円でございます。

12款予備費ゼロ。

以上、歳出合計では、予算現額54億4,649万9,000円、支出済額51億2,953万2,684円、翌年度繰越額9,523万3,000円、不用額 2 億2,173万3,316円、予算現額と支出済額との比較では3億1,696万6,316円でございます。

歳入歳出差引残金は、1 億7,662万9,083円でありまして、このうち2,148万5,000円は翌年度へ繰り越すべき財源となりますので、実質収支額は1 億5,514万4,083円でございます。

本決算書の詳細につきましては、次ページ以降の「事項別明細書」、147ページの「実質収支に関する調書」、及び148ページから153ページの「財産に関する調書」、並びに別冊附属資料の「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

以上で、一般会計歳入歳出における決算内容の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、議第81号議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第82号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 次に、議第82号 平成30年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第82号の提案理由を申し上げます。

本議案についても前号議案と同様に地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

平成30年度決算額では、歳入総額16億2,326万1,258円、歳出総額14億739万4,155円で差引残額は2億1,586万7,103円となりました。

詳細については、会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

監査委員の決算審査意見書の報告については、お手元に配付した決算審査意見書をもってかえさせていただきます。

この後の各特別会計の決算審査意見書の報告も同様とするのでご承知お願いいたします。

それでは、内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 高橋由美君登壇〕

○会計管理者（高橋由美君） 議第82号 平成30年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の154ページ、155ページをご覧ください。

歳入からご説明いたします。

先ほどの一般会計と同様に款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読説明させていただきます。

1 款国民健康保険税、収入済額2億4,270万8,601円、不納欠損額134万1,107円、収入未済額2,964万5,087円。

2 款一部負担金、収入済額ゼロ。

3 款使用料及び手数料、収入済額15万7,800円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロですので、収入済額のための説明とさせていただきます。

4 款国庫支出金、収入済額ゼロ。

5 款療養給付費交付金、収入済額ゼロ。

6 款県支出金10億561万4,765円。

7 款財産収入1万2,715円。

8 款繰入金1億206万7,168円。

9 款繰越金2億6,976万7,631円。

10款諸収入293万2,578円。

歳入合計、予算現額15億1,311万4,000円、調定額16億5,424万7,452円、収入済額16億2,326万1,258円、不納欠損額134万1,107円、収入未済額2,964万5,087円、予算現額と収入済額との比較は1億1,014万7,258円でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

156ページ、157ページをご覧ください。

歳出につきましては、款、支出済額の順に朗読説明いたします。

1 款総務費601万5,374円。

2 款保険給付費9億8,057万9,313円。

3 款国民健康保険事業費納付金3億4,221万1,473円。

4 款共同事業拠出金182円。

6 款保険事業費1,796万9,468円。

7 款基金積立金5,001万2,715円。

8 款公債費ゼロ。

9 款諸支出金1,060万5,630円。

10款予備費ゼロ。

歳出合計、予算現額15億1,311万4,000円、支出済額14億739万4,155円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、1億571万9,845円でございます。

歳入歳出差引残額は2億1,586万7,103円でありまして、基金繰入金はゼロ円でございます。

なお、詳細につきましては、次のページからの「事項別明細書」、179ページの「財産に関する調書」、及び別冊の決算附属資料でございます「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

以上で、国民健康保険特別会計歳入歳出における決算内容の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、議第82号議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第83号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 議第83号 平成30年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第83号の提案理由を申し上げます。

本議案についても同様に、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

平成30年度の決算額では、歳入総額12億5,180万4,036円、歳出総額11億9,911万3,831円で差引残額は5,269万205円となりました。

詳細については、会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 高橋由美君登壇〕

○会計管理者（高橋由美君） 議第83号 平成30年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の180ページ、181ページをご覧ください。

歳入からご説明いたします。

一般会計と同様に、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読し、説明とさせていただきます。

1 款保険料、収入済額 2 億9,342万2,010円、不納欠損額132万6,855円、収入未済額443万7,320円。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロですので、収入済額の欄のみの説明とさせていただきます。

2 款分担金及び負担金、収入済額452万496円。

3 款手数料 3 万3,300円。

4 款国庫支出金 2 億9,337万6,239円。

5 款支払基金交付金 3 億359万6,432円。

6 款県支出金 1 億8,326万4,832円。

7 款財産収入及び 8 款寄付金ともにゼロ。

9 款繰入金 1 億5,345万1,134円。

10款繰越金1,705万4,793円。

11款諸収入308万4,800円。

歳入合計、予算現額12億4,782万5,000円、調定額12億5,756万8,211円、収入済額12億5,180万4,036円、不納欠損額132万6,855円、収入未済額443万7,320円、予算現額と収入済額との比較では397万9,036円でございます。

次ページをご覧ください。

歳出についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、款、支出済額、翌年度繰越額の順にご説明いたします。

1 款総務費、支出済額1,446万6,555円、翌年度繰越額ゼロ。

以下、各款とも翌年度繰越額がありませんので、支出済額のみの説明とさせていただきます。

2 款保険給付費10億8,126万3,778円。

3 款財政安定化基金拠出金ゼロ。

4 款地域支援事業費4,570万3,855円。

5 款基金積立金221万5,000円。

6 款公債費ゼロ。

7 款諸支出金5,546万4,643円。

8 款予備費ゼロ。

歳出合計、予算現額12億4,782万5,000円、支出済額11億9,911万3,831円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、4,871万1,169円でございます。

歳入歳出差引残額は5,269万205円でありまして、このうち、基金繰入金はゼロ円でございます。

詳細につきましては、次のページからの「事項別明細書」、209ページの「財産に関する調書」、及び別冊の決算附属資料でございます「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

以上で、介護保険特別会計歳入歳出における決算内容の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議なしと認めます。

よって、議第83号議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第 8 4 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 次に、議第84号 平成30年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第84号の提案理由を申し上げます。

本議案についても同様に、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

平成30年度の決算額では、歳入総額 1 億2,807万4,128円で、歳出総額 1 億2,748万3,968円で差引残額は59万160円となりました。

詳細については、会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 高橋由美君登壇〕

○会計管理者（高橋由美君） 議第84号 平成30年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の210ページ、211ページをご覧ください。

歳入からご説明いたします。

一般会計と同様に、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読し、説明とさせていただきます。

1 款後期高齢者医療保険料、収入済額8,297万4,947円、不納欠損額2,600円、収入未済額65万6,400円。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロでございますので、収入済額の欄のみの説明とさせていただきます。

2 款使用料及び手数料2万2,300円。

3 款寄附金ゼロ。

4 款繰入金4,328万9,812円。

5 款繰越金36万4,460円。

6 款諸収入142万2,609円。

歳入合計、予算現額 1 億2,800万6,000円、調定額 1 億2,873万3,128円、収入済額 1 億2,807万4,128円、不納欠損額2,600円、収入未済額65万6,400円、予算現額と収入済額との比較は 6 万8,128円でございます。

次ページをご覧ください。

歳出についてご説明いたします。

歳出につきましては、款、支出済額、翌年度繰越額の順にご説明いたします。

1 款総務費、支出済額191万8,372円、翌年度繰越額ゼロ。

以下、各款とも翌年度繰越額がゼロでございますので、支出済額のための説明とさせていただきます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 億2,422万8,487円。

3 款諸支出金133万7,109円。

歳出合計、予算現額 1 億2,800万6,000円、支出済額 1 億2,748万3,968円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、52万2,032円でございます。

歳入歳出差引残額は59万160円でありまして、この内、基金繰入金はゼロ円でございます。

以下、詳細につきましては、次ページからの「事項別明細書」、及び別冊の決算附属資料、「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

以上で、後期高齢者医療特別会計歳入歳出における決算内容の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議なしと認めます。

よって、議第84号議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第85号～議第87号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 次に、議第85号 平成30年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について議第86号 平成30年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について及び議第87号 平成30年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第85号、議第86号、及び議第87号の提案理由を申し上げます。

本3議案についても同様に、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付してご提案を申し上げます。

議第85号 平成30年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算については、歳入総額30万9,965円、歳出総額14万3,328円となり、差引残額では16万6,637円となりました。

議第86号 平成30年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算では、歳入総額42万694円、歳出総額34万5,000円となり、差引残額が7万5,694円となりました。

議第87号 平成30年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算では、歳入総額653万5,713円、歳出総額648万8,069円となり、差引額は4万7,644円となりました。

詳細については、会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 高橋由美君登壇〕

○会計管理者（高橋由美君） 議第85号 平成30年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算、議第86号 平成30年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算及び議第87号 平成30年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算について、続けてご説明申し上げます。

それでは、平成30年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算から順にご説明を申し上げます。

決算書の223ページ、224ページをご覧ください。

歳入からご説明いたします。

款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読し、説明とさせていただきます。

1 款財産収入、収入済額20万393円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロでございますので、収入済額の欄のみをご説明させていただきます。

2 款繰入金ゼロ。

3 款繰越金10万9,572円。

4 款諸収入ゼロ。

歳入合計、予算現額26万9,000円、調定額及び収入済額ともに30万9,965円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ、予算現額と収入済額との比較 4万965円でございます。

次ページをご覧ください。

歳出についてご説明いたします。

歳出につきましては、款、支出済額、翌年度繰越額の順に説明させていただきます。

1 款総務費、支出済額14万3,328円、翌年度繰越額ゼロ。

歳出合計、予算現額26万9,000円、支出済額14万3,328円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、12万5,672円でございます。

歳入歳出差引残額16万6,637円は令和元年度へ繰り越しました。

詳細につきましては、次のページからの「事項別明細書」、237ページの「財産に関する調書」、及び別冊の決算附属資料、「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

引き続きまして、234ページ、235ページをご覧ください。

平成30年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

歳入からご説明いたします。

款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読いたします。

1 款繰越金、収入済額 8万1,008円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロでございますので、収入済額の欄のみの説明とさせていただきます。

2 款諸収入ゼロ。

3 款財産収入33万9,686円。これは風力発電用地貸付料が主なものでございます。

歳入合計、予算現額42万、調定額及び収入済額ともに42万694円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ、予算現額と収入済額との比較は694円でございます。

次ページをご覧ください。

歳出についてご説明いたします。

歳出につきましては、款、支出済額、翌年度繰越額の順に説明させていただきます。

1 款総務費、支出済額34万5,000円、翌年度繰越額ゼロ。

歳出合計、予算現額42万円、支出済額34万5,000円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、7万5,000円でございます。

歳入歳出差引残額7万5,694円は令和元年度へ繰り越しました。

詳細につきましては、次のページからの「事項別明細書」、243ページの「財産に関する調書」、及び別冊の決算附属資料、「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

引き続きまして、245ページ、246ページをご覧ください。

平成30年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

歳入からご説明申し上げます。

款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に説明させていただきます。

1 款財産収入、収入済額643万276円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ。収入済額の主なものは土地貸付料でございます。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロでございますので、収入済額の欄のみの説明とさせていただきます。

2 款繰入金ゼロ。

3 款繰越金10万5,437円。

4 款諸収入ゼロ。

歳入合計、予算現額653万4,000円、調定額及び収入済額ともに653万5,713円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ、予算現額と収入済額との比較は1,713円でございます。

次ページをご覧ください。

歳出についてご説明いたします。

歳出につきましては、款、支出済額、翌年度繰越額の順にご説明いたします。

1 款総務費、支出済額648万8,069円、翌年度繰越額ゼロ。

歳出合計、予算現額653万4,000円、支出済額648万8,069円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、ともに4万5,931円でございます。

歳入歳出差引残額4万7,644円は令和元年度へ繰り越しました。

詳細につきましては、次ページからの「事項別明細書」、254ページの「財産に関する調書」、及び別冊の決算附属資料、「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

以上で南上、南崎、三坂それぞれの財産区会計歳入歳出における決算内容の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は議案番号を明示し質疑してください。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案3件を、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議なしと認めます。

よって、議第85号議案、議第86号議案及び議第87号議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第88号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 次に、議第88号 平成30年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第88号の提案理由を申し上げます。

本議案についても、同様に地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案を申し上げます。

平成30年度の決算額では、歳入総額354円、歳出総額は同額の354円でありまして、差引残額はゼロであります。

詳細については、会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 高橋由美君登壇〕

○会計管理者（高橋由美君） 議第88号 平成30年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の256ページ、257ページをご覧ください。

歳入からご説明いたします。

款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読説明いたします。

1 款財産収入、収入済額354円、内訳は土地開発基金利子でございます。不納欠損額及び収入未済額ともにゼロです。

以下、2 款繰入金、3 款繰越金については、収入済額、不納欠損額及び収入未済額はゼロでございます。

歳入合計、予算現額1,000円、調定額及び収入済額ともに354円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス646円でございます。

次ページをご覧ください。

歳出についてご説明いたします。

歳出につきましては、款、支出済額の順にご説明いたしますが各款とも翌年度繰越額がゼロでございますので、支出済額のための説明とさせていただきます。

1 款公共用地取得費ゼロ。

2 款繰出金354円。

歳出合計、予算現額1,000円、支出済額354円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と

支出済額との比較、646円、歳入歳出差引残額はゼロでございます。

詳細につきましては、次ページからの「事項別明細書」、265ページの「財産に関する調書」、及び別冊の決算附属資料、「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

以上で、土地取得特別会計歳入歳出における決算内容の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議なしと認めます。

よって、議第88号議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

ここで、10時40分まで休憩とします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時40分

○議長（清水清一君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議第89号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 議第89号 平成30年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第89号の提案理由を申し上げます。

本議案についても、同様に地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

平成30年度の決算額では、歳入総額3,422万2,863円、歳出総額2,953万6,643円で、差引残額は468万6,220円となりました。

詳細については、会計管理者から説明させますのでご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 高橋由美君登壇〕

○会計管理者（高橋由美君） 議第89号 平成30年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の266ページ、267ページをご覧ください。

歳入からご説明いたします。

款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読させていただきます。

1 款分担金及び負担金、収入済額3,101万円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ。

2 款繰越金、収入済額321万2,863円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ。

歳入合計、予算現額3,181万円、調定額及び収入済額3,422万2,863円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ、予算現額と収入済額との比較241万2,863円でございます。

次のページをご覧ください。

歳出についてご説明いたします。

1 款総務費、支出済額2,913万6,643円、翌年度繰越額ゼロ。

歳出合計、予算現額3,181万円、支出済額2,953万6,643円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較227万3,357円、歳入歳出差引残額は468万6,220円でございます。

詳細については、次ページからの「事項別明細書」、別冊の「主要施策の成果説明書」を

ご覧ください。

以上で、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算内容の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を、予算決算常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議なしと認めます。

よって、議第89号議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第90号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 議第90号 平成30年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第90号の提案理由を申し上げます。

本議案についても、同様に地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

平成30年度の決算額では、歳入総額2億3,998万6,127円、歳出総額も同額でありまして、差引残額はありません。

詳細については、会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 高橋由美君登壇〕

○会計管理者（高橋由美君） 議第90号 平成30年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の275ページ、276ページをご覧ください。

歳入からご説明いたします。

款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読させていただきます。

1 款分担金及び負担金、収入済額484万5,500円、不納欠損額59万6,000円、収入未済額216万7,000円。

2 款使用料及び手数料、収入済額4,459万6,939円、不納欠損額2万1,060円、収入未済額11万3,175円。

3 款国庫支出金、収入済額、不納欠損額及び収入未済額ゼロ。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額はゼロでございますので、収入済額の欄のみの説明とさせていただきます。

5 款繰入金 1 億6,054万7,783円。

6 款繰越金ゼロ。

7 款諸収入149万5,905円。

8 款町債2,850万円。

歳入合計、予算現額 2 億4,563万1,000円、調定額 2 億4,288万3,362円、収入済額 2 億3,998万6,127円、不納欠損額61万7,060円、収入未済額228万175円、予算現額と収入済額との比較マイナス564万4,873円でございます。

次ページをご覧ください。

歳出についてご説明いたします。

款、支出済額、翌年度繰越額の順に朗読いたします。

1 款下水道費、支出済額4,702万8,658円、翌年度繰越額ゼロ。

以下、各款とも翌年度繰越額がゼロでございますので、支出済額の欄のみの説明とさせていただきます。

2 款業務費8,125万2,587円。

3 款公債費 1 億1,170万4,882円。

4 款予備費ゼロ。

歳出合計、予算現額 2 億4,563万1,000円、支出済額 2 億3,998万6,127円、翌年度繰越額ゼロ、不用額並びに予算現額と支出済額との比較564万4,873円、歳入歳出差引残額はゼロでございます。

詳細につきましては、次ページからの「事項別明細書」、290ページからの「財産に関する調書」のほか、別冊「主要施策の成果説明書説明書」をご覧ください。

以上で、公共下水道事業特別会計歳入歳出にける決算内容の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議なしと認めます。

よって、議第90号議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第91号～議第93号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 次に、議第91号 平成30年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第92号 平成30年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、及び議第93号 平成30年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、を一括議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第91号、議第92号及び議第93号の提案理由を申し上げます。

本3議案についても、同様に地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案を申し上げます。

議第91号 平成30年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算では、歳入歳出の総額とも3,330万542円となり、差引残額はありません。

議第92号 平成30年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算では、歳入歳出の総額とも777万4,346円となり、差引残額はありません。

議第93号 平成30年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算では、歳入歳出の総額とも1,585万7,609円となり、差引残額はありません。

詳細については、会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 高橋由美君登壇〕

○会計管理者（高橋由美君） 議第91号 平成30年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計、議第92号 平成30年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計及び議第93号 平成30年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計について、続けてご説明を申し上げます。

平成30年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の292ページ、293ページをご覧ください。

歳入から、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で朗読いたします。

1 款分担金及び負担金、収入済額194万2,500円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロでございますので、収入済額の欄のみの説明とさせていただきます。

2 款使用料及び手数料454万8,735円。

3 款繰入金931万6,753円。

4 款諸収入 4 万2,554円。

5 款国庫支出金1,000万円。

6 款県支出金400万円。

8 款町債340万円。

歳入合計、予算現額3,488万円、調定額及び収入済額ともに3,330万542円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス157万9,458円でございます。

次ページをご覧ください。

歳出について、款、支出済額、翌年度繰越額の順でご説明いたします。

1 款総務費、支出済額465万6,449円、翌年度繰越額ゼロ。

以下、各款とも翌年度繰越額がゼロでございますので、支出済額のための説明とさせていただきます。

2 款公債費824万2,893円。

3 款漁業集落環境整備費2,040万1,200円。

歳出合計、予算現額3,488万円、支出済額3,330万542円、翌年度繰越額ゼロ、不用額、予算現額と支出済額との比較157万9,458円でございます。歳入歳出差引残額はゼロでございます。

詳細については、次ページからの「事項別明細書」、303ページ、「財産に関する調書」、及び別冊の「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

引き続きまして、305ページ、306ページをご覧ください。

南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳入から、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で朗読させていただきます。

1 款分担金及び負担金、収入済額14万9,310円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロでございますので、収入済額の欄のための説明とさせていただきます。

2 款使用料及び手数料384万700円。

3 款繰入金374万4,838円。

5 款諸収入 3 万9,498円。

歳入合計、予算現額852万4,000円、調定額及び収入済額ともに777万4,346円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス74万9,654円でございます。

次ページをご覧ください。

歳出については、款、支出済額、翌年度繰越額の順に説明いたしますが、翌年度繰越額はゼロでございますので、支出済額の欄のみの説明とさせていただきます。

1 款総務費417万8,818円。

2 款公債費359万5,528円。

歳出合計、予算現額852万4,000円、支出済額777万4,346円、翌年度繰越額ゼロ、不用額、予算現額と支出済額との比較は74万9,654円でございます。歳入歳出差引残額はゼロでございます。

詳細については、次ページからの「事項別明細書」、及び「財産に関する調書」のほか、別冊の「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

次に、356ページ、357ページをご覧ください。

平成30年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入から、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順にご説明いたします。

1 款分担金及び負担金、収入済額10万8,000円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロでございますので、収入済額の欄のみの説明とさせていただきます。

2 款使用料及び手数料341万210円。

3 款繰入金1,227万3,368円。

5 款諸収入6万6,031円。

歳入合計、予算現額1,682万4,000円、調定額及び収入済額1,585万7,609円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス96万6,391円でございます。

次ページをご覧ください。

歳出については、款、支出済額、翌年度繰越額の順で説明いたしますが、翌年度繰越額がゼロでございますので、支出済額の欄のみの説明とさせていただきます。

1 款総務費368万9,641円。

2 款公債費1,216万7,968円。

歳出合計、予算現額1,682万4,000円、支出済額1,585万7,609円、翌年度繰越額ゼロ、不用額、予算現額と支出済額との比較96万6,391円でございます。歳入歳出差引残額はゼロでございます。

詳細については、次ページからの〔事項別明細書〕、「財産に関する調書」、及び別冊「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

以上で、子浦、中木、妻良それぞれの漁業集落排水事業特別会計歳入歳出における決算内容の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は議案番号を明示し質疑してください。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案３件を、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議なしと認めます。

よって、議第91号議案、議第92号議案及び議第93号議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第94号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 次、議第94号 平成30年度南伊豆町水道事業会計決算認定について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第94号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公営企業法第30条第４項の規定に基づき議会の承認をいただくもので、監査委員の意見を付して提案申し上げます。

当期の水道事業収益は、３億4,613万2,932円となり、事業費用では、３億2,038万1,780円

となりました。資本的収支の決算額では、企業債及び国県補助金等を含めた収入額で8,969万618円となり、建設改良費のほか、企業債償還金等に係る支出額では2億2,698万1,912円となりました。このため、収支において不足する額1億3,729万1,294円は、過年度損益勘定留保資金ほかで補填いたしました。

詳細については、生活環境課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。

高橋正明代表監査委員。

〔代表監査委員 高橋正明君登壇〕

○代表監査委員（高橋正明君） それでは、お手元の資料に基づきましてご報告いたします。

平成30年度南伊豆町水道事業会計決算審査意見書。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成30年度南伊豆町水道事業会計決算及び関係帳簿、証書類を審査した。

なお、審査結果に基づく意見は別紙のとおりとする。

令和元年7月31日。

南伊豆町監査委員、高橋正明。同、長田美喜彦。

次ページをご覧ください。

平成30年度南伊豆町水道事業会計決算審査意見書。

第1、審査の概要。

1、審査の期間。令和元年6月19日から同年7月31日。

2、審査実施場所、役場庁舎。

3、審査の手続。

この決算審査に当たっては、町長から提出された決算書類が、水道事業の経営成績及び財務状態を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿、証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施した。

ついで、平成30年度の会計処理においては、地方公営企業に導入された新会計基準により本事業の経営内容を把握するため、計数の分析を行い経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として考察した。

第2、審査の結果。

1、決算諸表について。

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財務状態を概ね適正に表示しているものと認める。

以下、2の経営状況についてから6ページ（5）の水質検査契約につきましては記載のとおりです。後ほどご確認をお願いします。

それでは7ページの第3むすび、業務状況についてみると、給水人口は8,135人で前年度と比較して89人（1.1%）増加し、給水戸数も4,436戸で19戸（0.4%）増加している。

水道収益に直結する総配水量は163万4,175立方メートルと前年度と比較して10万6,815立方メートル（6.1%）減少し、総有収水量も122万3,951立方メートルと前年度と比較して2万9,397立方メートル（2.4%）減少している。

このことから、有収率は74.9%と同規模団体の全国平均78.43%と比較すると3.53ポイント下回っており、老朽管の更新や漏水対策にしっかり対応して、まさに「捨て水」とならないよう対応し、有収率の向上を図られたい。

次に、水道施設整備については、平成22年度より南伊豆町水道施設整備基本計画に基づき老朽管の更新等に着手されており、吉祥地区内において、国県補助を受けて2,257メートルの配水管布設替え工事が完了した。

また、下賀茂地区、南上地区、子浦、青市、加納地区において、老朽化に伴い1,082メートルの配水管布設替え工事を行った。

引き続き、近年予想されている南海トラフ等の大規模地震が発生しても継続して飲料水を安定供給するため事業を着実に進めていただきたい。

次に、経営成績については、当年度末未処分利益剰余金は3,224万2,000円となるものの、総収入3億1,699万6,000円に対し、総費用3億945万円と、純利益1,815万9,000円を計上するが、平成30年度一般会計繰入金4,075万5,000円を除いた場合、収支は大幅な赤字となる。

平成25年度から3カ年にわたり、水道料金の値上げを実施してきたが、この結果を踏まえて、今後は更なる水道料金の値上げの検討も必要。

また、水道料金未収金については、平成30年度末207万1,000円と前年度比116万2,000円減少しており、このうち現年度未収金が117万7,000円減少している。一方、長期及び恒常的未納者についても、給水停止等の対策強化により減少傾向にあるが、不納欠損処分3万6,000円を計上していることから、今後も引き続き受益者負担の公平性について理解を得ながら未収金の解消に努められたい。

人口減少社会の到来、観光産業の低迷に伴う流動人口の減少のほか、節水型家庭用品の普及により有収水量の大幅な増加は期待できない状況にある中で、一方では、老朽化した水道施設の更新など設備投資が必要となり収益に反映されない資本費の増加が見込まれるため、さらに厳しい財務状況となることが推察される。水道事業を取り巻く情勢を認識した上で、平成26年度から導入した民間活力を活用し、健全経営に努められるとともに、安全、安心、安定した飲料水の供給に取り組まれることを望むものである。

令和元年 7 月 31 日。

南伊豆町監査委員、高橋正明。同、長田美喜彦。

以上でございます。

○議長（清水清一君） 監査委員の決算審査意見書の報告を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長 高野克巳君登壇〕

○生活環境課長（高野克巳君） 平成30年度南伊豆町水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

決算書 1、2 ページをご覧ください。

水道事業会計予算書第 3 条に係る収益的収入及び支出の決算額となります。

収入から順にご説明いたしますが、本報告は消費税を含むものでございます。

第 1 款水道事業収益では、予算額 3 億 3,207 万 7,000 円に対しまして、決算額 3 億 4,613 万 2,932 円となり、1,405 万 5,932 円の増となりました。

内訳では、第 1 項営業収益で 2 億 5,561 万 3,021 円、第 2 項営業外収益で 7,990 万 6,721 円、第 3 項特別利益で 1,061 万 3,290 円となっております。

次に、支出であります。第 1 款水道企業費用では、予算額 3 億 2,106 万 6,000 円に対し、決算額 3 億 2,038 万 1,780 円となり、不用額は 68 万 4,220 円となりました。

内訳としては、第 1 項営業費用で 3 億 20 万 2,782 円、第 2 項営業外費用で 2,117 万 8,998 円となり、また、項目別決算額に係る仮受消費税及び地方消費税等の計算説明については、決算書 39 ページに記載してございますので割愛させていただきます。

次に、3、4 ページをご覧ください。

第 4 条に係る資本的収入及び支出の決算額でありまして、収入から順にご説明いたします。

第 1 款資本的収入の予算額 9,234 万 3,000 円に対しまして、決算額 8,969 万 618 円となり、

265万2,384円の減となりました。

内訳では、第1項他会計繰入金が182万4,538円、第2項国県補助金で2,153万7,000円、第3項企業債4,300万円、第5項建設改良工事負担金で2,332万9,080円となっております。

次に、支出であります。第1款資本的支出の予算額2億4,694万6,000円に対しまして、決算額2億2,698万1,912円となり、不用額は1,996万4,088円となりました。

この内訳では、第1項建設改良費に1億6,051万3,504円、第2項企業債償還金で6,646万8,408円。なお、資本的収入から資本的支出額に不足する額1億3,729万1,294円は、過年度損益勘定留保資金1億2,941万4,923円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額787万6,371円で補填いたしました。

次に、5、6ページの損益計算書をご覧ください。

本計算書につきましては、税抜き表示となっております。

1、営業収益では、(1)給水収益から(2)その他営業収益の合計額で2億3,708万7,132円となりまして、2、営業費用では、(1)原水浄水、送水、配水給水費から(6)その他営業費用の合計額で2億8,981万6,848円となりました。このため、営業損益は5,272万9,716円となります。

3、営業外収益では、(1)受取利益及び配当金から(4)長期前受金戻入までの合計額が7,990万8,480円となり、4、営業外費用では、(1)支払利息及び企業債取扱諸費及び(2)雑支出の合計1,963万2,943円となりましたので、差引営業利益は6,027万5,541円となっております。このため営業利益は、754万5,825円となりました。

5、特別利益は、(1)過年度損益修正益として1,061万3,190円が計上されました。

当該経常利益と特別利益は当年度純利益1,815万9,015円となり、前年度繰越利益剰余金1,108万3,026円を合わせた3,224万2,041円が、当年度未処分利益剰余金となります。

次の、7、8ページは、平成30年度水道事業会計に係る剰余金計算書となっております。資本金には、182万4,538円の一般会計繰入金がありましたので、当年度末残高で15億3,151万5,993円となりました。剰余金のうち、資本剰余金には、当年度変動はなく、1,096万3,416円で、利益剰余金には当年度純利益1,815万9,010円を加えて、3,224万2,041円となりました。このため、資本金と剰余金を合わせた15億7,472万1,450円が、当年度末における資本合計残額となります。

次に、9、10ページの貸借対照表をご覧ください。

資産の部では、1、固定資産の(1)有形固定資産では、35億4,626万1,826円となってお

ります。なお、当該有形固定資産の明細につきましては、決算資料32、33ページに記載の有形固定資産明細書をご覧ください。（２）無形固定資産では、水利権など356万5,000円になりまして、固定資産の合計額35億4,982万6,826円となりました。

また、２、流動資産では、現金預金で8,826万5,318円、未収金で4,698万6,413円、貯蔵品38万2,470円でありまして、流動資産の合計額では１億3,563万4,201円となり、このことから、試算の合計額は、36億8,546万1,027円であります。

負債の部では、３、固定負債で企業債10億5,052万3,843円のほか、４、流動負債で9,098万3,614円、５、繰延収益９億6,923万2,120円などで、21億1,073万9,577円となっております。

資本の部では、６、資本金として自己資本金15億3,151万5,993円のほか、７、剰余金では、資本剰余金1,096万3,416円、利益剰余金3,224万2,041円を加えた4,320万5,457円となり、資本合計では、15億7,472万1,450円であります。

以上のことから、負債資本合計額は36億8,546万1,027円で、資産合計額と同額となるものでございます。

本決算書11ページ以降につきましては、平成30年度水道事業に係る事業報告書でありまして、付属書類としてキャッシュフロー計算書、財務諸表等を添付してございますので、後ほどご確認を賜りますようお願いいたします。

以上で、決算内容の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議なしと認めます。

よって、議第94号議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎散会宣告

○議長（清水清一君） 本日の議事は終了したので、会議を閉じます。

各委員会に付託されました議案審議のため、明日より10月16日までを休会とします。

本日はこれをもって散会します。なお、予算決算常任委員会は、9月30日月曜日朝9時30分からとなりますのでよろしくお願いいたします。

どうもお疲れさまでした。

散会 午前11時22分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 清 水 清 一

署 名 議 員 比 野 下 文 男

署 名 議 員 加 畑 毅

令和元年 9 月定例町議会

(第 4 日 10 月 17 日)

令和元年 9 月南伊豆町議会定例会

議 事 日 程（第 4 号）

令和元年 10 月 17 日（木）午前 9 時 30 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第 81 号 平成 30 年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議第 82 号 平成 30 年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議第 83 号 平成 30 年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議第 84 号 平成 30 年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議第 85 号 平成 30 年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議第 86 号 平成 30 年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議第 87 号 平成 30 年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議第 88 号 平成 30 年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 議第 89 号 平成 30 年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 議第 90 号 平成 30 年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 議第 91 号 平成 30 年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 議第 92 号 平成 30 年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 議第 93 号 平成 30 年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 15 議第 94 号 平成 30 年度南伊豆町水道事業会計決算認定について

日程第 16 議第 95 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和元年度南伊豆町一般会計補正予算（第 3 号））

日程第 17 発議第 1 号 地震財特法の延長に関する意見書

日程第 18 各委員会の閉会中の継続調査申出書

日程第 19 議員派遣の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10 名）

1 番	黒 田 利貴男 君	2 番	宮 田 和 彦 君
3 番	比野下 文 男 君	4 番	加 畑 毅 君
5 番	谷 正 君	6 番	長 田 美喜彦 君
7 番	稲 葉 勝 男 君	8 番	清 水 清 一 君
9 番	漆 田 修 君	10 番	齋 藤 要 君

欠席議員（1 名）

11 番 横 嶋 隆 二 君

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岡 部 克 仁 君	副 町 長	橋 本 元 治 君
教 育 長	佐 野 薫 君	総 務 課 長	渡 邊 雅 之 君
企 画 課 長	菰 田 一 郎 君	地方創成室長	勝 田 智 史 君
地域整備課長	飯 田 満寿雄 君	商工観光課長	齋 藤 重 広 君
町 民 課 長	高 野 喜久美 君	健康増進課長	山 田 日 好 君
福祉介護課長	高 橋 健 一 君	教 育 委 員 会 長	大 野 孝 行 君
生活環境課長	高 野 克 巳 君	会 計 管 理 者	高 橋 由 美 君

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 佐 藤 禎 明 係 長 内 藤 彰 一

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（清水清一君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより、令和元年9月南伊豆町議会定例会本会議第4日の会議を開きます。

会議に先立ち、横嶋隆二議員より議長宛に本日の会議の欠席届が提出され、受理していることを報告いたします。

◎議事日程説明

○議長（清水清一君） 本日の議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水清一君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

3番議員 比野下 文 男 君

4番議員 加 畑 毅 君

◎議第81号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） これより議案審議に入ります。

議第81号 平成30年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君） おはようございます。

予算決算常任委員会委員長の長田でございます。

それでは、委員会報告を申し上げます。

お手元の資料をご覧ください。

令和元年10月17日、南伊豆町議会議長、清水清一様。予算決算常任委員会委員長、長田美喜彦。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議第81号 平成30年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定については、審査の結果、原案のとおり認定することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1日目、開催月日及び会場、令和元年9月30日、南伊豆町役場議場。

会議時間、午前9時30分から午前11時27分。

委員会の出席状況、事務局、説明のため出席した町当局職員は記載のとおりであります。

2日目、開催月日及び会場、令和元年10月1日、南伊豆町役場議場。

会議時間、午前9時30分から午前11時39分。

委員会の出席状況、事務局、説明のため出席した町当局職員は記載のとおりです。

議事件目、付託件目、議第81号 平成30年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

審議中にあった質疑または意見要望事項、朗読をもって行います。

問い、答えということをお願いをいたします。

第1款会議費、第2款総務費、第8款消防費、第11款公債費、第12款予備費及びその関連歳入についての審議であります。

問 土地の相続による所得者不明等の質問がなされた。

答 税に留まることでなく、山林整備の関係もあるので、これから何ができるかを考える。

問 実質収支比率、経常収支比率の質問がなされた。

答 実質収支比率は昨年度より数値が落ちている。本年度はふるさと寄附金が例年に比べ少なく、財政調整基金の取り崩しを行ったことが主な原因である。経常収支比率は県から88%以下と言われているが、87.6%でかろうじて保っている。

問 消防施設の消火栓移設の質問がなされた。

答 各地の区長さんより土地の承諾書を得て行っている。

問 基幹業務のシステム改修等の質問がなされた。

答 マイナンバー、住民基本台帳、年金番号があるが、現在は統合の話はない。

問 コンビニ収納の質問がなされた。

答 コンビニ収納は税が対象である。

問 地域公共交通活性化協議会負担金への質問がなされた。

答 県を主体とした鉄道が通じていない南伊豆、松崎、西伊豆、沼津の一部を中心として支出している。

問 ふるさと寄附金の返礼品が5割から3割になった今後の対応への質問がなされた。

答 町も対策を考えている。担当と検討していく。

問 不納欠損についての質問がなされた。

答 税法上に基づいての不納欠損の流れである。

問 地域コミュニティ活性化事業補助金への質問がなされた。

答 昨年、伊浜にて実施した。

問 財産調書に対しての質問がなされた。

答 一般会計決算書については、全国共通の調書である。

問 石廊崎オーシャンパークのイノシシや鹿の対策への質問がなされた。

答 緑化スペースが0.5ヘクタールであるので、柵をつくることはない。

問 あいあい岬にかけての開発の質問がなされた。

答 この1、2年については、まだオーシャンパークの整備にかかる。

問 空き家バンクの質問がなされた。

答 登録物件は22件あるが、物件の状況によって利用されやすいものと、利用されにくいものがある。また、お試し物件として、旅館業の許可を得たうえで、宿泊施設として運用している。

問 個人番号カードの普及率の質問がなされた。

答 8月末時点で13.42%である。

問 津波監視カメラの運用についての質問がなされた。

答 しばらくは現行の運用でいく。

問 サテライトオフィスの費用対効果についての質問がなされた。

答 サテライトオフィスを設置した事業者は1社となっている。費用対効果として満足さ

れる結果か否かは判断が難しい。今後も継続していきたい。

問 消防団員の確保と女性団員の公募の質問がなされた。

答 女性団員については、広報のほうで応募をかけた。団員は10名ほど欠員が出ている。本部のほうと定員については検討していく。

第3款民生費、第4款衛生費、第9款教育費及び関連歳入についての質問であります。

問 スポーツ振興基金の運用内容の質問がなされた。

答 スポーツの関係講演を実施した。また、体育館や武道館などの修繕もできるのではないかと考えている。

問 トイレ改修についての質問がなされた。

答 全てを洋式化するというのは進めていない。和式は残す。

問 文化財管理に対する質問がなされた。

答 町の南史会の方に保護や調査を依頼している。町史などの発行を行っている。

問 高校生バス通学費、また定時制生徒への対応への質問がなされた。

答 人数は少し増えている。定時制生徒への対応は検討してみたが、時間が合わないので手が打てていない。

問 タブレット、ICT運用の状況への質問がなされた。

答 各校で研究を進めている。

問 焼却灰処理場の使用期限への質問がなされた。

答 現施設は約2年程度使用できる。また、新しい施設を建設中である。

問 避難行動要支援者名簿管理システムへの質問がなされた。

答 要支援者のデータベースによる事務作業の効率化と、地図データとの連携による避難支援の迅速化を図るシステムである。

問 順天堂のバス運行の調整への質問がなされた。

答 関係市町とも協議して検討していく。

第5款農林水産費、第6款商工費及び関連歳入についての質問であります。

問 稚貝、稚魚放流事業補助金への質問がなされた。

答 イセエビ、アワビ、マダイの放流である。漁業が主体となって行っている。

問 商工振興事業資金の質問がなされた。

答 金融機関が申請窓口となり、融資限度額がある。

問 駿河湾観光活性化事業費負担金への質問がなされた。

答 フェリーの利活用に、県と３市３町で利用者を増やすための協議会への負担金である。

問 ＯＷＳに対しての質問がなされた。

答 毎年、台湾成人遊泳協会より選手を招聘しているが、今回は10名の一般参加選手もあった。継続により町をＰＲしていく。

問 公共交通機関等利活用観光活性化事業への質問がなされた。

答 今後も継続していく。

問 チャレンジショップへの質問がなされた。

答 13店舗あった。今後は１カ月にこだわらないで進めていく。

問 吉祥町有地管理業務への質問がなされた。

答 14区画で、９区画を使用している。

問 インバウンド振興についての質問がなされた。

答 台湾がメインである。

第７款土木費、第10款災害復旧費及び関連歳入についての質問であります。

問 河川愛護助成金への質問がなされた。

答 各区にある河川の草刈りと海岸清掃である。

以上です。

○議長（清水清一君） 委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者ありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第81号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第81号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第 8 2 号～議第 8 4 号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 議第82号 平成30年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第83号 平成30年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について及び議第84号 平成30年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君） 委員会報告を申し上げます。

お手元の資料をご覧ください。

令和元年10月17日、南伊豆町議会議長、清水清一様。予算決算常任委員会委員長、長田美喜彦。

委員会審査の報告書。

本委員会に付託されました議第82号から議第84号までの平成30年度南伊豆町各特別会計歳入歳出決算認定については、審査の結果、原案のとおり認定することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

開催月日及び会場、令和元年10月1日、南伊豆町役場議場。

会議時間、午前9時30分から午前11時39分。

委員会の出席状況、事務局、説明のため出席した町当局職員は記載のとおりです。

議事件目、付託件目、議第82号から朗読します。

議第82号 平成30年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第83号 平成30年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第84号 平成30年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

審議中にあった質疑、意見要望事項、質問、意見等はありませんでした。

○議長（清水清一君） 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は議案番号を明示し、質疑してください。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第82号議案の委員会報告に対する反対者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 次に、議第82号議案、委員会報告の賛成者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 次に、議第83号議案の委員会報告に対する反対者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 次に、賛成者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 次に、議第84号議案の委員会報告に対する反対者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 次に、賛成者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者ありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第82号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第82号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第83号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第83号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第84号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第84号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第85号～議第88号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 議第85号 平成30年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第86号 平成30年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第87号 平成30年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について及び議第88号 平成30年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託された議第85号から議第88号までの平成30年度南伊豆町各特別会計歳入歳出決算認定については、審査の結果、原案のとおり認定することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

開催月日及び会場、会議時間、委員会の出席状況、事務局、説明のため出席した町当局職員は記載のとおりです。

議事件目、付託件目、議第85号から朗読します。

議第85号 平成30年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第86号 平成30年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第87号 平成30年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第88号 平成30年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

審議中にあった質疑、意見要望事項、質問事項、意見等はありませんでした。

以上です。

○議長（清水清一君） 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は議案番号を明示し、質疑してください。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第85号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 賛成者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 次に、議第86号議案の委員会報告に対する反対者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 次に、賛成者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 次に、議第87号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 賛成者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 次に、議第88号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 次に、賛成者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者ありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第85号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第85号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第86号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第86号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。
採決します。

議第87号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第87号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。
採決します。

議第88号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第88号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第89号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第89号 平成30年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託された議第89号 平成30年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定については、審査の結果、原案のとおり認定することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

開催月日及び会場、会議時間、委員会の出席状況、事務局、説明のため出席した町当局職員は記載のとおりです。

議事件目、付託件目、議第89号 平成30年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり

り認定することに決定。

審議中にあった質疑、意見、要望はありませんでした。

以上です。

○議長（清水清一君） 委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 賛成者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者ありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第89号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第89号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第90号～議第93号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 議第90号 平成30年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第91号 平成30年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第92号 平成30年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について及び議第93号 平成30年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、を一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託された議第90号から議第93号までの平成30年度南伊豆町各特別会計歳入歳出決算認定については、審査の結果、原案のとおり認定することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

開催月日及び会場、会議時間、委員会の出席状況、事務局、説明のため出席した町当局職員は記載のとおりです。

議事件目、付託件目、議第90号から朗読します。

議第90号 平成30年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第91号 平成30年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第92号 平成30年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第93号 平成30年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

質問等意見。

議第90号 平成30年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

問 加入率の質問がなされた。

答 湊地区74.2%、手石地区53.6%、下賀茂地区24.9%、全体で53.5%である。

問 加入促進への質問がなされた。

答 現在、事務委託している業者に実績があるため、協議しながら進めていきたい。

問 下水道での硫化水素発生の質問がなされた。

答 5年に1度管の検査をしている。安全面をしっかりと見ている。

議第91号 平成30年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、質問、意見はありませんでした。

議第92号 平成30年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、質問、意見はありませんでした。

議第93号 平成30年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、質問、意見はありませんでした。

以上です。

○議長（清水清一君） 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は議案番号を明示し、質疑してください。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第90号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 賛成者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 次に、議第91号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 賛成者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 次に、議第92号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 賛成者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 次に、議第93号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 賛成者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者ありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第90号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第90号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、採決します。

議第91号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第91号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第92号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第92号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第93号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第93号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第94号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 議第94号 平成30年度南伊豆町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託された議第94号 平成30年度南伊豆町水道事業会計決算認定については、審査の結果、原案のとおり認定することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

開催月日及び会場、会議時間、委員会の出席状況、事務局、説明のため出席した町当局職員は記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、議第94号 平成30年度南伊豆町水道事業会計決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

審議中にあった意見要望事項。

問 意見書への質問がなされた。

答 公営企業会計化に向けて、経営診断をしながら値上げについて協議をしていく。
以上です。

○議長（清水清一君） 委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者ありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第94号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第94号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 議第95号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和元年度南伊豆町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第95号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和元年9月8日接近の台風15号及び10月12日に接近上陸した台風19号により被害を受けた施設を復旧するに当たり、その経費を一般会計補正予算（第3号）で予算化する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、10月13日付で専決処分いたしました。

詳細については、総務課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） それでは、議第95号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の1ページ目をご覧ください。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に1億4,181万5,000円を追加し、予算の総額を54億923万4,000円とするものでございます。

それでは、まず初めに、歳出に係ります主な補正項目から説明をさせていただきます。

予算書の14ページから17ページにかけてをご覧くださいと思います。

10款災害復旧費に1億4,073万円を計上し、9月8日接近の台風15号及び10月12日上陸の台風19号により被災した漁港施設及び公共土木施設の早期復旧を図るものでございます。

引き続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

12ページ、13ページにお戻りください。

漁港施設及び公共土木施設の復旧に当たり、一部が国の採択要件に該当する見込みであることから、15款1項3目災害復旧費国庫負担金に2,933万3,000円を計上し、合わせて、国庫負担金充当後の残額及び国の採択要件に該当しない災害復旧費の財源として、22款1項9目災害復旧債に8,150万円を計上をいたしました。このほか、11款1項1目地方交付税に3,098万2,000円を計上し、財源不足額の調整を行いました。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

また、台風19号の経過につきましては、まとめたものをお手元に配付してございますので、ご覧いただければと思います。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

漆田議員。

○9番（漆田 修君） 先ほど台風19号の経過報告書をいただきましたが、これは台風19号関係ですね。さきには15号の補正をこの議会に上程させていただくということでありましたが、

ページ数でいきますと最後の17ページですか、現年災工事と、あと河川の復旧工事、両方とも現年災ですが、これは場所はどちらでしょうか。それが第1点です。

そして、あともう一つ、こういう場合はどうなんですかということをちょっとお聞きしたいんですが、行政区がありますね。例えば、下賀茂、加納、二條とか、そういうところの区の財産が今回の災害でかなりの被害を受けているんですが、下賀茂で言いますと、旧詰所の屋根が吹き飛ばされたとか、そういったことに対する町の補助制度というのはあり得るのでしょうか。

この2点について、ちょっとお答えいただけますか。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

台風15号による災害復旧は9件ほどございまして、そのうち河川と道路でございまして、青市の中組のほうにございまして山田出鼻線というのがございまして。そのほか9件ということでございまして。

それと、あと、19号に関しましては、海岸のほうに対しましては石廊崎とあと、下流と大瀬漁港のほうが19号のほうで被災しておりますので、そちらのほうを計上させていただいております。

以上です。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

コミュニティ関係補助金なんですけれども、要綱上は上限につきまして50万ということで、もう既に完了はしておりますが、要綱内に首長の特に認めるものという項目がございまして、その適用で、台風19号の緊急被害によるものという中で対応を考えたいと検討しております。

しかしながら、建更等の保険等に入っている場合もあろうかと思っておりますので、その際に関しましては、まず、保険適用部分は除外という形の中で、保険でおさまらない部分についての補填についてを検討させていただきます。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田議員。

○9番（漆田 修君） 企画課長のご答弁の中で、マックス50万ということではありますが、例えば、自分の区のことを申し上げて申しわけないんですが、結局6桁ではおさまらないと思うんです。7桁の改修費用がかかると思うんですが、その中で50万が、保険適用の差額の分

は補助金として用意することができるという、そういう理解でよろしいんですか。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

保険適用外の部分につきましてで、なおかつ地域出資額が半額、そしてコミュニティ補助金適用が半額の上50万円が上限ということになります。

以上です。

○議長（清水清一君） よろしいですか。

そのほかにございませんか。

谷正議員。

○5番（谷 正君） 災害復旧でちょっと確認させてください。

災害復旧費の国庫負担金が2,933万3,000円で、町債は8,150万という形の中で、一般財源は377万6,000円ということであるんですが、災害復旧の基準、1カ所当たり60万円でしたか。1カ所、災害復旧の該当は。

〔「はい」と言う人あり〕

○5番（谷 正君） その60万円以上のものについては、当然、災害復旧の2,933万3,000円の中に入りますよね、国庫負担で。それ以外のもの、それから災害復旧費の国庫負担金のやつは何カ所ぐらいあります。この60万以下のものについては、当然、町債でこの予算書ですとやると思うんですが、その箇所数、いわゆる災害復旧に該当する60万以上のものが何カ所、それから、町単独で工事をやらなければならないものが何カ所ぐらいあるか。現時点でどのぐらいあるかお願いします。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

19号ですと機械借り上げのほうが19件、あと、町単独債のほうでございますが、こちらのほうが6件ほどございます。それと、公共債に該当しない海岸のほうですけれども、6件ほどございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正議員。

○5番（谷 正君） 今、機械借り上げの関係がありましたけれども、その機械借り上げの分は60万円以上の災害復旧ということですか。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） こちらのほうの機械借り上げにつきましては国庫補助ではございません。

以上です。

○議長（清水清一君） 稲葉勝男議員。

○7番（稲葉勝男君） 今回、15号に引き続いて19号の台風ということで、非常に全国的に広範囲に19号、77名の死者が出ている。また、10名の不明者も出ているということで、本当に皆さんのご冥福をお祈りするんですけども、非常に今回の台風は今までにないぐらい大きいということで心配していたんですけども、不幸中の幸い、言い方がちょっとまずいかもしれないですけども、石廊崎を境に東と西、全然災害の現場も違います。

それで、今回町長のほうでこうやって専決処分で早速処理してくれた。処理というか、対応してくれたということ、本当にありがたく思います。

その中で、実は先ほどから話に出ていますコミュニティの関係なんですけれども、実は私、中木地区のコミュニティが強風によって屋根が破損したと、それで、これは実は来年度改修予定で、それでコミュニティの補助金をもらって改修をする。そして、あとは地域で対応する。その中にももちろん皆さんご存知のように、三坂財産区のほうからも負担をしていただくということになっております。ですからこの辺の兼ね合い、これから建更の部分もあります。そういう中で、今後中木地区の場合はそういう対応をしていただくものですから、12月の補正とかそういうもので、また、三坂財産区のほうの会計等で処理していただくように、地元の区長さんのあたりから要望が出てくると思いますので、これは私の要望ですから、ぜひそれに対するいい対応を町長のほうもしていただければと思うものですから、また、ほかの地区でもいろんな問題が出てくるでしょうけれども、今回こういうあれには先ほどの専決処分だとか、こういう形で本当に迅速にやってもらったということで感謝しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（清水清一君） 答弁はよろしいですか。

〔「答弁はいいです」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） そのほかに質問ありませんか。

宮田議員。

○2番（宮田和彦君） 先ほど課長がおっしゃっていた海岸に関してのちょっと質問なんですけれども、台風15号の経過報告、この中で2ページ目、3ページ目かな、になります。この中に入っていないものがあるんですよ。私、13日の朝からずっと南伊豆町を回っていたんで

すけれども、ちょっと教えてもらいたいですけれども、弓ヶ浜の木の柵等々ありますよね。道路と要するに海、海というんですかね、砂浜との間に、あれが結構波の影響で破壊といいますか、結構洗われて、結構倒れているもんですから、その辺については、この中に入らないのかどうかということをちょっとお聞きしたいと思ひまして。

○議長（清水清一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

先ほどの議員のご質問の木柵につきましては、観光の関係で車両が砂浜に入らないようにというところで設置してあるものですから、添えつけというか、そのままだったもので、今回の専決には入っていませんが、今後、補正等でできるだけ対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田君。

○2番（宮田和彦君） もう一つあれなんですけれども、浜欠けと言ひまして、結構波で、海に向かって左側、要するに丸文のほうのあそこが結構欠けていまして、松の近くまで欠けていますので1回見に行つていただいて、どういうものか。写真はありますんで、今日の朝撮つてきましたんで、後でお見せしますんでよろしくお願ひします。

○議長（清水清一君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） お答えをいたします。

細かいものについてはたくさんあります。ご案内のとおり、今回のものについては急いでやらなければいけないということで、専決処分をさせていただいたものでございます。細々した……、言ひ方ちょっと失礼ですけれども、区のほうからも上がつてきているものがありますので、先ほど来担当の課長のほうからも言っておりますように、また、12月の補正等々で適切な対応をしていきますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思ひます。

○議長（清水清一君） いいですか。

そのほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第95号議案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第95号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、発議第1号 地震財特法の延長に関する意見書を議題とします。

本案は漆田修君が提出者で、所定の賛成議員もあります。趣旨説明を求めます。

漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 発議第1号、第1常任委員長、漆田。

朗読をもって説明に代えさせていただきます。

地震財特法の延長に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年10月17日提出。

南伊豆町議会議長、清水清一様。

提出者、南伊豆町議会議員、漆田修。

賛成者、南伊豆町議会議員。あと、町議会議員ですので、お名前のみ申し上げます。稲葉勝男、齋藤要、横嶋隆二、谷正、長田美喜彦、比野下文男、加畑毅、宮田和彦、黒田利貴男。

提案理由、東海地震に備えて地震防災対策強化地域である本町は、静岡県が作成した地震対策緊急整備事業計画に基づき、各種地震対策事業を鋭意推進してまいりましたが、この計画の根拠となっている地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地震財特法）の延長を求める意見書を提出するものです。

1枚おめくりください。

地震対策法の延長に関する意見書。

本文です。

東海地震に備えて地震防災対策強化地域である本町は、静岡県が作成した地震対策緊急整備事業計画に基づき、各般にわたる地震対策を鋭意講じているところである。この計画は令和元年度末で期限切れを迎えるが、限られた期限内に緊急に整備すべき必要最小限の事業をもって策定されていることから、今後実施すべき事業が数多く残されている。

また、東日本大震災を初めとする近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、県及び市町が一体となって緊急輸送道路、津波防災施設、山崩れ防止柵、避難時避難路の整備、公共施設の耐震化等をより一層推進する必要性が生じている。

したがって、東海地震による災害から地域住民の生命と財産の安全を確保するためには、地震対策緊急整備事業計画の充実と、期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施することにより、地震対策の一層の充実に努めていかなければならない。

よって、国においては、地震対策緊急整備事業計画の根拠となっている地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律を延長するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年10月17日、静岡県賀茂郡南伊豆町議会。

提出先につきましては、国会及び関係行政庁に対し、次ページのとおりとなっておりますので、これは朗読しませんが、よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（清水清一君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

本案は全ての議員より賛成の署名をいただいておりますので、採決いたします。

お諮りします。

発議第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎各委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（清水清一君） 次に、日程第18 閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました「所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項」についてなど、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないもの認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

◎議員派遣の申し出について

○議長（清水清一君） 日程第19 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思いますが、
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないもの認めます。

よって、議員派遣の件はお手元に印刷、配付したとおり派遣することに決定しました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（清水清一君） 本日の議事件目が終了しましたので、会議を閉じます。

9月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、令和元年南伊豆町議会9月定例会は本日をもって閉会とします。

どうもお疲れさまでした。

閉会 午前10時37分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 清 水 清 一

署 名 議 員 日 野 下 文 男

署 名 議 員 加 畑 毅

令和元年 9 月議会定例会審議結果

議 案 番 号	件 目	議決年月日	結 果
報第 5 号	平成30年度南伊豆町健全化判断比率について	9月25日	報 告
報第 6 号	平成30年度南伊豆町資金不足比率について	9月25日	報 告
議第58号	南伊豆町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	9月25日	原案同意
議第59号	南伊豆町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	9月25日	原案同意
議第60号	南伊豆町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について	9月25日	原案可決
議第61号	南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	9月25日	原案可決
議第62号	南伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例制定について	9月25日	原案可決
議第63号	南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	9月25日	原案可決
議第64号	南伊豆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	9月25日	原案可決
議第65号	南伊豆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	9月25日	原案可決
議第66号	南伊豆町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例制定について	9月25日	原案可決
議第67号	南伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	9月25日	原案可決
議第68号	南伊豆町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について	9月25日	原案可決
議第69号	南伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について	9月25日	原案可決
議第70号	平成30年度南伊豆町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	9月25日	原案可決

議 案 番 号	件 目	議決年月日	結 果
議第71号	令和元年度南伊豆町一般会計補正予算（第2号）	9月25日	原案可決
議第72号	令和元年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	9月25日	原案可決
議第73号	令和元年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）	9月25日	原案可決
議第74号	令和元年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	9月25日	原案可決
議第75号	令和元年度南伊豆町南上財産区特別会計補正予算（第1号）	9月25日	原案可決
議第76号	令和元年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	9月25日	原案可決
議第77号	令和元年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	9月25日	原案可決
議第78号	令和元年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	9月25日	原案可決
議第79号	令和元年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	9月25日	原案可決
議第80号	令和元年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）	9月25日	原案可決
議第81号	平成30年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について	10月17日	原案認定
議第82号	平成30年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	10月17日	原案認定
議第83号	平成30年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	10月17日	原案認定
議第84号	平成30年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	10月17日	原案認定
議第85号	平成30年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について	10月17日	原案認定

議 案 番 号	件 目	議決年月日	結 果
議第86号	平成30年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について	10月17日	原案認定
議第87号	平成30年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について	10月17日	原案認定
議第88号	平成30年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	10月17日	原案認定
議第89号	平成30年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について	10月17日	原案認定
議第90号	平成30年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	10月17日	原案認定
議第91号	平成30年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	10月17日	原案認定
議第92号	平成30年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	10月17日	原案認定
議第93号	平成30年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	10月17日	原案認定
議第94号	平成30年度南伊豆町水道事業会計決算認定について	10月17日	原案認定
議第95号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和元年度南伊豆町一般会計補正予算（第3号））	10月17日	原案承認
発議第1号	地震財特法の延長に関する意見書	10月17日	原案可決